

# 第4期南魚沼市地域福祉計画

計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度



令和4年3月

南魚沼市



# 目次

	頁
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の根拠や位置づけ、他の計画等との関連.....	2
(1) 関係法令による位置づけ.....	2
(2) 計画の根拠や位置づけ.....	6
(3) 他の計画等との関連.....	7
3 計画の期間 .....	8
4 計画の策定体制.....	9
(1) 市民アンケート調査・事業所アンケート調査.....	9
(2) 地域福祉計画推進委員会.....	9
(3) 地域福祉計画策定部会.....	9
(4) 南魚沼市社会福祉協議会との連携・協力.....	9
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	10
1 データからみた南魚沼市.....	10
(1) 人口 .....	10
(2) 人口動態 .....	11
(3) 世帯などの状況.....	12
(4) 障がい者の状況.....	14
(5) 子どもの状況.....	15
(6) 地域活動等の状況.....	16
(7) 外国人の状況.....	17
(8) 成年後見制度の利用状況.....	18
(9) 再犯者数及び再犯者率の状況.....	19
2 第3期計画の取組状況・評価・課題.....	20
3 第3期計画の総括.....	32
<b>第3章 計画のめざすところ</b> .....	35
1 基本理念 .....	35
2 基本方針 .....	35
3 施策の方向性 .....	36
4 施策の展開 .....	37
施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚.....	37
施策の方向性1－(2) 支えあい活動の推進.....	38
施策の方向性1－(3) 自立を支えるしくみづくり .....	40

施策の方向性 2 - (1) 情報提供やサービス利用の促進 .....	44
施策の方向性 2 - (2) 相談支援機能の充実 .....	45
施策の方向性 2 - (3) 成年後見制度の啓発や権利擁護支援 .....	48
施策の方向性 3 - (1) 人にやさしい環境の整備 .....	51
施策の方向性 3 - (2) 地域の安全に向けた取組 .....	52
施策の方向性 3 - (3) 災害時の支援体制づくり .....	54
<b>第4章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>59</b>
1 それぞれの役割 .....	59
(1) 市民の役割 .....	60
(2) 地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブ等）の役割 .....	60
(3) 民生委員・児童委員の役割 .....	60
(4) 保護司の役割 .....	60
(5) ボランティア・NPOの役割 .....	60
(6) 学校の役割 .....	61
(7) 福祉サービス事業所・企業の役割 .....	61
(8) 社会福祉協議会の役割 .....	61
(9) 市（行政）の役割 .....	61
2 新型コロナウイルス感染症に配慮した福祉活動等の進め方 .....	62
3 計画の進行管理・評価 .....	64
<b>【資料編】</b> .....	<b>65</b>
1 南魚沼市地域福祉計画推進委員会 .....	65
(1) 南魚沼市地域福祉計画推進委員会設置要綱 .....	65
(2) 南魚沼市地域福祉計画推進委員会委員名簿 .....	67
(3) 南魚沼市地域福祉計画推進委員会審議経過 .....	68
(4) 南魚沼市地域福祉計画策定部会委員名簿 .....	69
(5) 南魚沼市地域福祉計画策定部会審議経過 .....	69
2 市民アンケート調査結果 .....	70
(1) 実施概要 .....	70
(2) 調査概要 .....	70
3 事業所アンケート調査結果 .....	78
(1) 実施概要 .....	78
(2) 調査概要 .....	78

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災を契機に、全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。近年も、大規模な自然災害が頻繁に発生しており、災害時のみならず平時からの対応が求められています。国は、災害対策基本法の改正を重ねており、迅速な避難支援のための取組が進められています。

一方で、全国的な人口減少や核家族化の進行は、人々の価値観・ライフスタイルにも影響を与え、家庭や集落でのつながりの希薄化、悩みごとや困りごとの多様化・複雑化として現れ、地域にとっての大きな課題となりつつあります。

加えて、令和 2 (2020) 年 1 月の国内初の感染者確認から続く、新型コロナウイルス感染症の拡大は、福祉やボランティアの活動にも多大な影響を及ぼしています。外出の自粛や交流の制限が求められ、関わりの機会は減少し、活動自体の休止・縮小を余儀なくされています。今後、市民の暮らしが「新しい生活様式」を取り入れ、変化することに対応し、地域の活動についても新たな取組が求められています。

福祉に関する諸制度についても、ここ数年で大きく変化しています。

平成 27 (2015) 年 4 月には生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護制度の手前の段階で、生活に困っている人の自立に向けた支援が始まりました。また、地域共生社会の実現に向けた介護保険法の改正や、母子保健・児童虐待等に対応する子ども・家庭・子育ての新たな支援拠点の整備など、様々な課題への取組が進められています。

このほか、平成 28 (2016) 年 5 月には、認知症や障がいによって判断が難しい人を支援し、意思決定を手助けする制度の利用を促すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行されました。同年 12 月には、犯罪をした人等が社会に復帰した後も地域で孤立することなく暮らし、再び犯罪を行わないよう支援する、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が施行されています。

様々な地域の課題の解決のためには、福祉の分野に限らず、他の分野の組織・団体や関係機関との強い連携が不可欠です。また、行政などの公的な支援（公助）のみならず、自分自身で自立を支える力（自助）や、地域において共に助けあう力（共助）が必要となります。地域で活動する誰もが連携・協働し、「支える側」と「支えられる側」の関係を超えて「支えあう」仕組みをつくることが「地域福祉」であり、本市では地域福祉の推進を図るため「南魚沼市地域福祉計画」を策定しています。

平成 19 (2007) 年 3 月の「第 1 期計画」から始まり、平成 24 (2012) 年 3 月には「第 2 期計画」を、平成 29 (2017) 年 3 月には「第 3 期計画」を、それぞれ内容を見直したうえで策定しています。この度、より一層の地域福祉の推進に向け、現在の「第 3 期計画」の基本理念等を踏襲しつつ、今日的な内容に見直し、「第 4 期計画」を策定します。

## 2 計画の根拠や位置づけ、他の計画等との関連

### (1) 関係法令による位置づけ

#### ① 社会福祉法

社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」こととされています。

また、同法第107条第1項により、市町村は、「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努めるものとする」とされており、本計画は包括的な支援体制の整備に向けた「市町村地域福祉計画」とします。

#### **社会福祉法**

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2（以下略）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2（以下略）

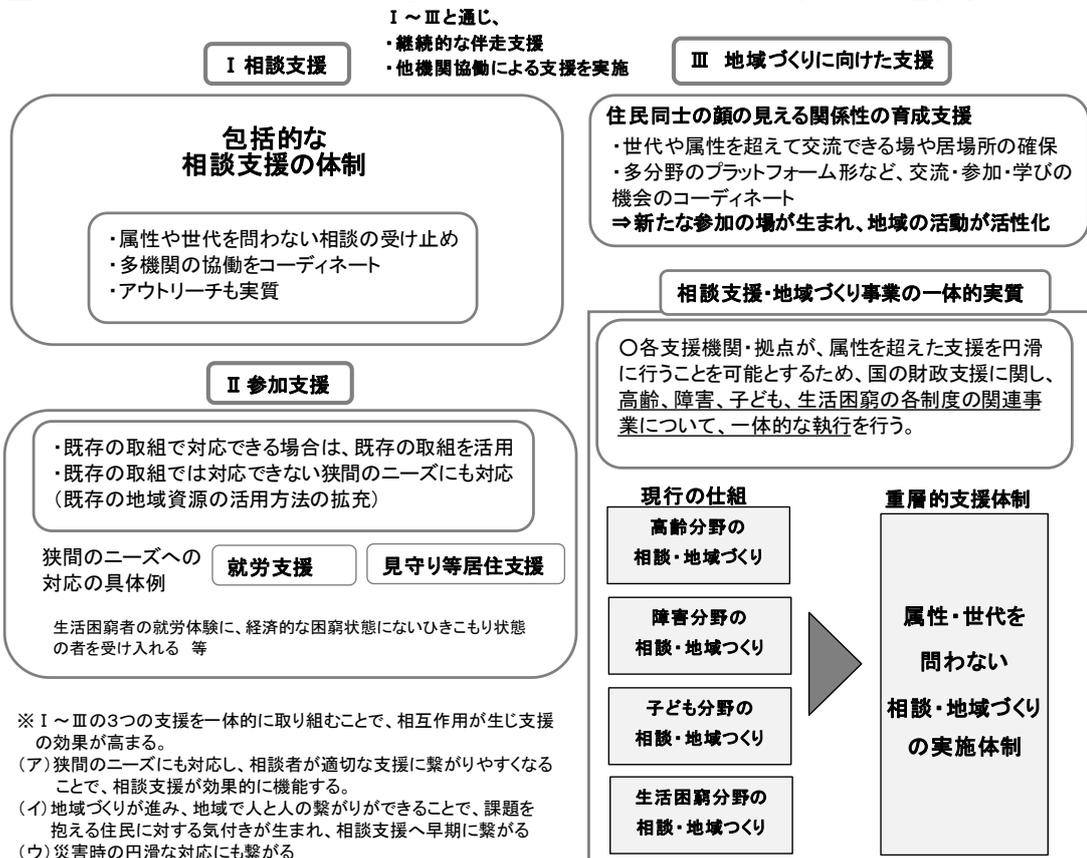
## 地域福祉推進のイメージ



■社会福祉法第106条の4第1項では、「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる」とされています。

### 【重層的支援体制のイメージ図】

(厚生労働省資料を参考に作成)



## ② 生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法第4条第1項により、市は「関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」とされており、本計画はその取組内容等について明記します。

### 生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第4条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。))は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 (以下略)

## ③ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第5条により、(市を含む)地方公共団体は「成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」こととされています。

また、同法第14条第1項により、市は当該区域における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(地方成年後見制度利用促進基本計画)を定めるよう努めるものとする」とされており、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」を兼ね、一体的に策定するものとします。

### 成年後見制度利用促進法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

#### ④ 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第4条第2項により、（市を含む）地方公共団体は「再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」とされています。

また、同法第8条第1項により、市は「当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならない」とされており、本計画は「地方再犯防止推進計画」を兼ね、一体的に策定するものとします。

##### **再犯防止推進法**

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 計画の根拠や位置づけ

地域福祉を推進するための計画には、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の2つの計画があります。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づいて市町村が行政計画として策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が、地域福祉を推進する上での実践的な活動・行動計画として策定する計画です。

本計画は、市全体の理念や取組を定める「地域福祉計画」として、南魚沼市社会福祉協議会が呼び掛け、地域住民、社会福祉活動を行う者・団体、福祉事業者などと協力して策定する「地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携する計画とします。

なお、本計画は前述のとおり、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「地方成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、2030年度までの「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals エスディージーズ)が採択されました。国際社会全体でより良い世界を目指すため、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットで構成されています。国は、翌年12月に「SDGs 実施指針」を決定しましたが、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、人口減少や経済縮小等の地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待される、としています。また、地方自治体が策定する様々な計画にその要素を反映し、多様で独自のSDGs実施・推進が期待されていることから、地域福祉を推進する本計画においても、その理念に沿って進める必要があります。

**この計画が取り組むべきSDGsの目標**

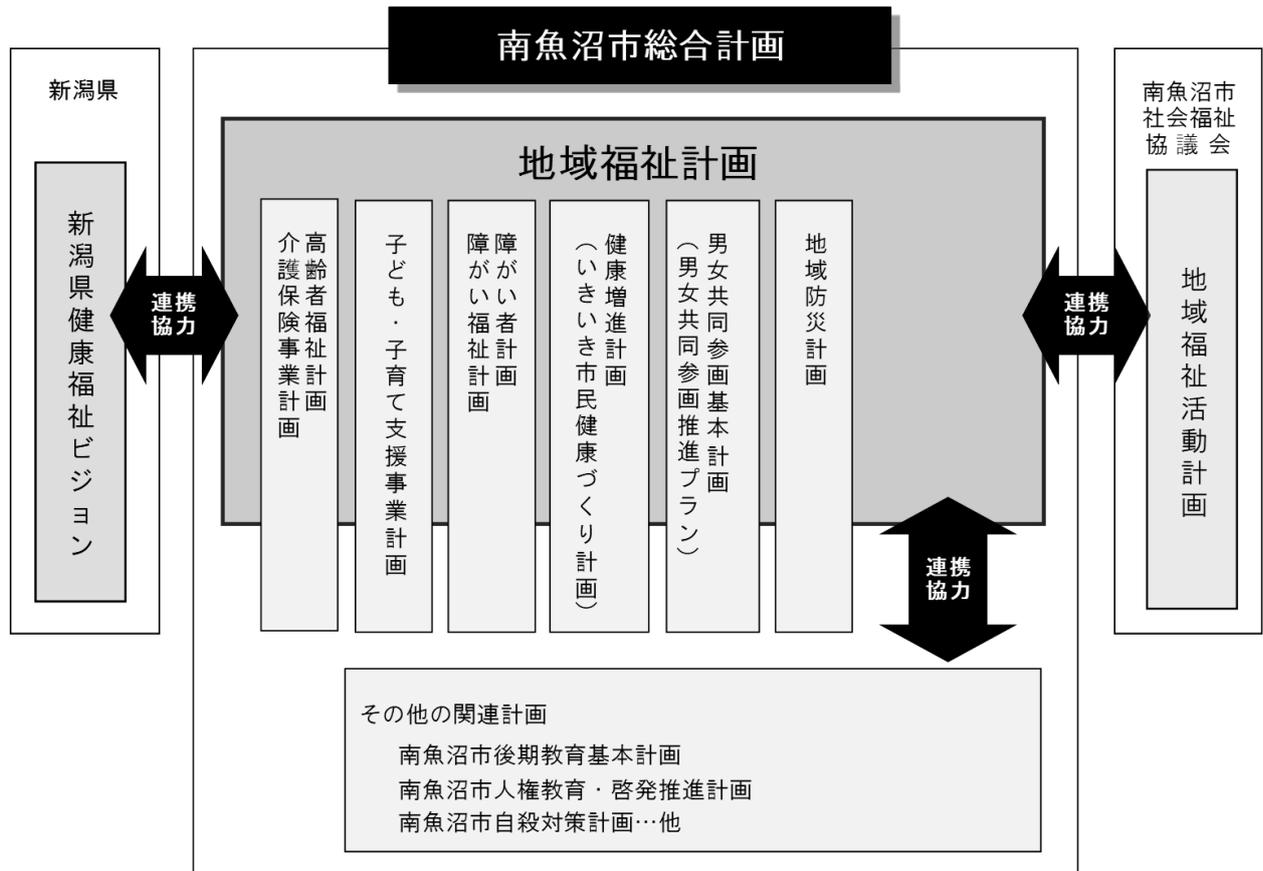
 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう</p>	 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>あらゆる場所のあらゆる形の貧困を終わらせる。</p>		<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	
 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>		
<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>		<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>			

外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」を参考に作成

(3) 他の計画等との関連

本計画は「南魚沼市総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に向けて、他の福祉や保健など各分野の個別計画が共通して取り組むべき視点や方向性を定める「中間的な計画」として位置づけられるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。

また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」及び南魚沼市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。



### 3 計画の期間

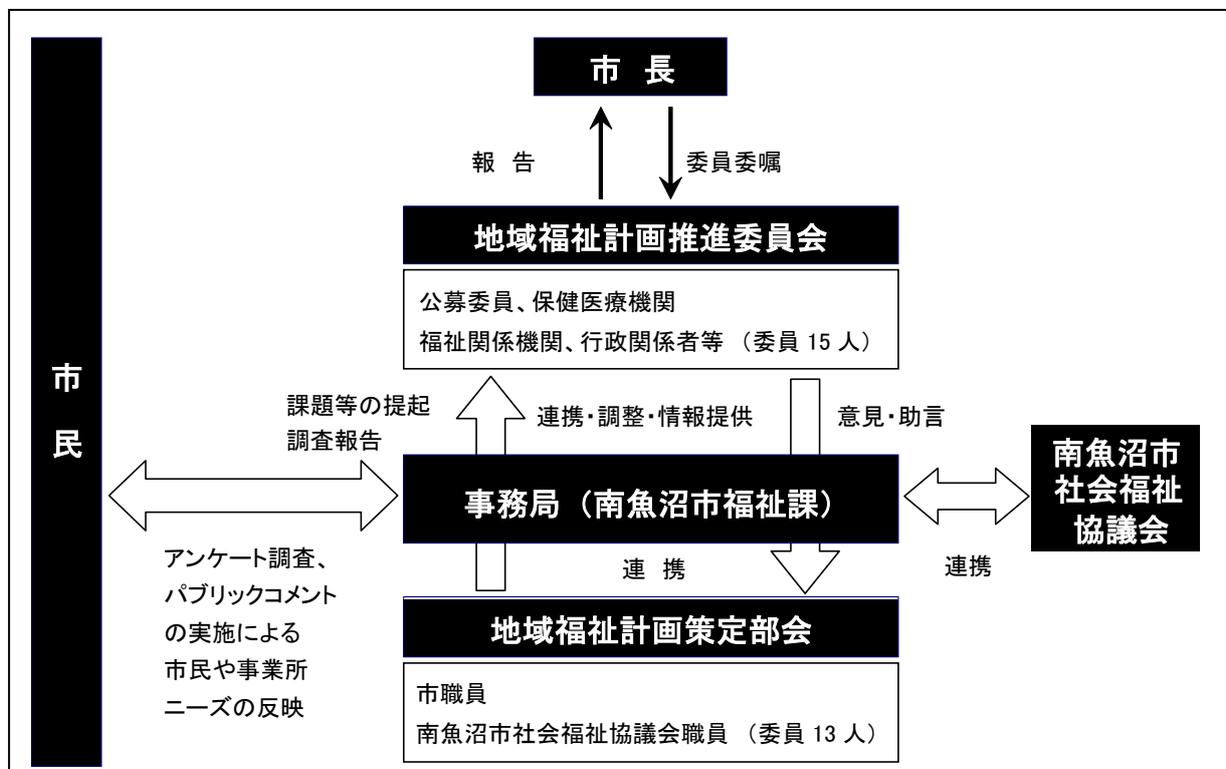
本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

（第4期地域福祉計画及び関連計画の計画期間）

計画の名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
南魚沼市総合計画	第2次(平成28～令和7年度)					
地域福祉計画		第4期(令和4～8年度)				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期(令和3～5年度)					
子ども・子育て支援事業計画	第2期(令和2～6年度)					
障がい者計画	第3期(平成30～令和5年度)					
障がい福祉計画	第6期(令和3～5年度)					
健康増進計画 (いきいき市民健康づくり計画)	第2次(平成28～令和7年度)					
男女共同参画基本計画 (男女共同参画推進プラン)		第4次(令和4～8年度)				
地域防災計画	現計画(平成20年度～、随時見直し)					
地域福祉活動計画		第4期(令和4～8年度)				
新潟県健康福祉ビジョン	新計画(平成30～令和7年度)					

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査及びパブリックコメント※を実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉計画策定部会において、検討・調整を図りました。



### (1) 市民アンケート調査・事業所アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加等の意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から20歳以上の男女1,500人を抽出し、アンケート調査を実施しました。

また、今後の成年後見制度の利用促進や支援活動の充実に資するため、市内の高齢者・障がい者の福祉施設やサービス事業所48か所を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (2) 地域福祉計画推進委員会

地域福祉計画を推進するため、公募による市民、保健医療機関、福祉関係機関等の代表者などを委員とする地域福祉計画推進委員会を設置し、第3期計画の中間評価を行った後、第4期計画について審議をお願いしました。

### (3) 地域福祉計画策定部会

市及び南魚沼市社会福祉協議会の職員からなる策定部会を設置し、検討・調整を行いました。

### (4) 南魚沼市社会福祉協議会との連携・協力

南魚沼市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

#### ※ パブリックコメント

市民の声を取り入れるための仕組み。行政機関などが政策の立案等を行おうとする際に、素案を公表し、広く市民等から意見や情報を提供してもらい、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 データからみた南魚沼市

本市の現況を把握し、地域福祉における課題を捉えるため、本計画における各種施策に関係する人口や世帯、地域活動などのデータ等についてまとめ、掲載します。データ等はアンケート調査の結果等とともに、必要に応じて各種施策に反映させます。

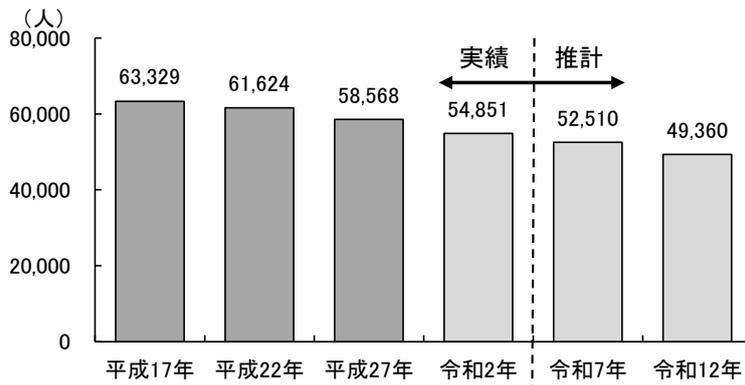
#### (1) 人口

##### ① 人口の推移

本市の人口は減少を続けており、令和2（2020）年には54,851人となっています。今後も減少傾向が続くものと予想され、令和12（2030）年には49,360人まで減少するとの推計です。

年齢階層別では65歳以上の高齢者人口の割合が増加しており、令和2（2020）年には33.9%を占め、3人に1人が高齢者という状況となっています。

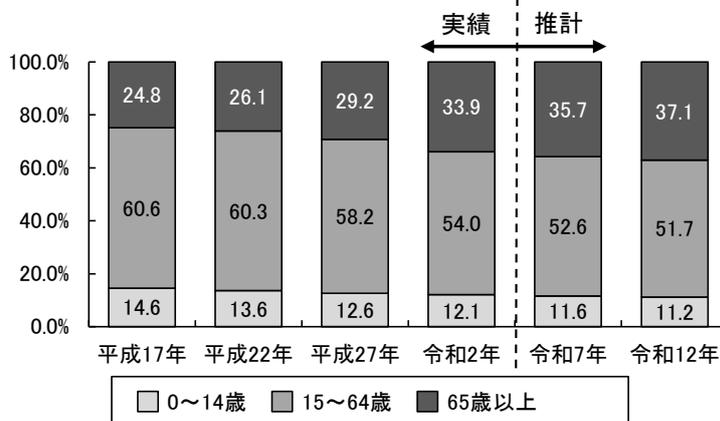
◆人口の推移◆



【資料】人口：国勢調査

推計人口：南魚沼市人口ビジョン（国立社会保障・人口問題研究所推計）

◆人口の年齢階層別割合の推移◆



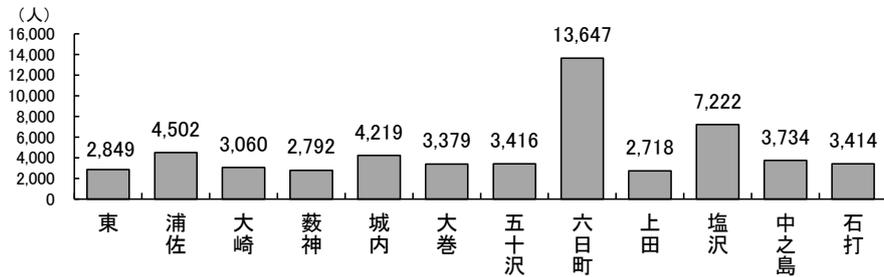
【資料】人口：国勢調査

推計人口：南魚沼市人口ビジョン（国立社会保障・人口問題研究所推計）

② 地区別の人口

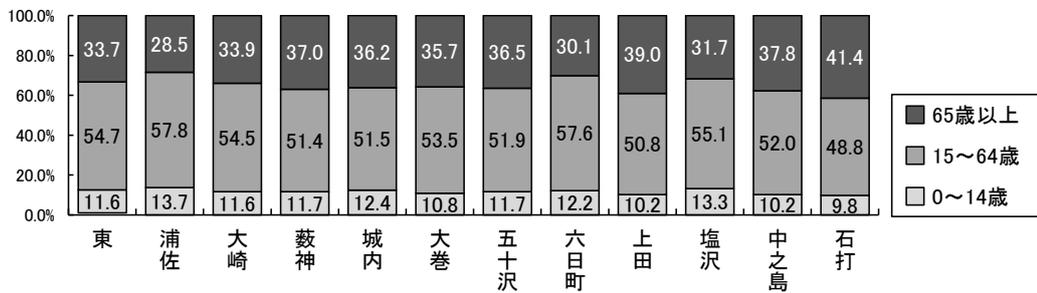
地区別の人口では六日町地区が13,647人と最も多く、次いで塩沢地区の7,222人、浦佐地区の4,502人、城内地区の4,219人と続いています。

◆地区別の人口◆



【資料】住民基本台帳（令和3年5月31日現在）

◆地区別人口の年齢階層別割合◆



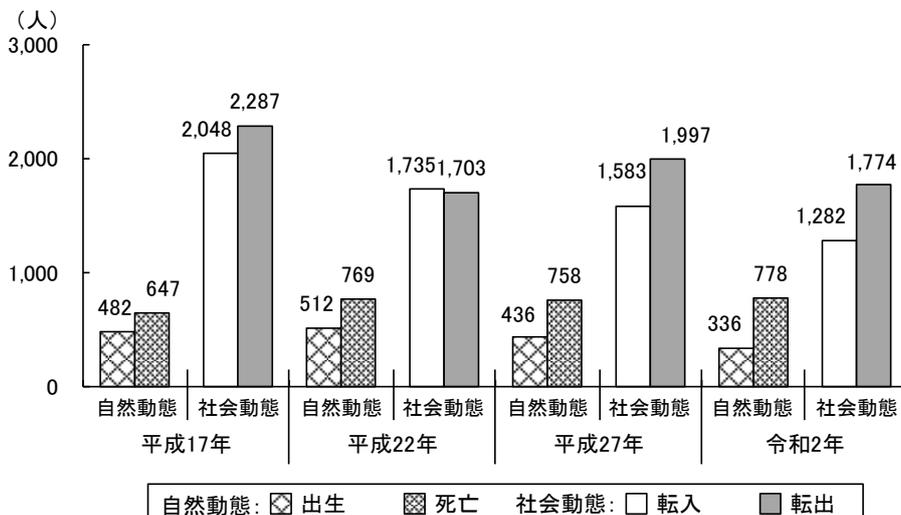
【資料】住民基本台帳（令和3年5月31日現在）

(2) 人口動態

自然動態を見ると、平成17(2005)年から死亡が出生を上回っており、令和2(2020)年は442人の減少となっています。

社会動態は、平成27(2015)年から転出が転入を上回っており、令和2(2020)年で492人の減少となっています。

◆人口動態◆



【資料】新潟県の人口移動（前年10月～当年9月）

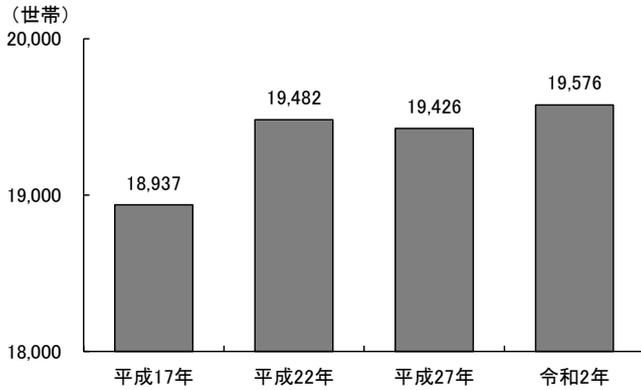
(3) 世帯などの状況

① 世帯数及び平均世帯人員数の推移

本市の世帯数は、令和2(2020)年は19,576世帯となっています。

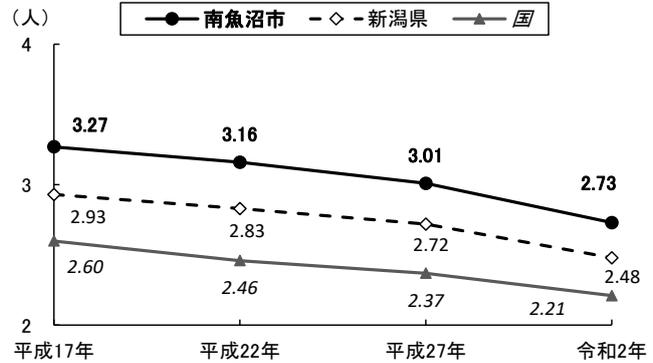
1世帯あたりの平均人員数は、全国、新潟県を上回っていますが、減少傾向となっており、核家族化や単身世帯の増加が進行していることがうかがえます。

◆世帯数の推移◆



【資料】国勢調査

◆平均世帯人員数の推移◆



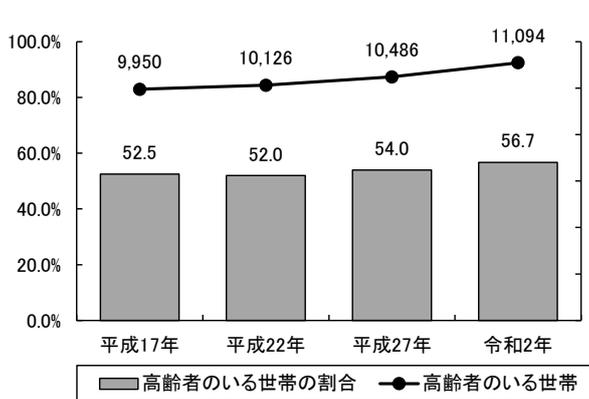
【資料】国勢調査

② 高齢者世帯数の推移

本市の高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、平成17(2005)年以後高齢者のいる世帯の割合が5割を超え、令和2(2020)年は56.7%となっています。高齢者の人口数も増加傾向にあり、令和2(2020)年は17,291人となっています。

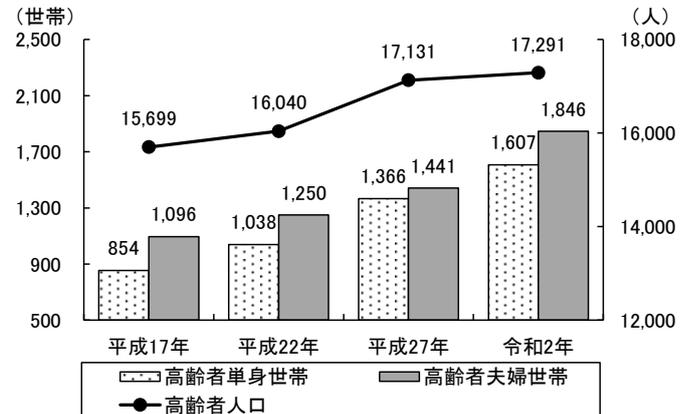
なお、高齢者世帯を形態別にみても、高齢者単身世帯<sup>※1</sup>、高齢者夫婦世帯<sup>※2</sup>ともに増加傾向にあります。

◆高齢者世帯数の推移◆



【資料】国勢調査

◆高齢者人口と高齢者世帯(形態別)の推移◆



【資料】国勢調査

※1 高齢者単身世帯

65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)。

※2 高齢者夫婦世帯

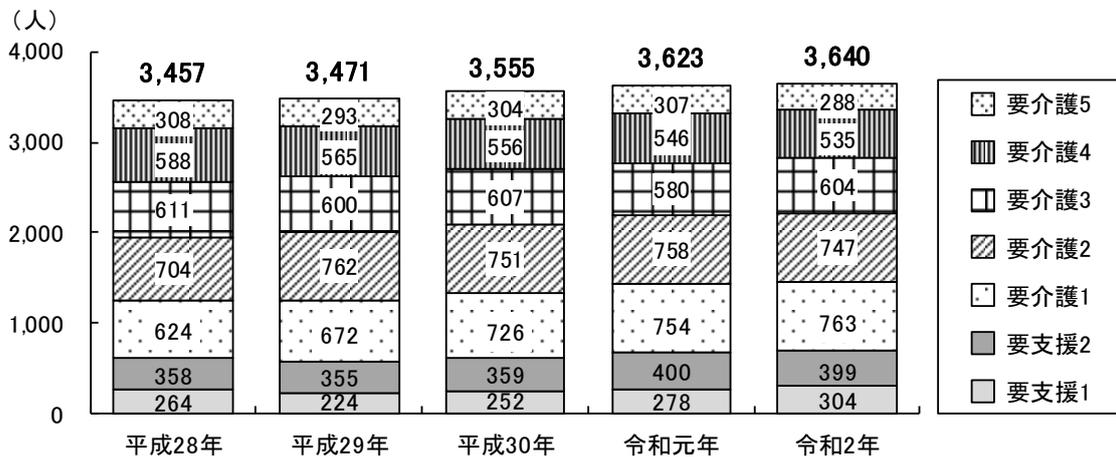
夫・妻ともに65歳以上の一般世帯(他の世帯員がないもの)。

③ 要支援・要介護認定者数の推移（第2号被保険者を含む）

本市の要支援・要介護認定者\*数（第2号被保険者を含む）は微増を続けており、令和2（2020）年には3,640人となっています。

要介護3～5を重度者とする、平成28（2017）年の重度者数は1,507人で、全体に占める割合は43.6%でしたが、令和2（2020）年9月末には1,427人で、割合も39.2%と減少しています。

◆要支援・要介護認定者数の推移◆



【資料】介護保険課（各年9月30日現在）

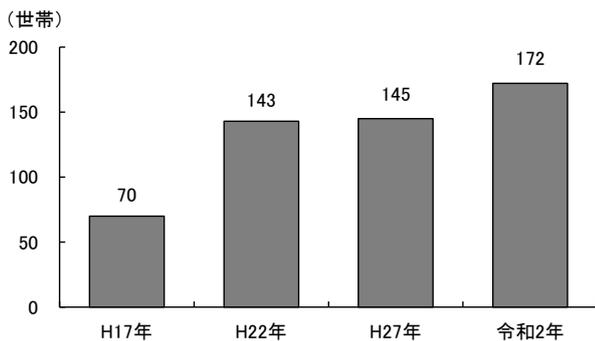
\*要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含む。

④ 生活保護世帯数の推移や生活困窮者の状況

本市の生活保護世帯数は令和2（2020）年には172世帯となっています。

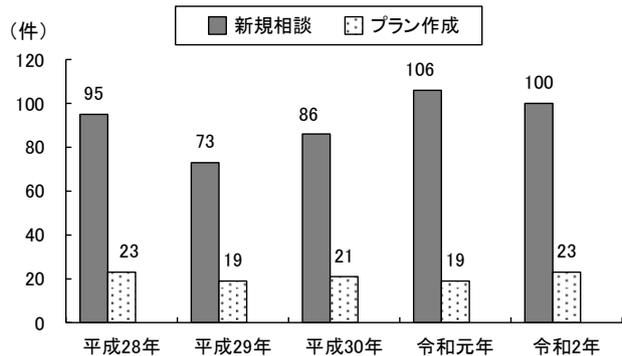
一方で、令和2（2020）年の生活困窮者新規相談件数は100件、自立支援プラン作成件数は23件となっています。

◆生活保護世帯数の推移◆



【資料】福祉課（各年度末現在）

◆生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数◆



【資料】福祉課（社会福祉協議会）（各年度末現在）

※ 要支援・要介護認定者

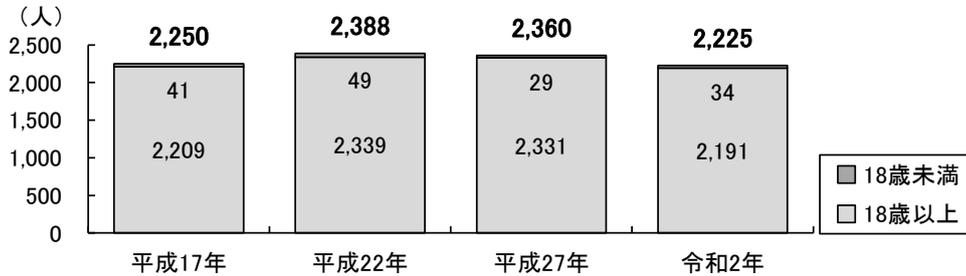
介護保険制度において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）であると認定された人。認定及び程度の判定は、市の設置する介護認定審査会が行う。なお、要介護認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められている。

(4) 障がい者の状況

① 身体障がい者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和2（2020）年度末では2,225人で、そのうち18歳未満は34人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移◆

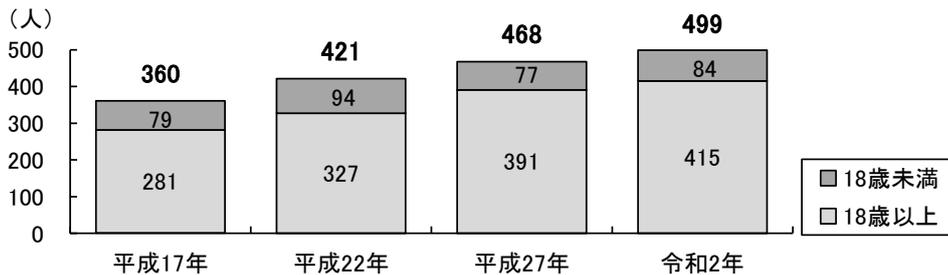


【資料】福祉課（各年度末現在）

② 知的障がい者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和2（2020）年度末では499人で、そのうち18歳未満は84人となっています。

◆療育手帳所持者数の推移◆

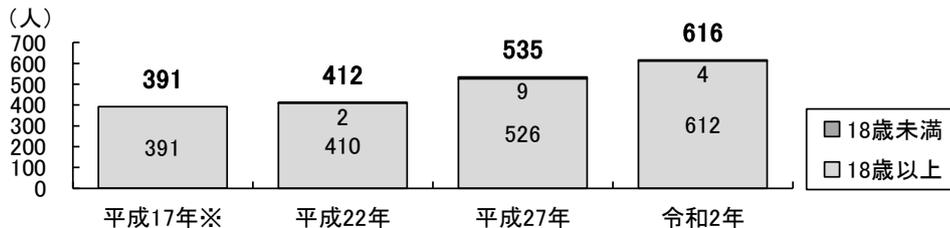


【資料】福祉課（各年度末現在）

③ 精神障がい者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者数は、令和2（2020）年度末では616人で、そのうち18歳未満は4人となっています。

◆精神保健福祉手帳所持者数の推移◆



※平成20年度まで県所管事務のため、平成17年の年齢別所持者数は不明のため、合計値を掲載した。

【資料】福祉課（各年度末現在）

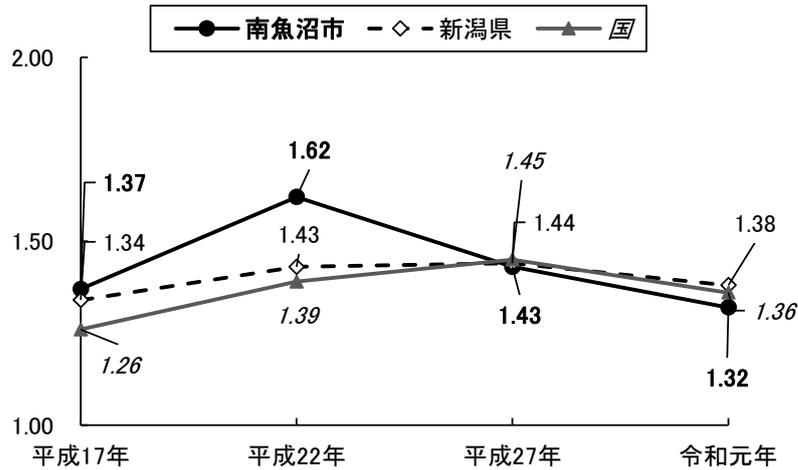
(5) 子どもの状況

① 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※の推移は、平成22(2010)年は増加傾向でしたが、平成27(2015)年は再び減少しています。

全国、新潟県と比較すると、本市は高く推移していましたが、平成27(2015)年、令和元(2019)年は全国、新潟県よりもわずかに低くなっています。

◆合計特殊出生率の推移◆

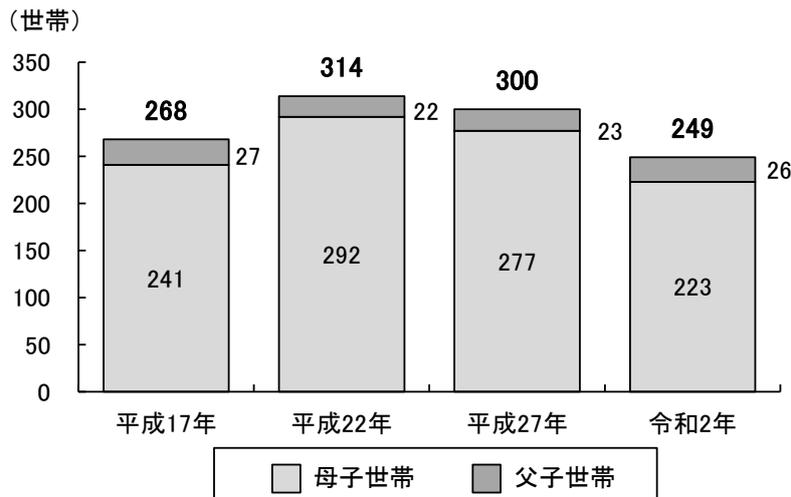


【資料】新潟県令和2年福祉保健年報（令和元年度版）

② ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯は平成22(2010)年までは増加していましたが、平成27(2015)年から減少しています。令和2(2020)年は249世帯となっています。

◆ひとり親世帯数の推移◆



【資料】国勢調査

※ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

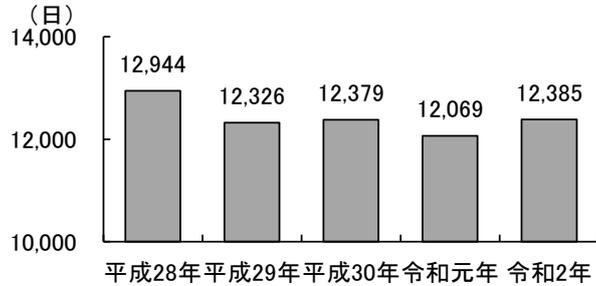
(6) 地域活動等の状況

① 民生委員・児童委員の状況

本市の民生委員・児童委員は、令和2（2020）年度末で142人（うち主任児童委員8人）、年間延べ活動日数は12,385日（一人当たり約87日）となっています。

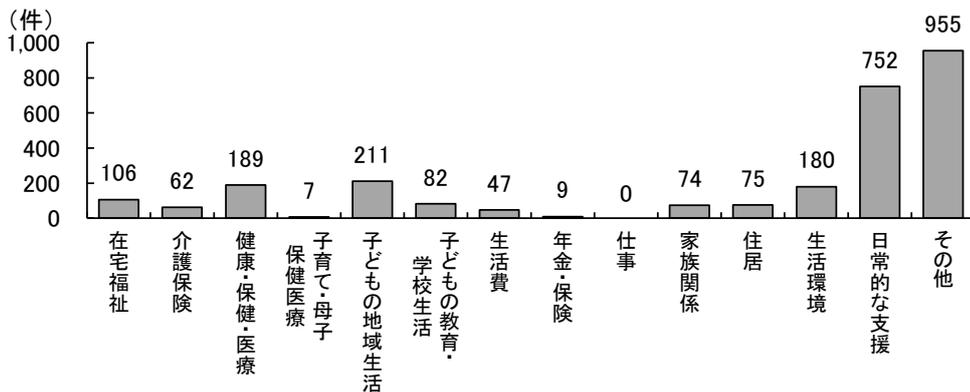
また、相談件数は合計2,749件であり、相談内容別にみると、日常的な支援が全体の約4分の1を占めています。

◆民生委員・児童委員の延べ活動日数◆



【資料】福祉課（各年度末現在）

◆内容別相談件数◆



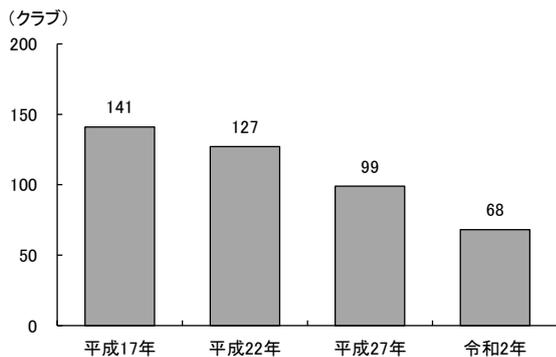
【資料】福祉課（令和2年度末現在）

② 老人クラブの状況

本市の高齢者人口は増加が続いていますが、老人クラブ数は年々減少しており、令和2（2020）年度末は68クラブとなっています。

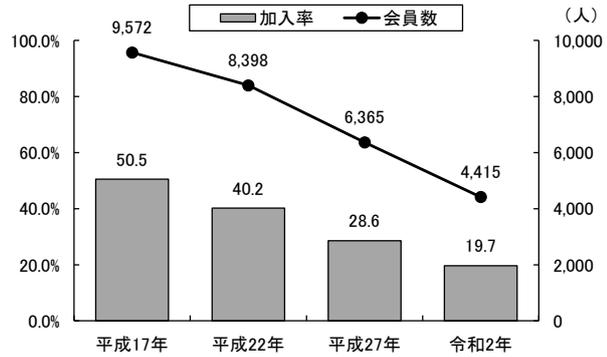
また、老人クラブへの加入者数・加入率も、老人クラブ数と同様に減少・低下しており、令和2（2020）年度末で加入者数4,415人、加入率19.7%となっています。

◆老人クラブ数の推移◆



【資料】福祉課（各年度末現在）

◆老人クラブ加入者数・加入率の推移◆

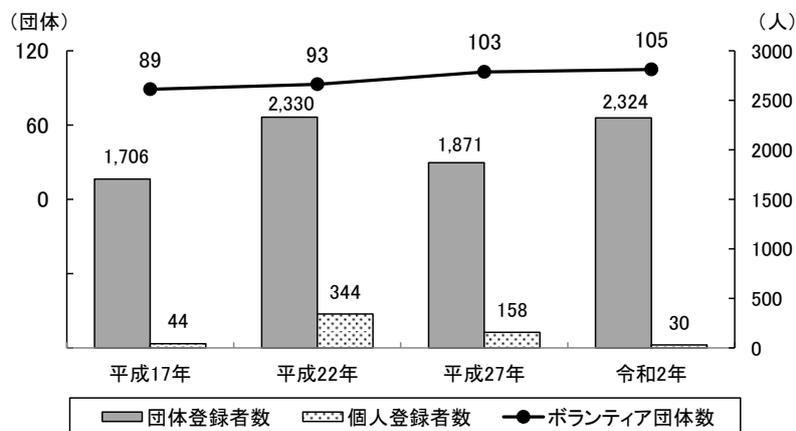


【資料】福祉課（各年度末現在）

### ③ ボランティアなどの状況

本市のボランティア団体数は徐々に増加しており、令和2（2020）年度末で105団体となっています。その一方で、団体登録者数は、平成22（2010）年度末をピークに減少し、令和2（2020）年度末は増加に転じ2,324人となっています。個人登録者数は年々減少しており、令和2（2020）年度末は30人となっています。

◆ボランティア団体数、団体登録者数、個人登録者数の推移◆

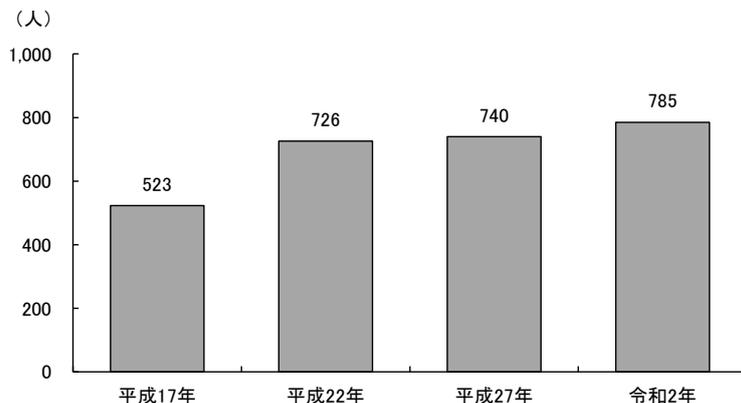


【資料】社会福祉協議会（各年度末現在）

### (7) 外国人の状況

本市の外国人登録数は増加傾向にあり、令和2（2020）年は785人となっています。また国別の上位3か国は、フィリピン（197人）、ベトナム（106人）、中国（84人）であり、平成27（2015）年の中国（142人）、ベトナム（52人）、韓国（51人）から、順位の変動が見られます。

◆外国人登録数の推移◆



【資料】市民課（各年度10月1日現在）

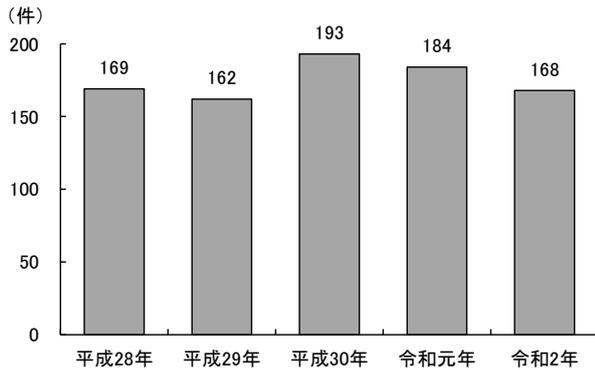
年 度	第1位	第2位	第3位
平成17年	中国(124人)	フィリピン(96人)	インドネシア(51人)
平成22年	中国(145人)	フィリピン(116人)	インドネシア(66人)
平成27年	中国(142人)	ベトナム(52人)	韓国(51人)
令和2年	フィリピン(197人)	ベトナム(106人)	中国(84人)

(8) 成年後見制度の利用状況

令和2（2020）年の新潟家庭裁判所長岡支部管内における成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は、168件（前年比16件減）となっています。

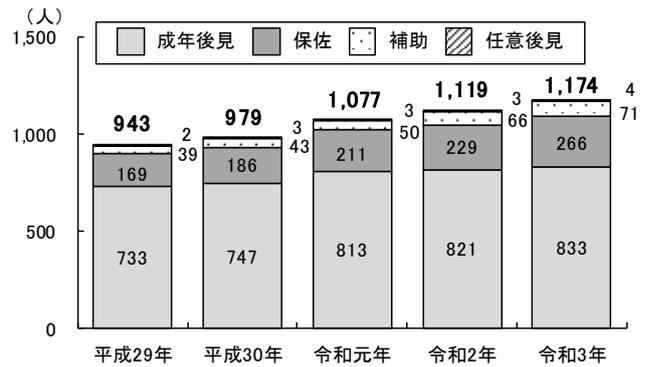
令和3（2021）年6月30日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で1,174人となり、前年と比べて55人増加しています。

◆成年後見関係事件の申立件数の推移◆



【資料】新潟県社会福祉協議会「令和3年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果」より（各年の概数）

◆成年後見制度の利用者数の推移◆



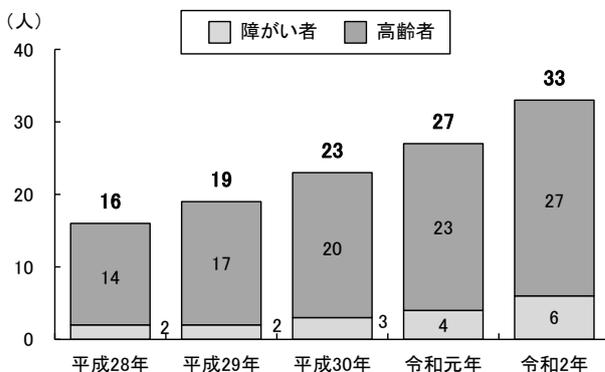
【資料】新潟県社会福祉協議会「令和3年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果」より（各年5月末日時点、R2は5月14日時点、R3は6月30日時点の概数）

※ここでの「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を指す。  
 ※長岡支部：長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村。

令和2（2020）年の市長申立てによる成年後見制度利用者数は、累計で33人（前年比6人増）となっています。

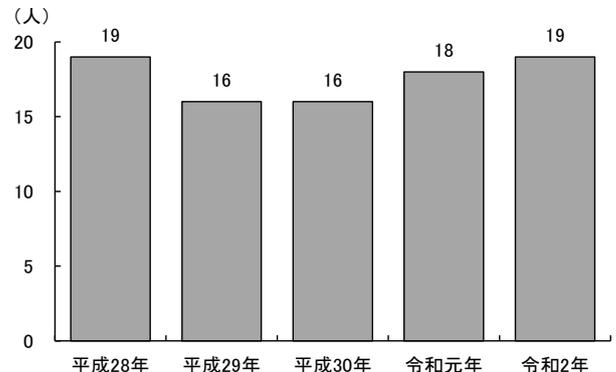
本市の日常生活自立支援の利用者数は、16人から19人で推移しています。

◆市長申立てによる成年後見制度利用者数◆



【資料】福祉課・介護保険課（各年度末現在）

◆日常生活自立支援利用者数の推移◆

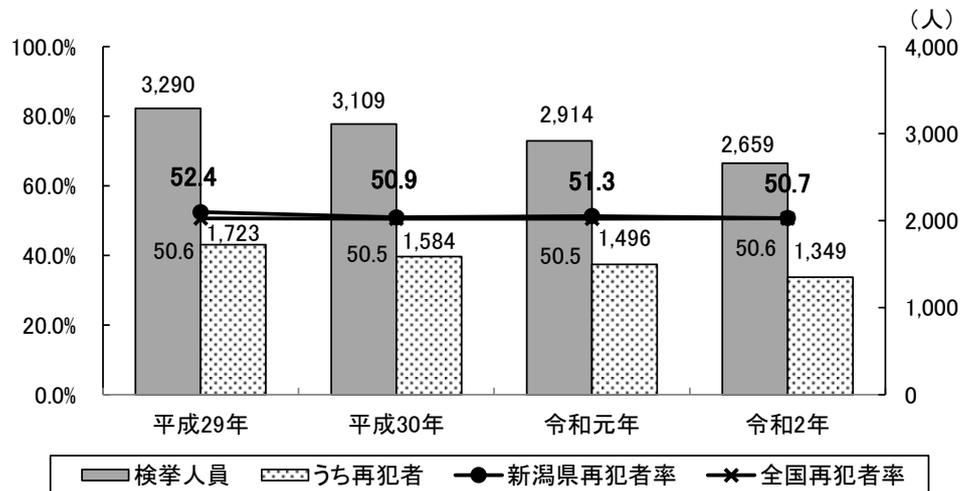


【資料】南魚沼市社会福祉協議会（各年度末現在）

(9) 再犯者数及び再犯者率の状況

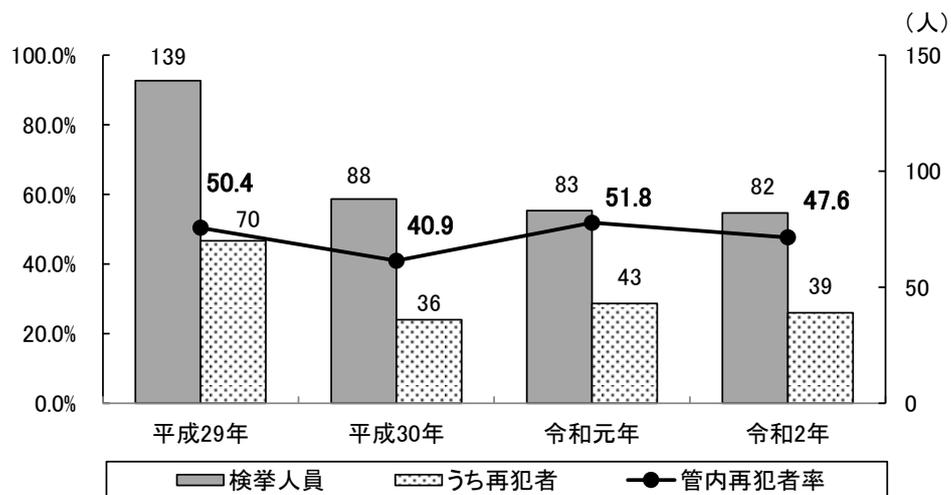
新潟県内及び南魚沼警察署管内における刑法犯の検挙人員は減少傾向ですが、再犯者率は50%前後で推移しており、全国の再犯者率と同様の傾向となっています。

◆新潟県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率◆



【資料】法務省提供データを基に南魚沼市作成

◆南魚沼警察署管内の再犯者数及び再犯者率◆



【資料】法務省提供データを基に南魚沼市作成

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

## 2 第3期計画の取組状況・評価・課題

第3期計画の進行状況を確認するため、南魚沼市地域福祉計画推進委員会において、令和2（2020）年度に中間評価を行いました。

この中間評価に加え、事業を実施する担当課等の自己評価及び本計画の策定部会の意見をもとに、今後の課題を整理しました。

（新型コロナウイルス感染症の影響については、「コロナ禍」と表記しています）

### 基本方針1 市民参加で支える地域福祉

#### 施策の方向性1－（1）地域福祉への意識高揚

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館教養講座（手話講座・サークル）の参加者は増加し、市民の関心は高まっているが、資格取得や人材育成のためにも事業の拡充が必要。</li> <li>・認知症サポーター養成講座の実施は有効だが、一度きりの受講では機能しないのではないか。開催方法の検討やPRが必要である。</li> <li>・学校における福祉教育の講演会開催においては、講師選定を工夫するなど、実施校数の増加を目指し、福祉の大切さを根強く伝えてほしい。</li> <li>・小中学校での福祉施設ボランティア体験学習は、児童生徒とその保護者の参加が主であるが、一般市民への周知も引き続き取り組んでほしい。</li> <li>・福祉体験出前講座はコロナ禍のため学校などでの開催が厳しい状況となっている。拡充を図るためにも周知方法を工夫して取り組んでほしい。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話講座は、サークルの比較的若い人たちによる普及のためのイベント実施もあり、参加者の増加がみられた。</li> <li>・中学校での認知症サポーター養成が定着し始めてきた。</li> <li>・福祉教育の講演会は開催されたものの、コロナ禍で保護者や一般市民の参加は難しく、参加者は大きく減少した。</li> <li>・福祉のまちづくり運動推進地区では、福祉に対する関心の高まりが見られ、孤立のない地域づくりに向けた取組が進んでいる。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話に対する市民の関心は今後も高まるものと思う。また、開催地を増やしてみても良いのではないかと。</li> <li>・今後は、実働できる認知症サポーターを増やしていく必要がある。ステップアップ講座を充足させ、一般市民向けの講座も検討してはどうか。</li> <li>・福祉に関係する講座や講演会は、コロナ禍で開催が難しいと思うが、思いやりの心を育てるため、適切な開催方法を検討し、進めてほしい。</li> <li>・福祉体験出前講座は、学校での福祉教育の講演会開催と事業を統合するなど、より実効的な取組としてはどうか。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が安全に、安心して参加できるよう、講演会や講座等の新たな開催方法等を検討する必要がある。</li> <li>・地域福祉活動に関心の薄い地区、市民もあることから、更なる意識高揚や周知活動を継続する必要がある。</li> </ul>

施策の方向性 1 - (2) 支えあい活動の推進

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種サロン参加者が固定化し、新規の利用者が少ないことが課題となっている。地域貢献事業として、企業からの参加を促すことも検討してはどうか。</li> <li>・障がい者主体のサロンが開設されたことを評価する。</li> <li>・ほのぼの広場は、子育て世代、祖父母世代に気軽に利用できる場所として有効である。育児する側の気分転換、虐待防止につながると良い。</li> <li>・民生委員・児童委員の研修会への出席率が低い地区もあり、研修内容の見直し等が必要である。</li> <li>・なじよもネットは、地域で支え合う活動として広がっており評価できる。大事な取組であり、成果を市民や関係者に広く周知していけると良い。</li> <li>・ボランティア交流事業はボランティア同士の学びあう場となっており、大事にしてほしい。</li> <li>・ボランティア団体の登録者は高齢化しているため、若い人たちが多く参加するような工夫や活動の周知が必要である。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍のため、各種サロンの参加者数・開催数は目標に対して減少した。</li> <li>・ほのぼの広場は、商業施設と併設し、天候、休日等に関係なく安心して遊べる広場になり、父親・祖父母世代の利用が増えた。</li> <li>・民生委員・児童委員の研修会は、改選により1期目の委員が多くなったことから、経験年数が少ない委員にあわせた研修内容となった。</li> <li>・なじよもネットはコロナ禍においても安全対策を徹底したうえで継続し、活動回数を増加させた。</li> <li>・ボランティア情報が見やすくなるよう「社協だより」をカラーページとした。</li> <li>・0～4歳児の親子対象の事業については、コロナ禍を鑑みて中止した。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が固定化してしまっているサロンも多いため、新規の利用者も参加しやすいよう、変化させていく必要がある。</li> <li>・障がい者いきいきサロンは、障がい者の居場所づくりとしても有意義な事業であり、さらなる継続を期待する。</li> <li>・ほのぼの広場は、今後も気軽に利用できる環境維持に努めてほしい。</li> <li>・民生委員の役割も変化してきており、意義ややりがいについて共有する研修も必要と考える。</li> <li>・ボランティアの交流や視察研修でも、ウェブ開催を検討してみてもどうか。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい生活様式」に対応した、各種サロンや研修会、ボランティア活動等について、その在り方や開催の方法・内容等を検討する必要がある。</li> <li>・地域の福祉やボランティアの活動に関しては、必要な人に必要な情報が確実に届く仕組みづくりと、参加への支援を積極的に行う必要がある。</li> </ul>

施策の方向性 1－(3) 自立を支えるしくみづくり

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援制度を周知する「くらしのサポートセンターみなみ」のパンフレット設置では、他者の目が届きにくく、相談につながりにくい世代への周知方法の検討が必要である。</li> <li>・子どもの学習支援事業については、支援員の拡充や卒業までの支援体制の継続が必要である。</li> <li>・日常生活自立支援事業の需要は、今後も増加すると思われるため、生活支援員の確保と関係機関との連携が必要である。</li> <li>・生活困窮者への救援物資援助は、必要としている人や家族を広く支援できるよう、フードバンクとの連携が必要である。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「くらしのサポートセンターみなみ」のパンフレットのリニューアルに伴い、各事業所のパンフレット差し替えや、名刺サイズのものも検討している。</li> <li>・子どもの学習支援事業は、児童生徒の参加延べ人数が大幅に伸びている。</li> <li>・生活困窮者への救援物資援助においては、フードバンクにいがた長岡センターとの協力を継続している。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「くらしのサポートセンターみなみ」のパンフレットは、設置場所を増やして周知を継続し、認知されることで、相談の増加につながると思われる。</li> <li>・子どもの学習支援事業は、教育格差の解消による貧困の連鎖を断ち切る重要な取組であり、支援の拡充を望む。</li> <li>・日常生活自立支援事業は、今後、相談の増加が予想されるため、成年後見制度も含め、利用を促進していく必要がある。また、利用者の状態に応じて適切な対応が取れるよう、生活支援員の確保と各分野との連携が必要。</li> <li>・生活困窮者への救援物資援助は、今後その需要は高まるものと思われる。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍もあり、生活困窮者自立支援制度の必要性は高まっている。パンフレットの設置によって周知活動を継続し、早期相談につなげるべきである。</li> <li>・子どもの学習支援事業については、支援員の確保に加え、送迎がないため参加できない児童生徒や、高校生への対応などが課題である。</li> <li>・生活困窮者への救援物資援助については、各家庭への支援の平準化が課題となっている。</li> </ul>

**基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実**

**施策の方向性2－(1) 生活を支援する情報提供の充実**

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ウェブサイトの福祉保健情報については、市民に興味を持ってもらえる掲載内容の工夫や検索機能の充実など、わかりやすさに努めてほしい。</li> <li>・コミュニティFMの活用においては、福祉保健部の各課で関連した情報を発信することや、継続して発信することが必要である。</li> <li>・「社協だより」は、活動している人の声や写真を掲載するなど、より興味を引く内容となっており、見やすい広報誌となっている。</li> <li>・社会福祉協議会のホームページやフェイスブックについては、若い世代に向けた情報発信手法としての成果がみられた。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ウェブサイトは、コロナ禍によりアクセス数が増加している。</li> <li>・コミュニティFMへの放送依頼が、一部の課に限られている。</li> <li>・「社協だより」は、様々な福祉の情報が必要な人にきちんと届くよう、紙面を一新し、内容を充実させた。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社協だより」は、内容がとても充実していると思う。貴重な情報の発信元であり続けることを期待する。</li> <li>・重要な情報は、繰り返し発信することが大切であると思われる。</li> <li>・ウェブやSNSで情報発信することで、若い世代が情報に触れる機会が多くなるため、継続して実施する必要がある。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や社会福祉協議会の生活を支援する情報については、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、多様な手段による発信が必要である。</li> <li>・制度やサービスに関する各種情報については、より見やすく、よりわかりやすく工夫する必要がある、効果的な発信が求められる。</li> </ul>

施策の方向性2－(2) 相談支援機能の充実

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者相談窓口では、メールでの情報共有等により早期の相談支援につながっている。また、自立支援協議会で得られた成果について、分かりやすく情報発信ができると良い。</li> <li>・教育相談窓口は、義務教育期のメンタルを支える重要な業務である。継続した取組が必要である。</li> <li>・自殺者数の減少に向けた対策や取組は評価できる。コロナ禍があり、支援の継続が必要である。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政で受けた相談は、各関係機関が連携し、専門部会を中心にサービスのニーズ及びサービス充足状況の把握を行い、現状で不足しているサービスや課題について協議し、課題解決に向けての働きかけや調整などを行っている。</li> <li>・コロナ禍により、専門部会等で地域課題を話し合う機会は減少している。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会の活動は、障がい者の暮らしの支えとして、課題は多いと察するが、地道な取組でひとつでも成果を得られるよう期待する。</li> <li>・教育相談については、学校と連携して周知することが相談数の増加のために必要ではないか。</li> <li>・ニート・ひきこもりなど困難を抱える若者や家族の相談に関しては、長期間にわたって対応しなければならないケースもあると思われる。職員の異動がある市職員だけでなく、専門機関の担当者が、長期的に対応するような体制がとれないか。</li> <li>・現時点での自殺対策計画内の目標値は達成しているが、コロナ禍で増加傾向にあり、当初の指標達成を目指したい。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で受ける相談や課題が多様化し、広範かつ専門的な知識を要する場面が増えてきていることから、横断的な連携による相談体制の構築やチームでの困難事例への対応について、検討する必要がある。</li> <li>・複雑化、困難化したケースについては、長期間にわたる対応を要することから、継続的な支援が可能となる相談機能の拡充が求められる。</li> </ul>

施策の方向性 2 - (3) サービス利用の促進

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度については、施設やサービス事業者への周知が必要であり、本人の意思決定や選択の重要性への理解が進むと良い。</li> <li>・法人後見事業実施事業所における受入れ体制の拡充や、市民後見人の養成が求められている。</li> <li>・親子サロンについては、参加者の増加は評価できるが、参加者間の交流を促進するためのネットワークづくりの検討が必要である。</li> <li>・生活介護支援サポーター養成講座での成果について、市民や関係者に伝えていけると良い。</li> <li>・児童遊園地遊具設置助成は、行政区への周知活動で利用が増加した点は評価できる。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用支援事業では、毎年一定数の支援開始がある。また、市長申立てに限らず、親族による申立てに対する支援も実施できている。</li> <li>・法人後見事業実施事業所では現在、受任可能な件数が限られている。</li> <li>・シルバー人材センターの登録者数については、定年延長や再雇用による60歳代の新規入会者の減、既存会員の加齢・病気による退会者の増などにより、減少している。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度における市長申立てについては、今後、こうした案件が増えてくるものと思われ、権利擁護の一端として理解が進むよう、制度の周知や普及啓発に努めてもらいたい。</li> <li>・成年後見制度の利用については、申立ての前段階から専門職を交えた検討機会を設けるなど、本人の意思決定と日常生活に有効かを検討することで、より利用者主体のサービスにつながると考える。</li> <li>・法人後見事業所での受け入れ体制拡充への支援が必要である。市民後見人を養成し、支援員として活動実績を積んでもらい、事業所の後見人の負担を軽減する等の取組が望まれる。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見人は、本人の意思決定を支援する「代理者」であるという、制度の根本を踏まえた相談や支援が求められている。申立ての前段階から「本人中心」の検討を進めて行ける共通認識を、関係機関、支援者が持つ必要がある。</li> <li>・法人後見人の業務をサポートする、市民後見人レベルの知識を持つ支援員的な人材の育成と配置が、機能強化につながるものと思われる。</li> <li>・多くの福祉サービスにおいて、担い手不足の解消や後継者の育成が課題となっており、対応が求められている。</li> </ul>

### 基本方針3 安心・快適な生活環境づくり

#### 施策の方向性3－(1) 人にやさしい環境の整備

<b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の体育館への多目的トイレの設置を望む。また、毎年度継続して設置することが大事である。</li> <li>・除雪ボランティアは担い手不足があり、行政区で完結できる体制を作れると良い。</li> <li>・理解促進に向けた特別支援教育における基礎研修講座により、正しい知識を増やすことができている、評価できる。</li> </ul>
<b>取組状況・状況の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の整備は着実に進められているが、整備完了後、供用とならないと整備率に反映されない。</li> <li>・既存施設の改修により、多目的トイレは年々整備率が上がっている。</li> <li>・自力では除雪ができない世帯へボランティアを派遣し、除雪することができたが、コロナ禍により市外・県外の参加が減少した。</li> <li>・福祉体験出前講座の開催により、知識だけでなく体験することで、福祉についてより身近に感じてもらうことができた。</li> </ul>
<b>策定部会の意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの核として道路整備は必須。街路事業などにおいて、地域住民の創意工夫を導き出せる手段の検討も必要かと思う。</li> <li>・小中学校における多目的トイレの設置は、児童生徒のみならず、保護者からのニーズも高いと思う。できる限りの取組を期待したい。</li> <li>・克雪屋根改修補助の需要は一定程度あると思われるので、利用しやすさの検討を望みたい。あわせて、需要調査も必要と思われる。</li> <li>・除雪ボランティアは今後、必要とする人が増えるものと思われる。除雪の経験がない人に対する研修なども検討して欲しい。</li> <li>・福祉体験出前講座については、事業の必要性は大いに感じるため、周知を含めて、取組の充実を期待したい。また、学年によって学びが充実するよう、プログラムも変化させて行く必要がある。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的トイレの整備については、要望が高いものの、既存施設の改修となることから、設置場所の確保が難しい。</li> <li>・近年は暖冬小雪の傾向だが、雪への備えや対処は継続する必要がある。</li> <li>・各種研修や講座等は、感染症対策とともに、参加者のニーズに合わせた内容や開催方法を検討し、工夫する必要がある。</li> </ul>

施策の方向性3－(2) 地域の安全に向けた取組

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における安全パトロールは、担い手の高齢化が課題である。</li> <li>・小中学校の地域安全マップは、全校での整備が必要である。</li> <li>・救急講習の実施は、地域の安全に向けた活動として評価できる。</li> <li>・高齢者の免許返納により、高齢者の事故件数の改善につながったか引き続き検証が必要であり、返納後のフォローも重要である。</li> <li>・防災情報メールは、周知・啓発を繰り返し行うことが大事である。</li> <li>・自主防災リーダー研修会は未実施とのことだが、代替の活動は必要ではないか。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パトロールの実施により、交通安全や防犯に貢献することができたが、活動の中心となっている方々が高齢化している。</li> <li>・地域安全マップを作成した学校では、子どもたちが地域の危険な場所を確認することができた。</li> <li>・コロナ禍により、救急講習の受講者数は大幅に減少した。</li> <li>・交通事故件数と負傷者数は減少傾向である。</li> <li>・防災情報メール登録者数は、横這い状態となっている。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パトロールの実施は、地域のボランティアを取り込むような工夫が必要であり、継続的に実施できる体制づくりが課題である。</li> <li>・地域安全マップは、全学校での整備を進めるべきである。</li> <li>・救急講習は実際に体験することが肝要であるため、オンライン開催が可能であったとしても、あくまで予備的なものと思われる。</li> <li>・高齢者の免許返納による効果検証を進めるとともに、高齢者の運転講習の機会を増やすことも必要と思う。また、なじもネットの活用など、免許返納後の支援が課題となる。</li> <li>・防災情報メールについては、登録者数の増加に向けた地道な周知に加え、携帯電話やスマホを持たない、又は利用が未熟な人たちへの対応検討も必要と考える。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パトロール実施の担い手は高齢化しており、年々実施が難しくなっていることから、対応策が必要である。</li> <li>・地域安全マップを全校で整備することが強く求められている。</li> <li>・高齢者の運転免許返納後について、継続的な支援が望まれている。</li> </ul>

### 施策の方向性3－(3) 災害時の支援体制づくり

<p><b>地域福祉計画推進 委員会の評価・意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償ではあるが防災ラジオの一般配布が開始されたことは評価できる。</li> <li>・総合防災訓練は市民参加型が定着してきたが、更に参加者の意識醸成を進めてほしい。</li> <li>・災害ボランティア研修会は、工夫を凝らしながら継続できると良い。</li> <li>・福祉避難所<sup>※1</sup>は広く市民に周知するとともに、利用者にとって使い勝手の良い避難場所を指定してほしい。</li> <li>・魚沼地域医療連携ネットワークは、災害時の医療支援等への活用が期待できる。</li> </ul>
<p><b>取組状況・状況の変化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ラジオの普及については、令和2（2020）年度より、市内の全世帯が対象となる有償配布（販売）として事業が開始された。高齢者や障がい者等がいる世帯については、軽減措置が設けられている。</li> <li>・コロナ禍のため、直近の総合防災訓練は、市職員のみでの実施であったが、避難所設営や本部機能の訓練など、新たな取組を実施した。</li> <li>・災害ボランティア研修会は、地震、風水害、豪雪等の災害時に対処できるよう、コロナ禍においても小規模ながら開催した。</li> <li>・福祉避難所については、その必要性について検討を実施した。</li> <li>・魚沼地域医療連携ネットワークは、医療と介護の情報を共有することで、地域包括ケアシステムの一翼となりつつある。</li> </ul>
<p><b>策定部会の意見</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ラジオの更なる普及のため、周知活動が必要となっている。</li> <li>・総合防災訓練は、参加者が目的意識を持って参加しているかが重要。また、参加していない人への周知や啓発の取組が必要と思われる。</li> <li>・災害時にはボランティアの協力が必要不可欠となるため、感染症対策を行いながらも研修会等を継続する必要がある。</li> <li>・福祉避難所は増やすだけでなく、利用しやすい環境整備に努めてもらいたい。特に、塩沢地域に指定できるよう検討を進めてほしい。</li> <li>・魚沼地域医療連携ネットワークは、災害時の医療支援等への活用を図るうえでも、加入者のさらなる増加が求められる。</li> </ul>
<p><b>今後の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償配布となり、防災ラジオを購入するかどうかは各世帯の判断となったことから、特に要配慮世帯への普及促進に向け、必要性についての情報発信など、更なる周知活動が必要となる。</li> <li>・コロナ禍のため、地域住民が災害について学ぶ機会である総合防災訓練等への参加が減少し、防災意識や防災力の低下を招いていることから、自主防災組織などの意識向上、活動に対する各種支援が必要である。</li> <li>・支援がなければ避難が難しい「要配慮者」<sup>※2</sup>や「避難行動要支援者」<sup>※3</sup>について、災害発生時の支援体制の強化が求められている。</li> </ul>

※1 福祉避難所

災害時に特別な配慮を必要とする人（要配慮者）を受け入れる避難所。

※2 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他、災害時に特別な配慮が必要となる人。

※3 避難行動要支援者

心身の障がい等により、災害時に自力で避難することが困難であり、特に支援を必要とする人。

【数値目標を設定した事業等の状況】

基本方針	施策の方向性	指標	H27 現状値	R3 目標値	R2 実績値	担当課等
1 市民参加で支える地域福祉	(1) 地域福祉への意識高揚	福祉に関する公民館教養講座参加者数の増加	25人	35人	29人	社会教育課
		認知症サポーター養成数の増加	6,368人	10,000人	11,000人	介護保険課
		小中学校における福祉教育(講演会)開催率の増加	35%	100%	27% (6校/22校中)	社会福祉協議会
		小中学校における福祉教育(講演会)に参加する一般市民の増加	未把握	280人	75人※ (R1:2,140人)	
		小中学生の福祉施設ボランティア体験学習参加者数の維持	168人	170人	0人※ (R1:172人)	
		【㊦】福祉のまちづくり事業の充実	11地区	12地区	9地区	
		【㊧】福祉体験出前講座の拡充	8校/900人	9校/900人	1校/202人※ (R1:5校/427人)	
	(2) 支えあい活動の推進	ふれあいいきいきサロンの参加者数の増加 【総合計画指標再掲】	19,833人	20,500人	5,737人※ (R1:18,181人)	介護保険課 (社会福祉協議会委託)
		障がい者いきいきサロン参加者数の増加	82人	100人	58人	社会福祉協議会
		【㊨】ほのほの広場参加者数の増加	20,226人	30,000人	16,283人※ (R1:31,214人)	子育て支援センター
		地域との関わりを希望する移住者数の増加(台帳整備)	未実施	50人	移住者175人 (台帳整備未実施)	U&Iときめき課
		民生委員・児童委員等の地域福祉に関する研修会参加率の増加	87%	90%	91%	福祉課
		【㊩】なじもネット協会員と利用登録者数の増加	協会員:79人 利用会員:127人	協会員:100人 利用会員:150人	協会員:88人 利用会員:88人	社会福祉協議会
		【㊪】ボランティア等の活動状況の広報の継続	7回	7回	7回	
		ボランティア交流事業参加者数の増加	60人	90人	0人※ (R1:66人)	
		そだち学級参加者数・ボランティア数の増加	606人	720人	0人※ (R1:558人/199人)	社会教育課
		ボランティア団体数の増加	103 グループ	105 グループ	113 グループ	社会福祉協議会
		定期型「お茶の間サロン」の参加者増	開催日数:46日 利用者:474名	開催日数:46日 利用者:700名	開催日数:28日 利用者:322人※ (R1:47日/828人)	
		ファミリーサポートセンター登録会員(利用・提供)数の増	141名	160人	147人	子育て支援センター
		(3) 自立を支えるしくみづくり	「くらしのサポートセンターみなみ」パンフレット設置事業所数の増	28事業所	120事業所	146事業所
	子どもの学習支援事業参加者数の増加		1人	15人	26人	
	日常生活自立支援事業の充実		利用者数 32人	利用者数 20人	利用者数 19人	社会福祉協議会
	生活困窮者救済物資援助事業(予算執行率)		0%	100%	95%	

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

基本方針	施策の方向性	指標	H27 現状値	R3 目標値	R2 実績値	担当課等
2 利用者主体の福祉サービスの充実	(1) 生活支援を充実する	【㊦の再掲】ボランティア等の活動状況の広報の継続	7回	7回	7回	社会福祉協議会
		市ウェブサイトにおける福祉保健情報掲載数の増加	242件	260件	364件	福祉保健部
		コミュニティFMにおける福祉保健情報放送依頼数の増加	3件	20件	9件※ (R1:26件)	
		南魚沼市社協だよりの充実	6回	6回	6回	
		社会福祉協議会ホームページやフェイスブックの充実	フェイスブック投稿数68回	フェイスブック投稿数100回	フェイスブック投稿数139回	社会福祉協議会
	(2) 相談支援機能の充実	障がい者相談窓口相談件数の増加	591件	600件	474件 (うちメール120件)	福祉課
		自立支援協議会開催数の増加	2回	3回	3回	
		教育相談窓口相談件数の増加	55件	60件	35件	子ども・若者相談支援センター
		若者相談窓口の相談件数等の増加【総合計画指標再掲】	45件	50件	49件	
		自殺者数の減少(過去10年間の平均人数)【総合計画指標再掲】	22人	19人以下	17人	保健課
	(3) サービス利用の促進	【㊧の再掲】なじもネット協力会員と利用登録者数の増加	協力会員:79人 利用会員:127人	協力会員:100人 利用会員:150人	協力会員:88人 利用会員:88人	社会福祉協議会
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加(福祉課:障がい者)	2人	4人	6人	福祉課
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加(介護保険課:高齢者)	12人	22人	27人	介護保険課
		法人後見事業実施事業所の設置	未実施	1事業所	1事業所	
		親子サロン参加者数の増加	257人	300人	22人※ (R1:65人)	社会教育課
		【㊨の再掲】ほのぼの広場参加者数の増加	20,226人	30,000人	16,283人※ (R1:31,214人)	子育て支援センター
		シルバー人材センター登録者数の増加(第4次事業拡大5か年計画R1~R5)	872人	1,014人	866人	南魚沼シルバー人材センター
		生活介護支援サポーター養成講座の参加者増	年4回実施	年4回実施	年3回実施	社会福祉協議会
	児童遊園地遊具設置助成団体の増	3行政区助成	3行政区助成	4行政区助成		

基本方針	施策の方向性	指標	H27 現状値	R3 目標値	R2 実績値	担当課等
3 安心・快適な生活環境づくり	(1) 人によさしい環境の整備	都市計画道路整備率の増加	51.9%	53.0%	53.6%	都市計画課
		小中学校における多目的トイレ(注)設置率の増加	42.3%	50.0%	72.7%	学校教育課
		特別支援教育基礎研修講座参加者数の増加	730人	800人	476人※ (R1:819人)	
		克雪屋根改修補助件数の増加【総合計画指標再掲】	8件/年	5年累計40件	3件/年	都市計画課
		除雪ボランティア登録者数の増加(年間延べ参加者数)	100人	140人	127人	社会福祉協議会
		【①の再掲】福祉体験出前講座の拡充	8枝/900人	9枝/900人	1枝/202人※ (R1:5枝/427人)	
	(2) 地域の安全に向けた取組	小中学校における安全パトロール実施率の増加	65.4%	70.0%	95.5%	学校教育課
		小中学校における地域安全マップ作成率の増加	50.0%	55.0%	59.1%	
		救急講習受講者数の増加【総合計画指標再掲】	4,461人	5年累計30,000人	982人※ (R1:4,200人、H27~R1累計21,606人)	消防本部
		交通事故件数の減少(過去5年間の平均事故件数)【総合計画指標再掲】	高齢者運転免許証 自主返納者178人	高齢者運転免許証 自主返納者250人	高齢者運転免許証 自主返納者248人	環境交通課
		【②】防災情報メール登録者数の増加【総合計画指標再掲】	5,512人	10,000人	6,262人	総務課
		自主防災リーダー研修会参加団体数の増加	163団体	延べ233団体	0団体	
	(3) 災害時の支援体制づくり	【⑦の再掲】福祉のまちづくり事業の充実	11地区	12地区	9地区	社会福祉協議会
		要配慮世帯への防災ラジオ配布率の増加	未実施	100%	9.0%	
		市総合防災訓練参加者数の維持	19,046人	19,000人	464人※ (R1:19,383人)	総務課
		【④の再掲】防災情報メール登録者数の増加【総合計画指標再掲】	5,512人	10,000人	6,262人	
		災害ボランティア研修会の継続	年1回実施	年1回実施	年1回実施 (設置訓練)	社会福祉協議会
		福祉避難所指定数の増加	2か所	3か所	3か所	総務課
		魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加【総合計画指標再掲】	全登録者数13,115人 (内南魚沼市登録者数5,675人)	R3年度末延べ登録者数37,000人	全登録者数34,114人 (内南魚沼市登録者数11,259人)	うおぬま・米ねっと事務局

- ・(注)：多目的トイレとは車イス使用者や高齢者、子ども連れ、介助を必要とする人など、様々な事情を抱えた人の利便性を考慮したトイレのこと。
- ・※：R2実績値において、特に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となったものは、R3目標値との差異が大きいことから、参考としてR1実績値等を( )内に記載した。
- ・【総合計画指標再掲】：R3.3月策定の「第2次南魚沼市総合計画後期基本計画」で指標として掲載されているもの。
- ・表中の網掛け：指標のうち、再掲としているものについては網掛け表記とした。

### 3 第3期計画の総括

「1 データからみた南魚沼市」、「2 第3期計画の取組状況・評価・課題」や令和2年度に実施した市民アンケート・事業所アンケートの結果から、第3期計画について、3つの基本方針ごとに総括し、第4期計画の目指す方向性を定めます。

#### 基本方針1 市民参加で支える地域福祉

新型コロナウイルスの感染拡大は、地域の組織・団体に大きな影響を及ぼし、日頃から活発に活動していたところも、休止や延期等の自粛をせざるを得ませんでした。講座や研修、各種サロンなどの集いの場についても、交流の機会の縮小を余儀なくされた場面が多くありました。

一方で、本計画の推進委員会や策定部会での意見では、思うような活動ができなかったからこそ、今後の集いの場や交流の機会においてこれまでの活動を振り返り、その重要性や必要性を再認識したうえで、継続して実施することを望む声がありました。

新型コロナウイルス感染症の出現を契機に、人と人との関わり方は一層多様化しています。行動範囲が狭まり、限られたことが、家族や地域などの身近なコミュニティへの関心やつながりを深めるきっかけとなるよう、「新しい生活様式」を取り入れた活動の再開や展開を模索しながら、地域福祉を推進する必要があります。

また、本市においては高齢化が進むにつれ、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。多様な人々や組織・団体による交流や支えあい、地域での見守りや声掛けの活動が、今後ますます重要となります。

市民アンケートの結果では、困ったときの近所付き合いについて、3人に2人は同居の家族以外に頼れる・相談できる人が隣近所にいると回答しています。また、地域での活動については、6割近くの人が何らかの形で参加しており、その主要な目的は「隣近所とのふれあいを求めて」との回答が4割超と最も多く、住民同士の日常的な対話や交流の機会を維持し、広げたいと考えている市民が少なくないことが伺えます。

引き続き、対話や交流の機会による「つながり」を保ち続けるとともに、「支える側」と「支えられる側」の関係に分かれるのではなく、市民それぞれが役割を持って、困ったときに「支えあう」関係を築いていく必要があります。

そのためには、年齢や性別、病気や障がいの有無、生活状況等に関係なく、誰もが孤立することなく、地域社会の一員として暮らし、参加し、自分らしく活躍することのできる仕組みや体制づくりが求められます。

## 基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報を「市や社協の広報誌」によって得ている人が、依然として多いことがわかりました。一方で、スマートフォン等が広く普及しつつあり、インターネット環境を通じて情報を入手する人も増えています。多様化する伝達手段を正しく活用し、必要な人が必要な情報を、確実に、容易に得られるよう、提供方法を工夫する必要があります。

日々の暮らしの中で、多くの人が自分や家族の健康、収入や家計、仕事、人間関係、介護、子育てなど、何らかの悩みや不安を抱えています。本市では、介護、障がい、子ども、生活困窮などの各分野で相談窓口を設置し、関係の各部署や関係機関が連携する支援体制を整え、困りごとや福祉サービスの利用等の相談に対応しています。

その内容は近年、より多様化・複雑化しており、虐待などへの迅速な対応や、専門的な知識を要する場面が増えています。困難事例に対する、横断的な連携によるチームでの対応や、長期間にわたる継続的な支援体制について、検討する必要があります。

また、認知症や障がいなどで判断が難しい人が、契約行為や財産管理を必要とする場合において、本人の意思決定を支援する「成年後見制度」の利用促進が望まれています。福祉サービスが利用者主体であるためには、本人の意志を十分に確認し、尊重し、支援していくことが大切です。多様化するニーズを捉えてサービスを提供するにあたり、公的なサービスだけで対応できない場合には、地域全体で協力するための体制についても検討する必要があります。

今後もサービスを維持し、提供し続けるためには、人材の確保と質の向上が求められます。市の人口ビジョンでは、令和12(2030)年には人口が5万人を割り込むと予測され、特に若年人口の維持が課題となっていることが背景として挙げられます。更に、定年延長や再雇用により、60歳を過ぎても就労を継続することが多くなっており、行政区の役員や民生委員・児童委員など、地域を支える人材の確保や、福祉やボランティア活動の後継者の育成についても、地域の課題となっています。

### 基本方針3 安心・快適な生活環境づくり

人にやさしく安心・快適な生活環境づくりに向けて、誰もが自由に行動し、積極的に社会参加ができるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に実施する必要があります。また、冬期間の除雪は大きな負担であり、雪処理に対する取組は地域で欠かせないものです。加えて、高齢者や障がい者にとっての住みよいまちづくりのためには、福祉教育やふれあい体験を通じて理解の促進を図る「こころのバリアフリー化」にも取り組む必要があります。

単身高齢者の増加や核家族化の進行もあり、防犯対策や交通事故防止、自然災害への備えなど、特に高齢者、障がい者、子どもの安全確保は、地域における重要な課題となっています。市民アンケートの回答では、隣近所への可能な手助けとして「安否確認の声かけ」や「災害時の避難支援」などが多くあり、できる範囲で支援したいという気持ちが表れています。支えあいや助けあいの気持ちを大切に、地域ぐるみで見守りや声掛けの活動を推進する必要があります。

また、これまでの風水害や地震といった度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守るため、身近なコミュニティの重要性が改めて認識されています。福祉の視点からも、支援がなければ避難が難しい要配慮者などの安全確保に向け、対策の強化が求められています。

本市では、支援が必要な人の情報を取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として行政区などに配付し、共有しています。この情報を活用し、関係者が連携することで、平常時の見守り活動を積極的に行い、避難行動に対する意識を高め、災害時の情報伝達・安否確認・避難誘導へとつなげることが重要です。

引き続き、総合防災訓練や地域の自主防災組織による活動を通じて、災害時の支えあいや助けあいの意識の醸成を図るとともに、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な避難支援の体制づくりに取り組む必要があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が未だ収束していないことから、各種活動・訓練、避難行動等における感染防止対策の徹底や、安全・安心な避難生活を送ることができる環境づくりにも取り組む必要があります。

## 第3章 計画のめざすところ

### 1 基本理念

前期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、「第2次南魚沼市総合計画（後期基本計画）」で定める、市の将来像『自然・人・産業の和で築く 安心のまち』を基調とし、市民の誰もが、住み慣れた地域でお互いに支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

#### 基本理念

地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、  
市民の手で支えあう福祉のまち

### 2 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げます。

#### 基本方針 1

#### 市民参加で支える地域福祉

地域における支えあい活動の活性化を図り、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりを進め、自立に向けた支援に取り組みます。



#### 基本方針 2

#### 利用者主体の福祉サービスの充実

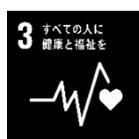
子ども、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう、総合的な福祉サービスの提供を図ります。



#### 基本方針 3

#### 安心・快適な生活環境づくり

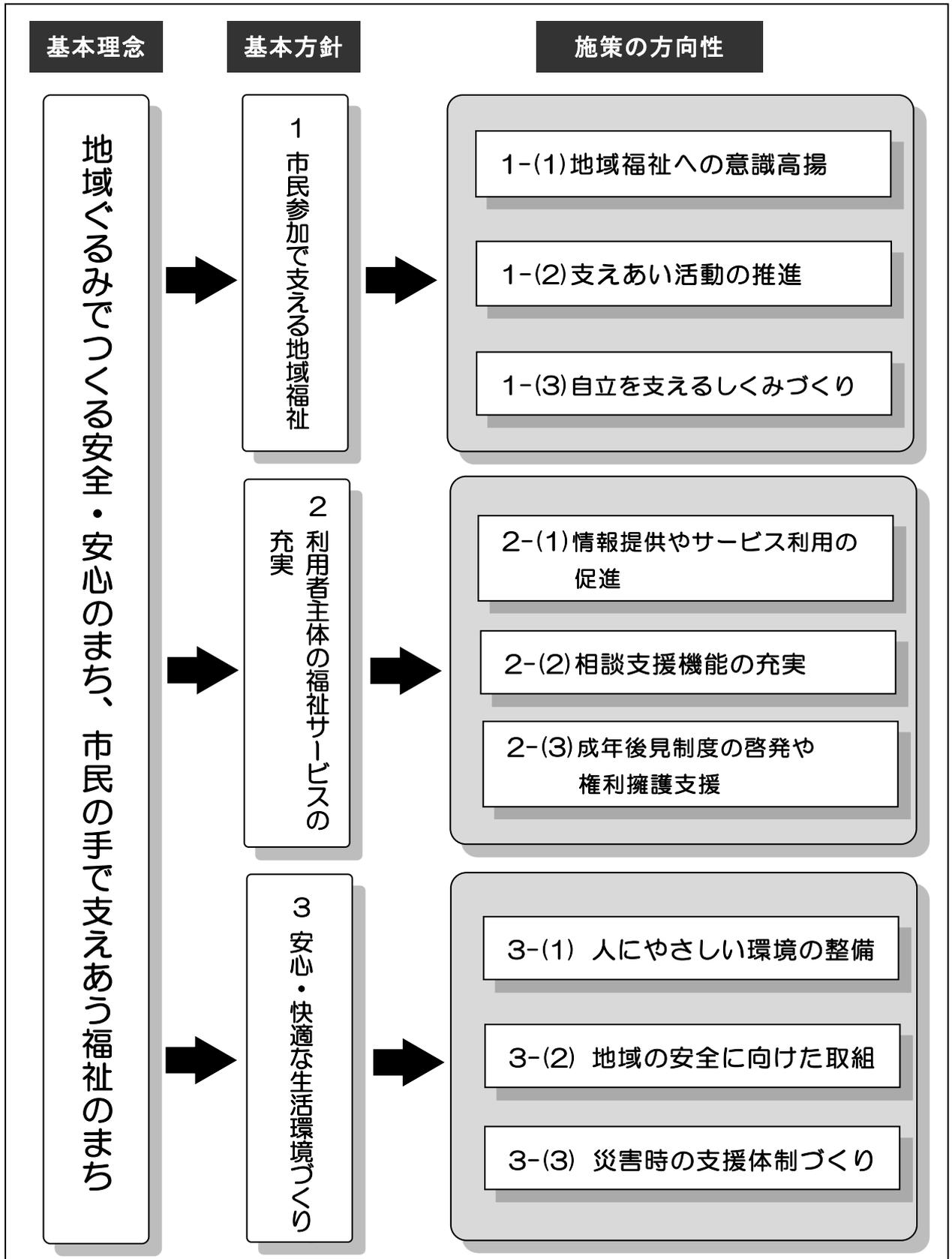
災害、犯罪及び事故の防止、災害発生時の行政と地域の協働体制の確立など、誰もが安心して生活できる、生活環境づくりを推進します。



### 3 施策の方向性

基本方針ごとに3つの施策の方向性を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

#### 計画の体系



## 4 施策の展開

### 基本方針1 市民参加で支える地域福祉

#### 施策の方向性1－(1) 地域福祉への意識高揚

##### 【現状と課題】

地域の様々な課題の解決に向け、自助・共助・公助により、地域で活動する誰もが協働して支えあう仕組みづくりが「地域福祉」です。その推進には、市民の自主的な参加が不可欠であり、一人ひとりが地域の一員であると認識することが、最初の一步となります。

市民アンケートの結果においても、地域での活動が活発になるためには「地域の結びつき」や「住民の主体的な参加」が大切であると考えられており、前回、前々回の調査から継続して高い割合となっています。一方で、核家族化や単身化により、家族や住民相互の結びつきが薄れていると言われていています。働く世代や若者の間では地域や福祉への興味・関心が低く、ボランティア活動などへの参加も少ない状況が続いています。

地域の問題・課題をアンケートで質問したところ、「行事への参加者が減っている」、「特にない」、「一人暮らしで心配な人がいる」の順であり、次いで「役員になる人がいない」との回答でした。近年では、行政区の行事や活動に参加しない人も増えており、地域の各種組織・団体においても、構成員の減少や固定化がみられます。市全体の問題である人口減少や高齢化もあり、近い将来、後継者や活動の担い手不足が大きな課題となることが見込まれます。このことから、一部の人が多くを背負うのではなく、行事や活動の見直しも図りつつ、広く互いに支えあう方向への転換が望まれます。特に、地域づくりやボランティアなどの活動は、今後も地域住民による自主的な参加が促進され、維持、発展できるような仕組みづくりが求められます。

将来の担い手を育成するうえで期待される取組として、主に小中学校の子どもたちに対する福祉や人権についての教育が挙げられます。思いやりの心を育み、助けあいの精神や結びつきについての意識の醸成に向けて、引き続き取り組む必要があります。また、このような子どもたちへの教育を契機とし、家庭や地域といった、身近なところでの福祉や人権に関する会話で新たなコミュニケーションが生まれ、家族や住民同士の関わりが深まることにもつながります。

地域によっては、社会福祉協議会の「福祉のまちづくり事業」を活用し、組織化やコミュニティづくりが図られているところもあります。このような推進地区における成果を紹介・周知し、他の地域に広めるような取組が求められます。

##### 【今後の施策】

家庭や学校に限らず、地域社会が連携して子どもたちの思いやりの心を育むとともに、市民全体の興味・関心の醸成や啓発を継続して行い、参加の機会づくりから実践的な活動につなげることで、地域福祉への意識高揚を図ります。

##### 【取組内容】

#### 地域福祉に関する教育の継続

- ◆小中学生等、子どもたちへの福祉教育・人権教育を継続し、思いやりの心を育てます。

- ◆家庭や学校に加え、地域住民や社会福祉協議会などの組織・団体が連携し、福祉教育や体験学習の実践に向けて協働します。

#### 地域福祉への意識の醸成や啓発

- ◆市民の地域福祉に関する意識醸成や、啓発活動を継続して行います。
- ◆地域の組織・団体の協働により、誰もが参加できるイベントや行事の開催等で交流を深め、参加の機会づくりに努めます。
- ◆障がいや認知症などへの理解促進に向け、専門職や関係団体と連携し、体験型の講座や研修会による学びの場を充実させます。

#### 【主な事業や取組】

公民館手話講座・手話サークル【社会教育課】

認知症サポーター養成講座【介護保険課】

ボランティア体験学習【社会福祉協議会】

福祉体験出前講座【社会福祉協議会】

市内小中・高等学校での福祉教育講演会等開催費助成【社会福祉協議会】

福祉のまちづくり事業【社会福祉協議会】

### 施策の方向性1－(2) 支えあい活動の推進

#### 【現状と課題】

地域福祉の根幹は、組織・団体も含めた住民同士の「支えあい」です。その活動を推進するためには、参加や交流の場の確保が必要となります。

市民アンケートの結果では、市が優先して取り組むべき施策として、「高齢者・子育て・障がい者等の福祉サービスの充実」の次に、「地域住民同士が支えあえる仕組みづくりの支援」が挙げられています。その一方で、ボランティア活動への参加については「参加していない（参加した経験もない）」と回答した割合が約7割と高く、前回調査に比べて7ポイント増加しています。また、年齢別では40歳代以下で高い割合となっています。参加していない主な理由は「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」が最も多く半数近くを占めており、次いで「活動に関する情報がない」、「身近に活動グループや仲間がない」という回答でした。

ボランティア活動は、今後ますますその役割が重要であると言われており、全国的にも興味・関心は高まりつつあります。本市においても、ボランティアの組織・団体は様々な活動を行っており、南魚沼市福祉センター「しらゆり」内には、「南魚沼市ボランティアセンター」が設置されています。幅広い年齢層の人々を活動につなげられるよう、活動内容等の発信や、できる範囲から気軽に始められるきっかけづくりが求められます。

また、支えあいの仕組みのひとつである、交流の場としての各種サロンや教室は、孤立の防止と地域での交流促進に不可欠です。参加者の多くは高齢者が中心ですが、障がい者向けのサロンもあります。今後、様々な関係の組織・団体と連携して開催することで、地域全体での交流や世代間の交流につながることを期待されます。

同世代の親子の交流や、子育ての不安感・孤立感を緩和する役割を担う「ほのぼのの広場」は、六日町会場が商業施設の空きスペースに移転し、小さな子どもが思い切り体を動かさせ

る「ふれ愛広場」を併設したことで、天候、休日等に関係なく安心して遊べる広場となり、父親・祖父母世代の利用も増えています。

更に今後は、地域を超えた交流や、移住・定住に向けた取組も重要となってきます。市内への移住者が持つ、知識や経験、技術、能力などを活かしてコミュニティに関わってもらい、地域づくりやボランティア等の活動に参加してもらうことで、交流や支えあいは、より豊かなものとなります。

このような多様な人々や組織・団体による交流、支えあいにおいては、関係の組織・団体と地域とをつなぎ、地域の住民同士をつなぐ役割を担う、行政区の役員や民生委員・児童委員による活動が、これまで以上に重要となります。緊密に意見交換や情報交換を図りながら、その活動を支援する必要があります。また、興味・関心の薄い層からも関わりを持ってもらえるよう、地域の実情に応じた活動自体の創意工夫も必要となってきます。

### 【今後の施策】

ボランティア活動やサロンなどの交流の場に気軽に参加することで、「支える側」と「支えられる側」を超えた「支えあう」関係性や仕組みがつけられるよう、地域における取組を推進します。

### 【取組内容】

#### ボランティア活動の参加機会づくり、活動支援

- ◆活動中のボランティア組織・団体について、活動内容の紹介などの情報発信を行い、参加や利用が気軽にできる仕組みをともに考えます。

#### 参加や交流の場の確保

- ◆参加や交流の場である各種サロンや教室を継続して開催し、地域での孤立防止と交流促進を図ります。
- ◆高齢者や障がい者の社会参加の場を確保しつつ、関係の組織・団体と連携し、地域全体での交流や世代間の交流につなげます。

#### 地域の結びつき、住民同士の支えあいの推進

- ◆地域のつなぎ役である行政区役員や民生委員・児童委員の活動を支援し、活動内容や役割を周知することで、地域に根差した活動を支えます。
- ◆一人暮らしの高齢者や、通学時の子どもたちに対する見守りや声掛けの活動など、地域住民が、できる範囲で気軽に参加できるような取組を推進します。

### 【主な事業や取組】

ボランティア活動支援・交流事業【社会福祉協議会】  
なじよもネット事業【社会福祉協議会】  
ふれあい・いきいきサロン【介護保険課（社会福祉協議会）】  
障がい者いきいきサロン【社会福祉協議会】  
お茶の間サロン【社会福祉協議会】  
そだち学級事業【社会教育課】  
ほのぼの広場運営事業【子育て支援センター】  
ファミリーサポートセンター運営事業【子育て支援センター】  
移住・定住事業【U&Iときめき課】  
民生委員・児童委員活動支援【福祉課】

## 施策の方向性1－(3) 自立を支えるしくみづくり

### 【現状と課題】

#### (生活困窮者自立支援の推進について)

市民アンケートの結果では、普段、どのような悩みや不安を感じているかとの問いに対して、前回調査と同様、自分や家族の「健康」に次いで、「収入や家計」との回答が上位となりました。また、経済的に困っている人を支援する取組としては、「就労（就労訓練）に対する支援」との回答が7割近くと最も高く、次いで「自立に向けての家計相談支援」や「貧困の連鎖防止のための子どもの学習支援」が高い割合となっています。

社会福祉協議会が運営する「くらしのサポートセンターみなみ」では、令和2（2020）年度の「自立相談支援事業」の新規相談が100件あり、自立支援プラン作成も23件ありました。経済的な悩みや不安を抱えている人の相談窓口として、認知されつつあるものと思われる。

子育てや貧困は家族のみの責任ではないとの視点から、今後は特に、貧困状態にある子どもたちへの支援が課題となります。市の窓口や、サポートセンターでの相談の結果、家庭内に児童・生徒がおり、貧困状態にあることを把握した場合には、こども家庭サポートセンターや保育園・幼稚園、教育委員会等と連携し、支援が届かない・届きにくい子どもや家庭に対して、複数の支援機関が確実につながることが重要です。また、そのような家庭で生活する子どもたちが自身の将来に希望を持てるよう、就学援助等の経済的な支援を活用するとともに、地域住民やボランティア等と協働し、学習支援や居場所づくりに取り組む必要があります。

生活に困窮し、どこにも、誰にも、助けや救いを求めることができない人たちは、地域でも孤立したり、潜在化したりする傾向にあります。抱えている課題も、深刻かつ複雑なものが多いと言えます。そのような人たちを早期に発見し、支援につなげるため、制度の周知や広報活動、関係機関等との連携が、大変重要となってきます。

また特に、経済的な困窮が著しい場合には、生活保護制度の利用も必要となります。憲法第25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための方法の一つである生活保護制度は、各種給付を行うことで「経済的な自立」を目指すだけでなく、制度を利用した「自律的な生活」が送れるよう、支援しています。

#### (再犯防止の推進について)

市民アンケートの結果では、再犯防止に関する施設や団体の認知度に対する回答では、「保護観察所」、「保護司」、「更生保護施設」については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が一番多く、「協力雇用主」、「更生保護女性会」については、「知らない」との回答が一番多い状況でした。また、再犯防止のために必要な支援に対する回答では、上位3つが「就労（就労訓練）に対する支援」、「自立に向けての生計支援」、「相談窓口の充実」となりました。

法務省の資料によれば、全国的に出所受刑者の数は年々減少しているものの、出所して2年以内に再び刑務所に入所する人の約2割が高齢者です。更に、出所後5年以内に再び入所した高齢者では、その約4割が出所から半年未満という短い期間で再犯にいたってい

ます。同じく法務省の資料では、帰住先がない出所受刑者が令和元（2019）年で3,380人あり、全体の約4割となっています。加えて、刑務所への再入所者のうち、7割程度の受刑者は再犯時に無職であり、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。

新潟県内についても、刑法犯検挙者の数は減少傾向にあるものの、一方で、検挙者全体に占める再犯者の割合は約5割であり、全国と同程度の高い率となっています。また、検挙者数に占める65歳以上の高齢者の割合については、3割程度で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がいや特性、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える場合が少なくありません。こうした生きづらさを抱えている人の課題に対し、刑事・司法の関係機関による取組だけでは限界があり、社会に復帰した後に、地域で継続して支援する体制づくりが求められています。

本市における更生保護活動の状況としては、南魚沼地区保護司会の活動が主であり、例年7月の「社会を明るくする運動」や、地域への周知・啓発活動、犯罪をした人等の社会復帰支援が行われています。市としても、保護司会の運動や活動、「更生保護サポートセンター」の設置などで協力しています。年々上昇傾向にあると言われる「再犯」を防止するための取組を、着実に進めて行く必要があります。

#### 【今後の施策】

地域への周知や啓発活動を積極的に行い、関係の機関や組織・団体との連携を図りながら、適切な支援に速やかにつながられる体制や、自立を支える仕組みを整備します。

#### （生活困窮者自立支援の推進について）

生活困窮者の自立を支援するとともに、生活に困窮している人が地域から孤立することなく、つながりを実感することができるような地域づくりに取り組みます。

#### （再犯防止の推進について）

犯罪や非行をした人が、復帰後も孤立せずに社会の一員となり、再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るため、再犯防止に関する地域の理解を促進します。

#### 【取組内容】

#### （生活困窮者自立支援の推進について）

##### 生活困窮者等の自立に向けた支援体制の整備

- ◆制度の周知を継続して実施するとともに、それぞれの相談窓口で生活に困窮する人の情報を把握し、社会福祉協議会や福祉課の生活保護担当につなぐことができるよう、市の関係部署や関係機関との連携を強化します。
- ◆誰もが安定した生活を送ることができるよう、関係機関と緊密な連携を図りつつ、総合的な支援体制を整備し、適切に生活困窮者自立支援事業を実施するとともに、住居確保給付金の支給など、自立に向けた支援を行います。

##### 子どもの学習支援の推進

- ◆子どもに学ぶことの楽しさを教え、自立への意欲が高まるように支えます。また、困ったとき、悩みごとがあるときには、周囲の大人を頼って良いのだと伝えます。
- ◆地域や小中学校等とも連携・協働し、地域全体で総合的に子どもたちの成長を支えていくため、個々の状況に応じたネットワーク形成を図ります。

生活困窮者自立支援の推進においては特に、周知・広報や早期発見、包括的かつ個別的な支援、関係機関等との連携が重要となることから、以下のとおり項目別に整理し、取組を進めることとします。

■周知・広報、早期発見

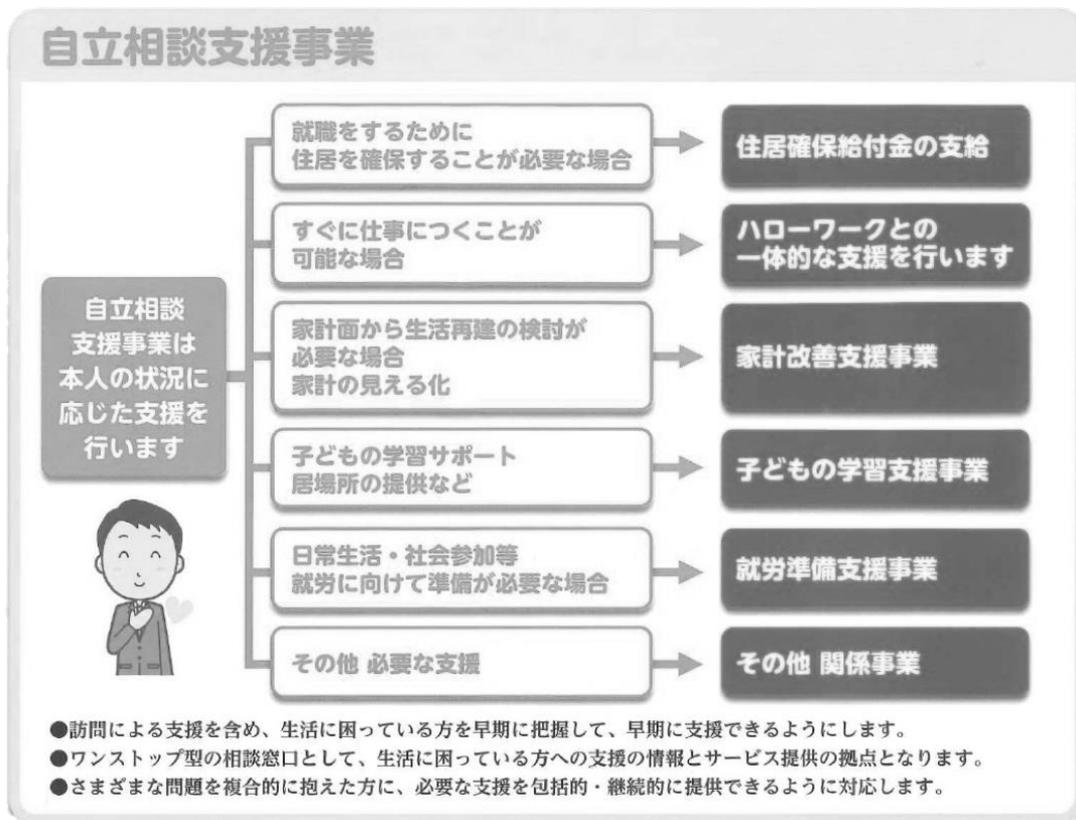
- ・必要な人に自立相談支援事業の情報が届くよう、事業所等へのパンフレットの設置を継続するほか、SNSなどの多様な媒体による情報発信に取り組みます。
- ・サポートセンターでの相談に加え、市の各種相談窓口や関係の機関との連携により、生活困窮者の早期発見・把握につなげます。
- ・何らかの理由でサポートセンターへの来所が困難な人には、電話やメール、訪問等のアウトリーチ機能によって対応します。

■包括的・個別的支援

- ・生活困窮者一人ひとりの尊厳と自主性を重んじ、それぞれの事情や生きづらさを受け止め、寄り添う、包括的な対応を心掛けます。
- ・生活困窮者の抱える多様な課題や複合的な問題を整理・分析し、個々の状況に応じたプランを組み立て、立ち直りを支援します。

■関係機関等との連携

- ・市の各種相談窓口で、支援を必要とする可能性が高いと思われる人を発見した場合には、自立相談支援事業やサポートセンターを紹介するよう、周知します。
- ・国や県などの行政機関や地域の組織・団体等と連携を図り、生活困窮者それぞれの状況や課題を共有し、多方面からの総合的な支援体制を整備します。



「くらしのサポートセンターみなみ」パンフレットより抜粋

(再犯防止の推進について)

**関係機関と連携した再犯防止への取組**

- ◆市報とともに南魚沼地区保護司会の広報誌を市民に配布し、更生保護のための「社会を明るくする運動」をはじめ、保護司会や更生保護サポートセンター、協力雇用主等の役割や活動について周知を図り、市民の理解促進につなげます。
- ◆復帰の際の支援による生活の安定が、結果として再犯防止に寄与するとの観点から、様々な課題を抱える犯罪をした人等が、必要な支援へとつながることができるよう、連携して相談にあたる体制づくりを進めます。

再犯防止の推進においては特に、施策が多く分野に関連することから、以下のとおり「重点課題」として取組内容を整理します。

■再犯防止推進の重点課題

- ① 就労や住居の確保
  - ・生活困窮者や高齢者・障がい者支援といった福祉制度を活用し、犯罪をした人等の年齢や疾病・障がい等の特性に応じて、就労や居住の支援に結び付けます。
- ② 福祉サービス・保健医療の利用促進
  - ・市の相談窓口と保護司等との連携により、生活困窮者、高齢者、障がい者などの犯罪をした人等に対し、必要な福祉的支援を提供します。
  - ・薬物やアルコール、ギャンブル依存等からの回復を支援する民間団体が、研修や集会等を開催する際、市の施設の会議室を提供する等、その活動を支援します。
- ③ 学校などとの連携
  - ・保護司の活動内容の周知や、犯罪・非行の未然防止などを目的として、市内の学校に保護司が出向き、児童生徒との交流を図ります。
  - ・非行をした児童生徒やその保護者に対しては、学校、教育委員会、市の各種相談窓口、保護司等が緊密に連携することで、立ち直りを支援します。
- ④ 特性に応じた効果的な指導や支援
  - ・保護司等による指導や支援がより効果的となるよう、犯罪をした人等の特性に応じた市の関係部署が、個別のケース検討に協力し、必要な助言等を行います。
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発の推進
  - ・保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を支援します。また、保護司による会議や研修等に対して市の施設の会議室を提供する等、その活動を支援します。
  - ・更生保護活動を広く市民に発信することで、その活動や再犯防止の重要性に対する理解促進を図り、保護司や協力雇用主の担い手確保の取組を支援します。
- ⑥ 国や関係機関、組織・団体等との連携
  - ・国の刑事・司法機関である保護観察所や、犯罪をした人等の更生保護を行う保護司会、市の各種相談窓口、地域の関係機関、組織・団体等が、それぞれ連携・関係を強化し、個別のケースについての情報交換や意見交換に努めます。

**【主な事業や取組】**

くらしのサポートセンターみなみ運営事業【福祉課(社会福祉協議会)】

生活困窮者自立相談支援事業【福祉課(社会福祉協議会)】

子どもの学習支援事業【福祉課(社会福祉協議会)】

生活困窮者救援物資援助事業【社会福祉協議会】

保護司会活動【保護司会】

## 基本方針2 利用者主体の福祉サービスの充実

### 施策の方向性2－(1) 情報提供やサービス利用の促進

#### 【現状と課題】

市民アンケートではこれまでと同様、福祉サービスに関する情報を「市や社協の広報誌」から得ている人が、7割以上と一番多い結果でした。次に多かったのは「知人・友人・家族・親戚」であり、情報を人づてに得ていることもわかりました。広報誌での発信の充実に加え、口コミによる広がりも踏まえながら、多様な手段による効果的な情報提供を行う必要があります。また特に、スマートフォン等の普及で「市や社協のホームページ」から情報を入手する人が増えています。この傾向は今後も続くものと思われ、迅速かつ手軽なアクセス手段として、更なる充実が求められます。

市や社会福祉協議会では、介護・高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮など、多種多様な福祉サービスを提供していますが、一方で全体像が見え難くなっている感もあります。利用者が適切な情報を得て、必要なものを選択し、利用できる手助けとして、サービスや制度をわかりやすくまとめた「しおり」や「パンフレット」などが、今後も必要であると思われれます。

支援が必要な人がサービスを十分に受けていると思いますか、とのアンケートに対し、全体の約半数が「受けている」「ある程度受けている」と回答しました。また、サービスを充実させるためには、「提供する事業所を増やし、設備を充実させる」と「情報提供窓口を増やす」が、それぞれ3割ずつと多い結果でした。また、他の年代にない特徴として、20歳代の回答では「市民による福祉活動（ボランティア活動など）を活発にさせる」が3番目に多く、若い人たちにその重要性が認識されているものと思われれます。

利用者主体の福祉サービスであるためには、多様化するニーズを捉えてサービスを提供することや、サービスの内容を正しく周知することが必要です。加えて、事業所の数や設備の充実だけでなく、人材の確保や質の向上が求められています。また、状況によっては公的なサービスだけでは対応できない場合もあり、社会福祉協議会の「なじよもネット」や、シルバー人材センターの生活援助、各種組織・団体の福祉やボランティアの活動など、地域における多様な支援や「支えあい活動」につなげる必要もあります。

福祉サービスの利用者が、住み慣れた地域で安定した生活を送れるよう、サービスを正しく理解するためのわかりやすい情報発信や、必要なサービスへとつながるための多様な支援が求められます。

#### 【今後の施策】

情報提供の手段や内容を工夫しつつ、必要とする情報が容易に得られる環境づくりを進めます。また、利用者主体の福祉サービスとなるよう多様化を図り、「公助」に限らず「共助」によるサービスも組み合わせながら、利用の促進につなげます。

## 【取組内容】

### 情報発信における創意工夫

- ◆市や社会福祉協議会の広報誌を主軸としつつ、ウェブサイト、コミュニティFM、SNSなども活用し、積極的かつ多様な情報提供に努めます。
- ◆利用者が適切な福祉サービスを選択できるよう、見やすく分かりやすい内容や表現を心がけます。

### 多様なサービスによる利用促進

- ◆利用者の多様化するニーズを捉え、サービスのメニューを広げるとともに、個々の事情や状況に耳を傾けて正しく把握することで、必要なサービスに適切につながるよう支援します。

## 【主な事業や取組】

市ウェブサイト・コミュニティFMによる福祉保健情報の広報・周知【福祉保健部】

社会福祉協議会活動の広報・周知【社会福祉協議会】

ボランティア活動支援【社会福祉協議会】

なじよもネット事業【社会福祉協議会】

生活介護支援サポーター（ボランティア）養成講座【社会福祉協議会】

シルバー人材センター運営事業【南魚沼シルバー人材センター】

ほのぼの広場運営事業【子育て支援センター】

親子サロン【社会教育課】

児童遊園地遊具設置助成【社会福祉協議会】

## 施策の方向性 2－（2）相談支援機能の充実

### 【現状と課題】

市民アンケートの結果では、生活で困りごとを抱えたときや、福祉サービスの利用が必要になったときの相談相手は、前回調査から8ポイント減少したものの「家族や親戚」との回答が最も多く、6割を超えています。次いで「市の窓口」との回答であり、前回調査から10ポイント増加して5割を超えています。このほか「子育て支援センター・地域包括支援センター」や「くらしのサポートセンターみなみ」との回答もそれぞれ1割前後あることから、公的な窓口が相談先として認知されているものと思われます。

市民からの困りごとや福祉サービス利用等の相談は主に、介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野別の社会福祉制度に基づいて設置された市の窓口で対応しています。今後は、より専門的な相談が増えることが予想されるため、豊富な知識に基づき、速やかに、正確に受け止める相談支援について、研究・検討を重ねる必要があります。

特に、児童虐待が増加している社会的な背景から、母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童虐待対策の中核である「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置することとなり、本市では、二つの機能を一体的に担う「こども家庭サポートセンター」を設置しました。今後は、妊娠期から丁寧な関わりを持ち、相談者に寄り添う身近な相談窓口として、関係の部署や機関と連携しながら対応します。また、支援が必要な家

庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまで、切れ目ない支援を実施します。

近年では、地域住民の参加や多様な主体の参画のもと、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民同士や組織・団体等が支えあいながら、暮らしが安定し、役割や生きがいを持ち、ともに地域を創ることのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

本計画に掲げる基本理念、基本方針、施策の方向性は、それぞれが単体で成立するものではなく、重なり合い、補い合うことを想定しています。市全体・地域全体でこれまで取り組んできた「地域福祉」の推進こそが「地域共生社会」の実現につながるものと考えますが、そのための手段の一つとして「包括的支援体制」の構築が挙げられています。

この「包括的支援体制」は、地域福祉の推進のため、地域の実情に応じ、地域住民や関係機関などによる相互の協力が円滑に行われ、地域生活の課題の解決のための支援が、包括的に提供される体制、として定義されています。

引きこもりや虐待、自殺対策といった、今日的な、複合化・複雑化した課題や相談が増加しつつあります。また、相談支援の場面ではともすると、ひとつの分野で対応を終えてしまう事例もあることが指摘されています。

このため、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」の実施、あるいは、地域における「居場所」や「参加の場」の確保と、そこへの「つながり」や「参加」に向けた支援といった機能を持つ「包括的な」支援体制の整備が求められています。また、横断的・一体的な支援体制を整備することで、対応が難しい事例や、支援に時間を要する事例への対応を可能にする、といった効果が期待されています。この仕組みをより具体的に、実際の事業として行うものが「重層的支援体制整備事業」です。

本市では、現状においても福祉保健部というひとつの組織のなかで、介護、障がい、子ども、生活困窮などの各分野を担当しており、複合化・複雑化した課題や相談に対しては、個々のケースについての検討会議を設け、チームによる支援として、連携しながら対応にあたっています。特に対応が困難な事例等については、より広範な支援のための各種会議や協議会により、庁内の関係部署や地域の関係機関とも連携を図りながら、情報の共有や対応への協議を行っています。

国も、こうした既存のネットワークや会議を有効に活用し、包括的な支援の提供に向け、個別事例の検討等を行うことが望ましい、としています。また、「重層的支援体制整備事業」についても、市町村の判断による「任意事業」として位置づけています。こうした状況も踏まえつつ、本計画への記載を契機に今後も継続して意見交換を重ねながら、地域の実情に沿った「包括的支援体制」について、検討を進める必要があります。

#### 【今後の施策】

関係部署や関係機関、地域の組織・団体等との連携を強化し、各分野別の相談窓口が横断的につながり、社会福祉制度や他の施策を有機的につなぐことで、困りごとなどの相談を受け止め、地域の課題に対して協働して取り組みます。

#### 【取組内容】

##### 包括的・重層的な支援体制の拡充

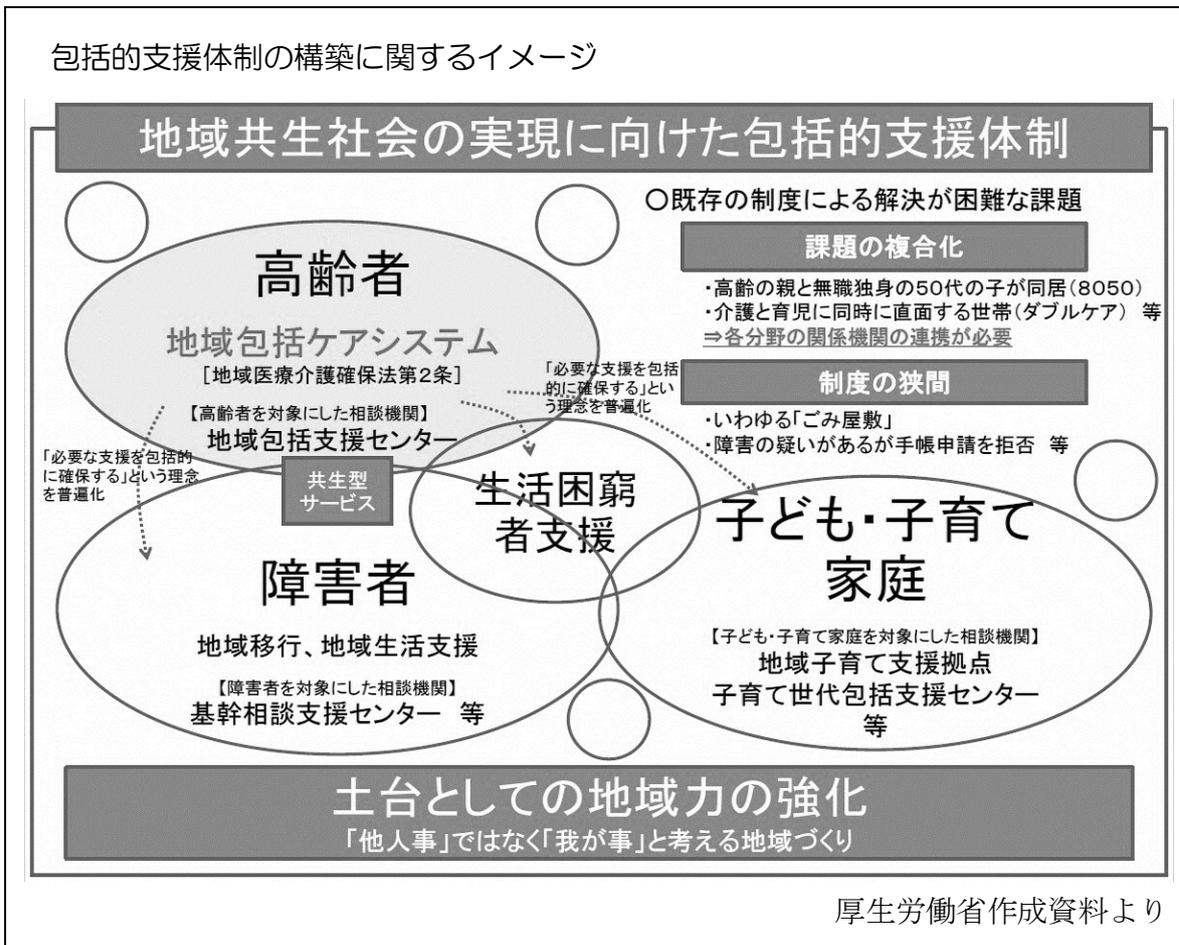
- ◆高齢、障がい、子ども、生活困窮などの本人や世帯の属性にかかわらず、既存のサー

ビスだけでは対応が困難なものや、制度の狭間にあるものも受け止め、解決に向けて取り組めるよう、包括的・重層的な支援体制の構築に努めます。

- ◆多様な地域課題にも的確に対応できるよう、相談窓口間の連携や、関係機関との連携を更に強化します。また、教育、消費生活、就労、住宅、環境など、福祉分野以外の部署とも連携を強化し、支援の幅を広げます。

**虐待防止・自殺防止の推進**

- ◆新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や経済活動の低迷などで、生活環境は大きく変化しており、虐待や命に関する相談の増加が懸念されることから、困りごとを抱え込んでしまわないよう、相談窓口の周知や案内を積極的に行います。
- ◆医療機関、学校、保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関、地域の組織・団体等との情報共有や連携によって早期発見を図り、協働して抑止に向けた対応にあたります。



**【主な事業や取組】**

- 障がい者相談【福祉課】
- 介護相談【介護保険課】
- 義務教育期相談・若者相談【子ども・若者相談支援センター】
- 児童相談【こども家庭サポートセンター】
- 自殺予防対策【保健課】

■「相談件数の増加」を数値目標とすることについて

- ・虐待や生活困窮など減少を目指すべきケースもあり、相談件数が増えることが一概に良いとばかりは言えない、との意見があります。

- ・一方で、各窓口において適切に対応し、より多くのケースに対応できたことから相談件数が増えたと評価できる、との意見もあります。
- ・本計画において「相談件数の増加」を数値目標とするものについては、双方の意見を踏まえたうえで、施策の方向性である「相談支援機能の充実」に向けて、窓口の広報や対象者への周知、職員研修や相互連携等、相談体制の強化・向上の結果による増も含めた、年間で対応が見込まれる件数（目安値）として計上することとします。

## 施策の方向性 2－（3）成年後見制度の啓発や権利擁護支援

### 【現状と課題】

成年後見制度は、サービスを利用する際の契約行為や財産管理が必要な場合において、認知症や知的障がい・精神障がいによって判断が難しい人を支援し、意思決定を手助けするものであり、少子高齢化や家族関係の希薄化などにより、ニーズが高まるものと予測されています。

市民アンケートの結果では、成年後見制度の認知度についての回答は「知っている」が約3割であり、「聞いたことがあるが、詳しい内容まではわからない」と「知らない」の合計は6割超でした。また、利用意向についても「はい（利用したいと思う）」が3割超であったのに対し、「わからない」との回答も同程度あり、制度の周知が進むことで利用したいと回答する人が増えるものと思われます。

今回、これまでの市民アンケートに加え、市内の高齢者・障がい者福祉施設やサービス事業所を対象として、成年後見制度の利用状況やニーズ調査を行いました。個々の施設や事業所で制度に関する相談を受けている件数や、制度を利用した方が良いと思われる人の数から、一定程度のニーズがあるものと思われます。

新潟家庭裁判所長岡支部管内（長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村）における成年後見制度の利用者数は、増加傾向となっています。後見、保佐、補助、任意後見の別による内訳では、後見類型の割合が最も高く、7割を超えています。なお、新潟県社会福祉協議会の「令和3年度成年後見制度に関する実態把握調査結果」では、長岡支部管内の利用者数は1,174人（前年度1,119人）であり、新潟家庭裁判所提供の市町村ごと利用者数（令和3年6月30日現在の集計・概数）によれば、南魚沼市は105人（前年同期100人）となっています。

本市では、権利擁護の観点から、成年後見制度の利用促進に向け、制度を利用したくても本人・親族による申立てができず、本人の心身の状況や、置かれている環境により迅速・適切な保護の必要性が高い場合には、市長による家庭裁判所への申立てを行っています。また、費用負担が困難な人には、申立て費用や後見人への報酬の助成を行っています。令和2（2020）年度末の状況として、平成21（2009）年度以降の累計で市長申立ての利用者は33件、報酬付与は45件となっており、それぞれ毎年数件ずつ増加しています。

制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、制度そのものに関する情報を周知するとともに、手続きや費用の面で利用困難な人に対しては、継続的な支援が必要となります。

また、家族から経済的な虐待や搾取などの被害にあっている人については、制度利用の必要性が高い反面、自ら支援を求めることができなかつたり、家族が制度利用を拒否したりする場合があります。

このような事例では専門機関による介入が不可欠となることから、状況の変化に速やかに対応できるよう、福祉、医療、保健の関係者などに加え、司法関係者とのネットワークを築くことが有効です。

加えて、制度の利用につながった後も当事者の生活を継続的に見守り、支援を続けることも求められており、息の長い対応が必要となっています。

### 【今後の施策】

認知症や障がいによって財産管理や日常生活に支障のある人が、成年後見制度の利用によって、地域でその人らしい生活を継続できるよう、意思決定に必要な支援を行います。また、市と社会福祉協議会、高齢者・障がい者福祉施設、サービス事業者などとも連携し、地域の実情に沿ったネットワークや体制づくりを進めます。

### 【取組内容】

#### 制度を必要とする人の発見・支援

- ◆市報やウェブサイト、パンフレット、相談窓口などにおいて、成年後見制度に関する情報をわかりやすく広報・周知し、正しい知識の普及と理解促進に努めます。
- ◆情報や知識が浸透することにより、自ら声を上げることが困難な人も含め、制度の利用を必要とする人が支援につながるよう、促します。
- ◆判断能力がある早期の段階から、本人や親族などが制度についての相談が可能となるよう、窓口の充実に努めます。

#### 制度の利用促進に向けた取組

- ◆判断能力が不十分なことで日常生活に不安のある認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者に対し、社会福祉協議会において金銭管理や事務手続き、書類の整理・保管などの支援を行います。
- ◆本人・親族による家庭裁判所への申立てが困難な場合には、本人の心身の状況や、置かれている環境を確認し、必要に応じて市長による申立てを行います。また、費用負担が困難な人には、申立て費用や後見人への報酬の助成を行います。

#### ネットワーク・支援体制づくり

- ◆必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のネットワークづくりを進めます。
- ◆成年後見制度を含む地域の権利擁護に関し、専門職団体や関係機関が協力・連携する既存の会議体の活用を図るとともに、家庭裁判所との情報交換や調整を進めます。
- ◆特に、相談・広報の機能を重視しつつ、本計画への記載を契機に方向性や具体的な取組についての意見交換を重ね、地域の実情に沿った支援体制づくりについての検討を進めます。

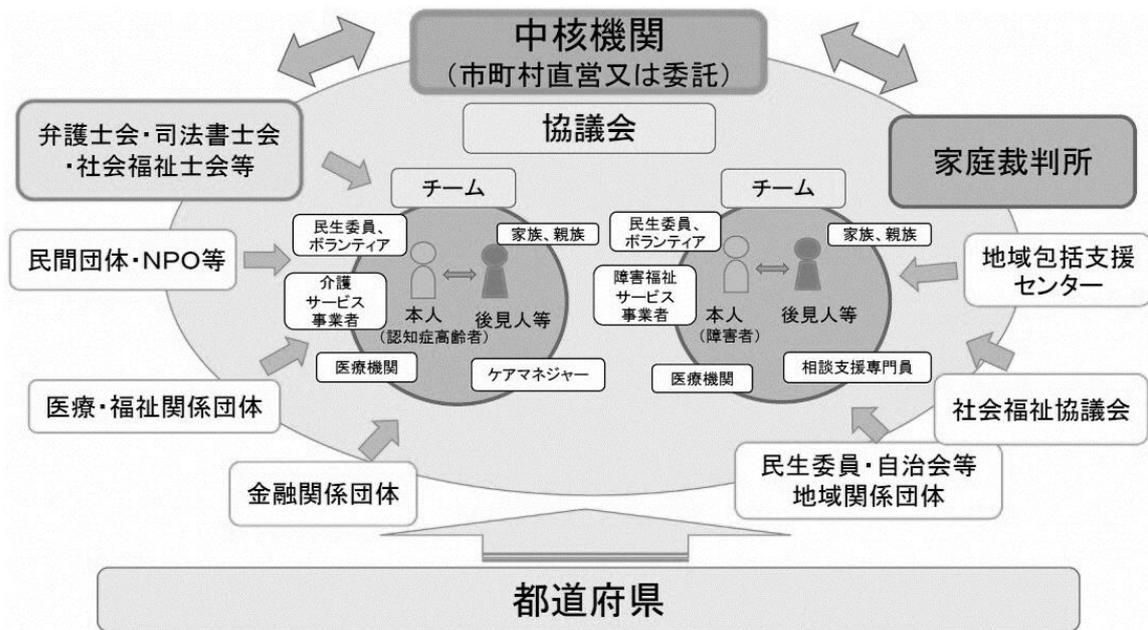
成年後見制度の利用促進においては特に、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげる、地域連携の「ネットワーク・支援体制づくり」が求められていることから、以下のとおりその内容や方向性、位置づけ等を整理し、取組を進めることとします。

■地域連携ネットワークと3つの役割

・成年後見制度の利用を必要とする人が、本人らしい生活を守るため、必要に応じた制度利用が可能となるよう、地域の関係機関等が連携することでネットワークを構築し、次の3つの役割を踏まえた支援に取り組みます。

- ① 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」
- ② 「早期の段階からの相談・対応体制の整備」
- ③ 「意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用に資する支援体制の構築」

地域連携ネットワークのイメージ



厚生労働省作成資料より

■チーム、協議会、中核機関

・地域連携ネットワークの構成要素である、チーム、協議会、中核機関の整備についての考え方を整理します。

- ① チーム：協力して日常的に支援を必要とする人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを指します。本市においては、既存の支援の仕組みである、カンファレンスや事例検討会議、ケース会議等をこのチームとして位置づけ、活用することが可能であると考えます。
- ② 協議会：後見等開始の前後を問わず、チームに対し必要に応じて専門的な支援を行えるよう、地域の関係機関等が連携する合議体を指します。本市においては、既存の支援の仕組みを活用し、この協議会として位置づけ、何らかの形で家庭裁判所の関与を求めることで、活用することが可能であると考えます。
- ③ 中核機関：協議会の事務局として、地域連携ネットワークを調整し、まとめる役割を担う組織を指します。本市においては、市の成年後見制度担当課（福祉課・介護保険課）を中心に、中核機関の構成や位置づけ、機能分担等、設置・開設に向けた準備を進めます。

■地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能等

・国の「成年後見制度利用促進基本計画」においては、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的な機能として、次の4つが示されています。

- ①「広報機能」
- ②「相談機能」
- ③「成年後見制度利用促進機能」
- ④「後見人支援機能」

(このほか、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制が整うことで、成年後見人等が孤立することなく相談等を受けられ、また仮に、成年後見人等による不正の兆候があった場合には、早期に把握することが可能となることから、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます)

・本市においては、市報やウェブサイトへの掲載、パンフレットの作成・配布等による相談窓口の周知や、既の実施している個々の申立て支援により、①広報機能と②相談機能について優先して取り組むとともに、その他機能については情報収集や研究・協議を継続しつつ、関係機関等の協力も得ながら、地域の実情に沿ったより良い仕組みづくりを段階的に検討します。

【主な事業や取組】

日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

成年後見制度利用支援事業（市長申立て・報酬付与）【福祉課・介護保険課】

**基本方針3 安心・快適な生活環境づくり**

**施策の方向性3－（1）人にやさしい環境の整備**

【現状と課題】

優先して市が取り組み、充実させるべき地域福祉の施策について、市民アンケートの結果としては、サービスの充実や支えあいへの支援、災害対応、社会参加の促進などが多く挙げられていましたが、このほかにも特に、人にやさしく安心・快適な生活環境の整備に向けて「道路や公共施設のバリアフリー化」や「公共施設におけるユニバーサルデザインの積極的な導入」を挙げる人がいました。また、高齢者や障がい者が住みよいまちづくりのためには、「利用しやすい道路・建物・駅等の整備」や、「高齢者・障がい者に配慮した住宅改善」が重要との回答も一定数ありました。

法令や条例により、新たな公共施設や道路等の整備についてはバリアフリー化が進んでいますが、災害時には避難所として活用される小中学校の体育館など、既存の公共施設についても計画的な改修に向けて取り組む必要があります。高齢者や障がい者の住居のバリアフリー化も大きな課題ですが、介護保険や障がい者福祉などにおいて住宅改修費用の給付や補助の制度があり、必要に応じて利用されています。

国内有数の豪雪地である本市においては、ここ数年の暖冬傾向で降雪量は減少しているものの、短期間に多くの降雪が集中することがあり、冬期間の除雪作業は変わることなく大きな負担となっています。高齢者等、要配慮者の屋根雪の除雪費用に対する援助事業に

加え、玄関先などを除雪するボランティア活動も行われており、市民に限らず市外からの参加もあることから、今後も支援の輪を広げていく必要があります。

また、市民アンケートにおいて、高齢者の住みよいまちには「地域の支えあいや見守り活動」が、障がい者の住みよいまちには「障がいの特性についての理解促進と地域の支えあい活動」が、それぞれ重要なこととして望まれています。ハード面だけでなく、ソフト面での「こころのバリアフリー化」が大切であり、研修や体験講座などを通じて、理解の促進と支えあいの活動を推進することが重要です。

#### 【今後の施策】

道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に実施し、住宅改修や雪への負担軽減を継続することで、人にやさしい生活環境の整備に努めるとともに、理解促進による「こころのバリアフリー化」にも取り組みます。

#### 【取組内容】

##### バリアフリー環境の推進

- ◆高齢者や障がいのある方も不自由なく利用できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化に継続して取り組みます。
- ◆研修や体験講座を通じて理解促進を図ることで、相手を思いやる心や助けあいの精神を醸成し、「こころのバリアフリー化」を推進します。

##### 雪国での生活に対する支援

- ◆豪雪地特有の雪への負担軽減のため、除雪に関する支援を継続します。

#### 【主な事業や取組】

- 都市計画道路整備事業【都市計画課】
- 小中学校改修事業【学校教育課】
- 克雪屋根改修補助【都市計画課】
- 除雪ボランティア事業【社会福祉協議会】
- 特別支援教育基礎研修【学校教育課】
- 福祉体験出前講座【社会福祉協議会】

### 施策の方向性3－（2）地域の安全に向けた取組

#### 【現状と課題】

核家族化の進行や単身高齢者の増加などもあり、交通事故防止や防犯対策といった地域の安全に向けた取組は、年々その必要性を増しています。

市民アンケートにおいて、子どもを健やかに育てるために重要なこととして「安心して遊べる場所」と回答した人が最も多くありました。地域における問題や課題についても、「一人暮らしで心配な人がいる」と回答した人が一定数あり、3番目という結果でした。

子どもや高齢者などを事故や犯罪から守り、誰もが安心して地域で暮らすためには、見守りや声掛けなど、支えあいや助けあいによる安全な生活環境づくりが求められます。

市内の小中学校では、地域の関係者の協力も得ながら、子どもたちの通学路を中心に安全パトロールを実施するとともに、安全マップを作成・更新しています。

本市においても、交通安全教室や高齢者の運転免許証自主返納を支援する事業によって

交通事故防止に取り組んでいるほか、地域での見守り活動に役立ててもらうため、「要配慮世帯台帳」を民生委員・児童委員、行政区に配付し、情報の共有に努めています。

また、南魚沼警察署と南魚沼地域安全協会では、認知症高齢者の行方不明事案について捜索手配を配信するとともに、希望により不審者情報や特殊詐欺の前兆事案など、犯罪被害防止の情報も配信する「南魚沼地域安全協会安全安心メール」を運用しています。

加えて、地域の安全確保のためには、事故や火災、災害など、いざというときへの備えと、普段からの心構えが大切です。

南魚沼市消防本部では、火災予防のための活動を日々行うとともに、年間計画によって普通救命講習の受講を募集しています。このほか「応急手当ての方法」や「AED の使用方法」などの救急講習を、地域住民や組織・団体、サークルや企業等を対象に、随時実施しています。

本市全体での取組としては「南魚沼市地域防災計画」の策定により、避難所の指定や情報提供手段の整備、防災教育・防災訓練、食糧・生活必需品の備蓄など、震災や風水害等への備えを行っています。災害発生時には、県などの関係の機関とともに全力を挙げて救援活動を実施しますが、すべての地域ですぐに活動できるとは限りません。地域の中で、家庭や隣近所で話し合い、いざというときの協力や分担を、あらかじめ決めておくことが役立ちます。また、行政区役員と消防団員などによる「自主防災組織」をつくとともに、地域での見守りや声掛けの活動、パトロール等による危険箇所の点検、各種講習や訓練への参加等が、平時の対応として求められています。

日頃からの活動や点検により、情報が集まり、共有され、有事の対応に役立ちます。また、知識・技能の習得や心構えにより、被害を防ぐことにつながります。

そのためには、市民一人ひとりが、防犯や防災への意識を高め、地域の安全活動に自主的かつ積極的に、継続して取り組むことが必要です。

#### 【今後の施策】

誰もが安心して生活できるよう、市や関係機関、住民、組織・団体、学校などが協働して事故や犯罪を防止し、火災や災害に備えることで、安全な地域をつくります。

#### 【取組内容】

##### 情報収集・共有による地域の安全確保

- ◆子どもや高齢者などの安全のため、地域での自主的・積極的な活動を支援します。
- ◆要配慮世帯について、民生委員・児童委員をはじめ、行政区、関係機関と情報共有を行い、地域ぐるみでの見守りや声掛けを推進します。

##### 自主防災組織の活動支援

- ◆すべての行政区に自主防災組織が設立されるよう、必要な支援を行います。
- ◆自主防災組織が継続して活動できるよう、防災に関する講習会や研修会を開催し、防災リーダーの育成や地域住民の防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。

#### 【主な事業や取組】

小中学校安全パトロール【学校教育課】

小中学校地域安全マップ作成【学校教育課】

交通安全教室、高齢者運転免許証自主返納支援事業【環境交通課】

各種救急講習会【消防本部】

防災情報メール配信【総務課】

自主防災リーダー研修【総務課】

施策の方向性3－(3) 災害時の支援体制づくり

【現状と課題】

市民アンケートの結果では、今後の防災対策として「地震情報や被害情報などの収集・情報提供体制の整備」や「食料、水、日用品などの災害用品の備蓄」、「高齢者・障がい者等の避難誘導と安全確保の体制整備」が重要視されていることがわかりました。

また、優先して市が取り組み、充実させるべき地域福祉施策についての問いには、サービスの充実や支えあいへの支援に次いで、「災害発生時の安否確認や避難所の整備等、支援体制の強化」が挙げられており、相次ぐ災害によってこれまで以上に関心が高まっているものと思われます。

災害の発生時には、身の安全を自分やその家族・親族で守る「自助」、地域住民相互や行政区などの協力による「共助」、そして市や公的機関の支援による「公助」が協働することで、被害の軽減が図られます。

本市では「南魚沼市地域防災計画」により、災害時の適切な避難先の確保のため、指定避難所53か所、指定緊急避難場所79か所を指定し、各地域の一時避難場所と連携した運用を想定しています。また、福祉避難所は3か所指定していますが十分とは言えず、そのあり方や運営方法も含めて関係機関と調整し、確保して行く必要があります。

このほか、災害ハザードマップを作成して危険か所の周知に努めるとともに、地域住民や消防団、関係機関、ボランティア等の組織・団体と連携した「総合防災訓練」を毎年実施しています。また、災害時の情報収集や関係機関との連絡に必要な情報通信体制を構築し、市民への情報提供の手段としては、メール配信システムの整備や、FMゆきぐにとの連携による防災ラジオの普及に取り組んでいます。

特に、支援がなければ避難が難しい「要配慮者」や「避難行動要支援者」については、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもと、地域住民がお互いに助けあう「共助」による避難体制づくりや、避難先での生活支援等が求められます。

本市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、年1回、行政区長と民生委員・児童委員に配付しています。名簿によって情報を共有し、日頃の見守りや声掛けの活動、災害時の情報伝達や安否確認、避難支援などに活用することとしています。名簿配付時には、平常時・災害時の対応を記載した「避難支援マニュアル」もあわせて配付し、避難所などの安全な場所への避難に向けて、地域において可能な支援を行うよう、要請しています。

国は、令和3（2021）年5月に災害対策基本法を改正し、市町村長は要支援者ごとに避難支援等を実施するための「個別避難計画」を作成するよう努めなければならない、としました。あわせて、避難行動支援に関する「取組指針」を改定し、優先度の高い要支援者については、市町村が主体となって概ね5年程度で計画作成に取り組む、という目標が示されました。計画においては、避難経路や避難先についても明確にする必要があります。市だけで作成できるものではないことから、関係の組織・団体の協力が不可欠となります。地域の実情に応じた避難支援のあり方や進め方について検討しつつ、関係部署・関係機関が連携し、今後の「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」、「福祉避難所」など、具体

的な協議を進める必要があります。

また、「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）」は、病院や診療所、薬局、介護福祉施設、健診機関などの患者や利用者・入所者等の情報を連携し、共有し、活用することで、検査や服薬の重複を防ぐとともに、退院支援や在宅医療を促すことにもつながる、魚沼地域全体で住民の健康と生命を支えるための仕組みです。

その仕組みは、医療・介護・福祉・保健をつなぐインフラとして、多くの効果や意義を持っていますが、災害時の支援のためのネットワークとしても期待されることから、市全体で加入推進に取り組むことが重要です。

#### 【今後の施策】

災害時の支援が円滑にできるよう、情報の共有や訓練の実施により、地域の力で救助や避難が可能となる体制を整えます。

#### 【取組内容】

##### 災害発生に備えた危機管理体制の充実

- ◆知識や情報の提供により市民の意識向上を図り、防災に関する研修や講演等を通じて自助・共助・公助の協働に向けた取組を進めます。
- ◆災害時の迅速な対応と被害の最小化に向け、情報伝達のための多様な手段を整え、地域における実践的な訓練等を支援します。

##### 避難行動要支援者等に対する支援体制づくり

- ◆「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を整備し、行政区などの関係者との情報共有を進めることで、災害時の支援体制を確立します。
- ◆共同生活が困難な人が避難先で安心して生活できる「福祉避難所」の確保について、関係部署・関係機関と連携して取り組みます。

#### 【主な事業や取組】

福祉のまちづくり事業【社会福祉協議会】

災害ボランティア研修【社会福祉協議会】

市総合防災訓練【総務課】

防災ラジオ普及事業【総務課】

防災情報メール配信【総務課】

地域防災計画事業（福祉避難所指定等）【総務課】

魚沼地域医療連携ネットワーク事業【うおぬま・米ねっと事務局】

【施策の数値目標】

基本方針	施策の方向性	指標	R2 現状値	R8 目標値	担当課等
1 市民参加で支える地域福祉	(1) 地域福祉への意識高揚	福祉に関する公民館教養講座(手話講座・サークル)の参加者数の増加	29人	35人	社会教育課
		認知症サポーター養成数の増加	11,000人	15,000人	介護保険課
		小中学生の福祉施設ボランティア体験学習参加者数の維持	0人※ (R1:172人)	180人	社会福祉協議会
		【ア】福祉体験出前講座の拡充	1校/202人※ (R1:5校/427人)	9か所/900人	
		市内小中学校等における福祉教育(講演会)開催率の増加	27% (6校/小中22校)	55% (11校/小中20校)	
		市内小中学校等における福祉教育(講演会)に参加する一般市民の増加	75人※ (R1:2,140人)	3,000人	
		【イ】福祉のまちづくり事業の充実	9地区	12地区	
	(2) 支えあい活動の推進	【ウ】ボランティア等の活動状況の広報の継続	7回	7回	社会福祉協議会
		ボランティア団体数の増加	113 グループ	115 グループ	
		ボランティア交流事業参加者数の増加	0人※ (R1:66人)	90人	
		【エ】なじもネット協会員と利用登録者数の増加	協会員:88人 利用会員:88人	協会員:100人 利用会員:150人	
		ふれあい・いきいきサロンの参加者数の増加【総合計画指標再掲】	5,737人※ (R1:18,181人)	20,400人(R6)	介護保険課 (社会福祉協議会委託)
		障がい者いきいきサロン参加者数の増加	58人	100人	社会福祉協議会
		定期型「お茶の間サロン」の参加者増	開催日数:28日 利用者:322人※ (R1:47日/828人)	開催日数:50日 利用者:800人	社会福祉協議会
		そだち学級参加者数・ボランティア数の増加	0人※ (R1:558人/199人)	600人 (ボランティア参加200人)	社会教育課
		【オ】ほのぼの広場参加者数の増加	16,283人※ (R1:31,214人)	30,000人	子育て支援センター
		ファミリーサポートセンター登録会員(利用・提供)数の増	147人	180人	社会福祉協議会
		地域との関わりを希望する移住者数(就労・起業による県外からの転入者数)の維持(台帳整備)	移住者175人 (台帳整備未実施)	移住者150人 (R3~台帳整備)	U&Iときめき課
		民生委員・児童委員等の地域福祉に関する研修会参加率の増加	91%	92%	福祉課
		(3) 自立を支えるしくみづくり	「くらしのサポートセンターみなみ」パンフレット設置事業所数の増	146事業所	155事業所
	生活困窮者自立相談支援事業の充実		新規相談100件 プラン作成23件	新規相談110件 プラン作成25件	
	子どもの学習支援事業参加者数の維持		26人	25人	
	生活困窮者救済物資援助事業の実施(予算執行率)		95%	100%	社会福祉協議会
	保護司数の維持(定数35人)		34人 (南魚沼市内)	35人 (南魚沼市内)	南魚沼地区保護司会
	ゆきぐに協力雇用主会会員数の維持		21社 (南魚沼郡市)	23社 (南魚沼郡市)	

基本方針	施策の方向性	指標	R2 現状値	R8 目標値	担当課等
2 利用者主体の福祉サービスの充実	(1) 情報提供やサービス利用の促進	市ウェブサイトにおける福祉保健情報掲載数の増加	364件	400件	福祉保健部
		コミュニティFMにおける福祉保健情報放送依頼数の増加	9件※ (R1:26件)	30件	
		南魚沼市社協だよりの充実	6回	6回	社会福祉協議会
		社会福祉協議会ホームページやフェイスブックの充実	フェイスブック 投稿数139回※ (R1:205回)	フェイスブック 投稿数250回	
		【ウの再掲】 ボランティア等の活動状況の広報の継続	7回	7回	
		【エの再掲】 なじよネット協会員と利用登録者数の増加	協会員:88人 利用会員:88人	協会員:100人 利用会員:150人	
		生活介護支援サポーター(ボランティア)養成講座の参加者増	年3回実施 56人参加※ (R1:4回/98人)	年4回実施 100人参加	
		シルバー人材センター登録者数の増加(第4次事業 拡大5か年計画R1~R5)	866人	1,135人(R5)	南魚沼 シルバー人材センター
		【オの再掲】 ほのほの広場参加者数の増加	16,283人※ (R1:31,214人)	30,000人	子育て支援センター
		親子サロン参加者数の増加	22人 (ボランティア参加17人)※ (R1:65人/24人)	150人 (ボランティア参加50人)	社会教育課
	児童遊園地遊具設置助成の継続	4行政区助成	3行政区助成	社会福祉協議会	
	(2) 相談支援機能の充実	障がい者相談窓口の相談件数の増加 (福祉課障がい福祉係)	474件 (うちメール120件)	500件	福祉課
		障がい者相談窓口の相談件数の増加 (相談支援センターみなみうおぬま)	15,200件	17,000件	
		介護相談窓口の相談件数の増加 (総合相談支援事業)	12,049件	13,000件	介護保険課
		義務教育期の相談窓口の相談件数の増加	35件	50件	子ども・若者相談支援 センター
		若者相談窓口の相談件数の増加 【総合計画指標再掲】	49件	55件(R6)	
		児童相談窓口の相談件数の増加	(設置前)211件	230件	こども家庭サポート センター
		自殺者数の減少(過去10年間の平均人数) 【総合計画指標再掲】	17人	18人以下(R6)	保健課
	(3) 成年後見制度 権の利啓擁護や 支援	日常生活自立支援事業の充実	利用者数 19人	利用者数 20人	社会福祉協議会
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加 (福祉課:障がい者)	6人	H21~累計10人	福祉課
		市長申立てによる成年後見制度利用者数の増加 (介護保険課:高齢者)	27人	H21~累計51人	介護保険課
		成年後見制度の利用支援(報酬付与件数)の増加 (福祉課:障がい者)	(累計)8件	H21~累計14件	福祉課
		成年後見制度の利用支援(報酬付与件数)の増加 (介護保険課:高齢者)	(累計)37件	H21~累計96件	介護保険課

基本方針	施策の方向性	指標	R2 現状値	R8 目標値	担当課等
3 安心・快適な生活環境づくり	(1) 人にやさしい環境の整備	都市計画道路整備率の増加	53.6%	60.0%	都市計画課
		小中学校における多目的トイレ(注)設置率の増加	72.7%	80.0%	学校教育課
		克雪屋根改修補助件数の増加 【総合計画指標再掲】	3件/年	5年累計35件 (R2～R6)	都市計画課
		除雪ボランティア登録者数の増加(年間延べ参加者数)	127人	140人	社会福祉協議会
		特別支援教育基礎研修講座参加者数の増加	476人※ (R1:819人)	800人	学校教育課
		【アの再掲】 福祉体験出前講座の拡充	1校/202人※ (R1:5校/427人)	9か所/900人	社会福祉協議会
	(2) 地域の安全に向けた取組	小中学校における安全パトロール実施率の増加	95.5%	95%以上	学校教育課
		小中学校における地域安全マップ作成・更新実施率の増加	59.1%	70%以上	
		高齢者運転免許証自主返納支援事業利用者の増加、交通事故発生件数の減少 【総合計画指標再掲】	利用者248人、 交通事故94件	利用者250人、 交通事故96件以下(R6)	環境交通課
		救急講習受講者数の増加 【総合計画指標再掲】	982人※ (R1:4,200人、 H27～R1累計21,606人)	10年累計45,000人 (H27～R6)	消防本部
		【カの再掲】 防災情報メール登録者数の増加 【総合計画指標再掲】	11.4% 6,262人	18%9,540人(R6) (R7目標人口規模 53,000人による)	総務課
		自主防災組織の活動・新規設立支援、防災意識の醸成	225組織	232組織 (全行政区)	
	(3) 災害時の支援体制づくり	【イの再掲】 福祉のまちづくり事業の充実	9地区	12地区	社会福祉協議会
		災害ボランティア研修会の継続	年1回実施 (設置訓練)	年1回実施	総務課
		市総合防災訓練参加者数の維持	464人※ (R1:19,383人)	19,000人	
		防災ラジオの所有世帯の増加(高齢者や障がい者等がいる世帯への割引有償配布台数)	812台	5年累計1,000台	
		【カの再掲】 防災情報メール登録者数の増加 【総合計画指標再掲】	11.4% 6,262人	18%9,540人(R6) (R7目標人口規模 53,000人による)	
		福祉避難所指定数の増加	3か所	4か所	
	魚沼地域医療連携ネットワーク加入者数の増加 【総合計画指標再掲】	全登録者数34,114人 (内南魚沼市登録者数 11,259人)	南魚沼市登録者数 20,000人(R6)	うおぬま・米ねっと事務局	

- ・(注)：多目的トイレとは車イス使用者や高齢者、子ども連れ、介助を必要とする人など、様々な事情を抱えた人の利便性を考慮したトイレのこと。
- ・※：R2 現状値において、特に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となったものは、R8 目標値との差異が大きいことから、参考としてR1 実績値等を( )内に記載した。
- ・【総合計画指標再掲】：R3.3月策定の「第2次南魚沼市総合計画後期基本計画」で指標として掲載されているもの。上位計画である総合計画におけるR6 目標値＝本計画のR8 目標値としている。
- ・表中の網掛け：指標のうち、再掲としているものについては網掛け表記とした。

## 第4章 計画の推進に向けて

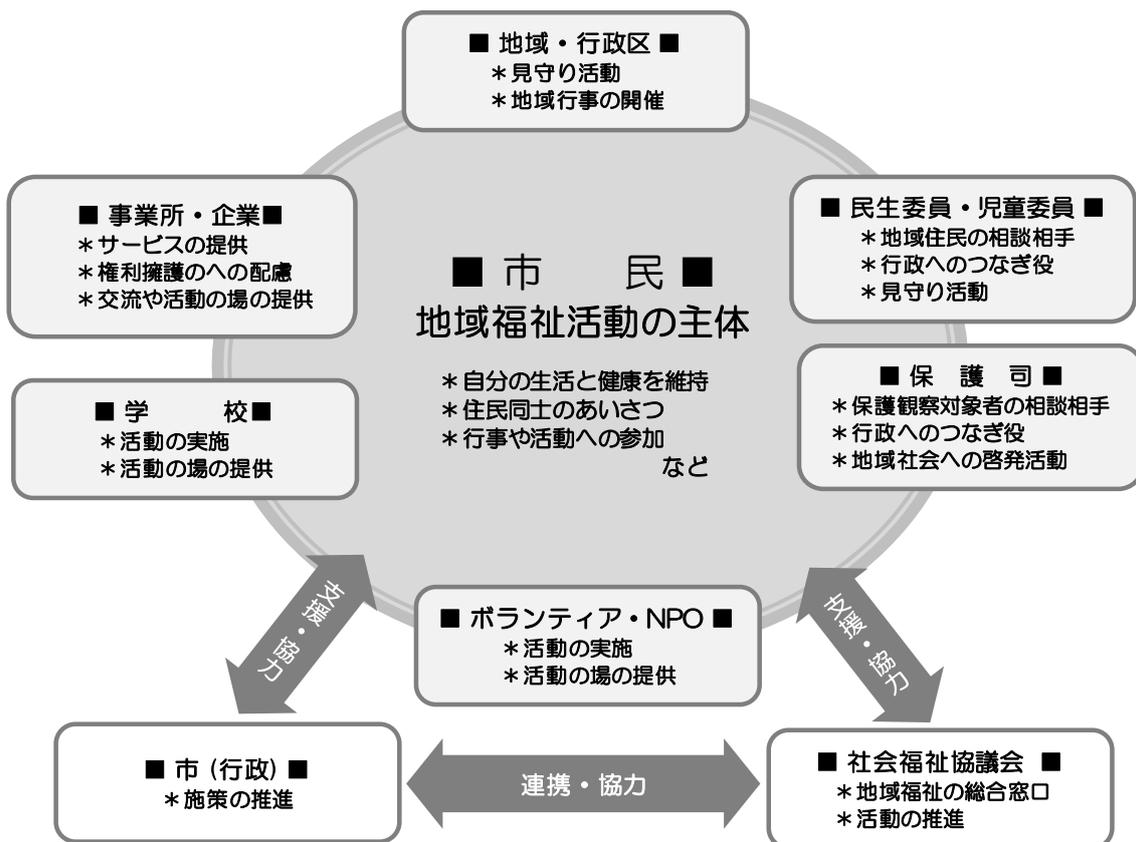
### 1 それぞれの役割

すべての市民が、安全で、安心して暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取組と、市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。

また、市（行政）と社会福祉協議会は連携して、支援・協力して取り組むことが必要です。



### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域のこと、地域福祉活動に関心を持ち、各自の役割や責務を理解したうえで、「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んでいくことが大切です。

地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を周囲全体に広めることによって、市民全体の支えあいや助けあいの機運が高まり、地域の活性化につながることが期待されます。

### (2) 地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブ等）の役割

行政区をはじめ地域で活動している関係機関は、あいさつや声かけなど、身近な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚に努めることが求められます。

地域内の課題を解決していくための方策を話し合い、行政や福祉サービス事業所の支援につないだり、活動の実施と活動の場を提供するなど、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

### (3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、様々な生活課題を抱える人にとって、身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うことが求められます。また、行政や関係機関・社会福祉協議会と連携・協力することで、課題の解決を支援する地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

### (4) 保護司の役割

保護司は、社会奉仕の精神をもって犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で助けるとともに、犯罪予防のための啓発活動をしており、安全・安心な地域社会の維持に大切な「社会を明るくする運動」を推進しています。再犯を防ぎ、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動が期待されます。

### (5) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、それぞれが明確な目的や専門性を持ち活動をしており、互助の精神にあふれた地域社会の構築に向けて大切なことのひとつである「人と人をつなぐ力」を持っています。地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されます。

#### (6) 学校の役割

学校は、地域福祉を支える人材育成に大きな役割を果たします。専門分野の人材育成だけでなく、リーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、行政や関係機関と連携した事業を展開するなど、児童・生徒、教職員の力を結集し、市民と協働して課題の解決に取り組むことが期待されます。

#### (7) 福祉サービス事業所・企業の役割

事業所や企業は、自らの活動が市民の暮らしを支えることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切なサービスの提供と、権利擁護への配慮が求められます。

また、支援が必要な人へ生活関連サービスの提供を続けるとともに、市民との交流や、行政や関係機関との連携による活動などで地域社会へ貢献することが期待されます。

#### (8) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、安全で、安心して暮らせるまちづくりに向けて、市民、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、様々な活動を行っています。

地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、ボランティア活動の推進などに取り組んでおり、南魚沼市の地域福祉を推進する中核の機関です。そのため、市民が気軽に相談できる総合窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動の調整役として、人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、市民の要望をふまえた支援と関係機関との連携に取り組むことが期待されます。

#### (9) 市（行政）の役割

市（行政）は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実態や市民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、事例の収集・紹介など、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や、必要な支援を行います。また、社会福祉協議会と連携して市民主体の地域福祉活動を支援します。

## 2 新型コロナウイルス感染症に配慮した福祉活動等の進め方

新型コロナウイルス感染症の広がりを防ぐため、人と人との接触する機会を減らすことが求められています。これにより、地域住民等による福祉活動やボランティア活動は、休止や延期等の自粛を余儀なくされています。

地域福祉の推進には、相互理解を促進するための研修や講座、各種交流事業への参加、組織・団体による活動が不可欠であり、人と人との接触を減らす必要から、その機会の多くを奪われているのが現状です。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、活動を再開・実施する際の留意点を整理しました。

これは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例」、厚生労働省の各種通知などを参考に作成された、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」から抜粋し、内容をまとめたものです。

### ① 担い手同士で話し合う

地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開にあたっては、まず、それに取り組む組織・団体の担い手同士が感染予防を徹底しつつ、少人数で集まったり、Web会議等を活用したりして、話し合いを行います。担い手一人ひとりが無理をせず、今、できることは何かを考えることが大切です。

### ② 感染防止等について担い手自身が正しい知識を身につける

福祉活動やボランティア活動に取り組む組織・団体やその担い手一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症の地域における流行状況や感染防止の方法等、正しい知識を身につけ感染拡大防止に取り組むことが大切です。

### ③ 福祉活動の再開方法等を検討する

活動を再開・実施する場合、「3つの密」（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗い・手指消毒等の基本的な感染防止対策を導入し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減する、必要に応じ電話・手紙・メール等を活用する等、活動方法の見直しに取り組むことが必要です。

### ④ 利用者が安心して参加できるように適宜情報提供する

活動再開にあたっては、それぞれの組織・団体が取り組んでいる感染防止策を盛り込んだチラシ等を利用者や対象者に配布し、安心して参加・利用できることを伝えます。

### ⑤ 福祉活動等の再開に向け地域の理解を得る

行政区長、民生委員・児童委員等の地域のキーパーソンに、高齢者や障がい者にとっ

での福祉活動やボランティア活動の必要性を説明するとともに、取り組んでいる感染防止策等の情報を提供し、活動再開の理解を求めます。

### ⑥ 相談支援体制を構築する

市や社会福祉協議会と連携しながら、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の相談支援体制を構築します。

## 「新しい生活様式とは？」

参考 厚生労働省リーフレット「通いの場に参加するための留意点」

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、3密を避けるなどの「新しい生活様式」に移行していく必要があります。

通いの場に参加する場合も、一人ひとりの基本的な感染対策が重要です。次のことに心がけて通いの場に参加しましょう。

### ～ 感染拡大を防ぐために ～

3密（密集・密接・密閉）を避け、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いを心がけましょう。

### ～ 通いの場に参加するためのポイント ～

- ・毎日、体温を計測し、体調を確認しましょう。
- ・体調の悪いときは休みましょう。
- ・症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- ・こまめに、水と石けんで丁寧な手洗いを心がけましょう。
- ・1時間に2回以上の換気をしましょう。
- ・お互いの距離は、  
互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けましょう。
- ・会話をする際は、正面に立たないように気をつけましょう。

### ～ 飲食を伴う活動をする場合 ～

- ・座席は、横並びで座るなどの工夫を行い、距離をとるように調整しましょう。
- ・料理は個別に配膳し、茶菓は個別包装されたものを用意しましょう。
- ・食器やコップ、箸などは、使い捨てにしたり、洗剤でしっかりと洗いましょう。

### ～ 体操など身体を動かすとき ～

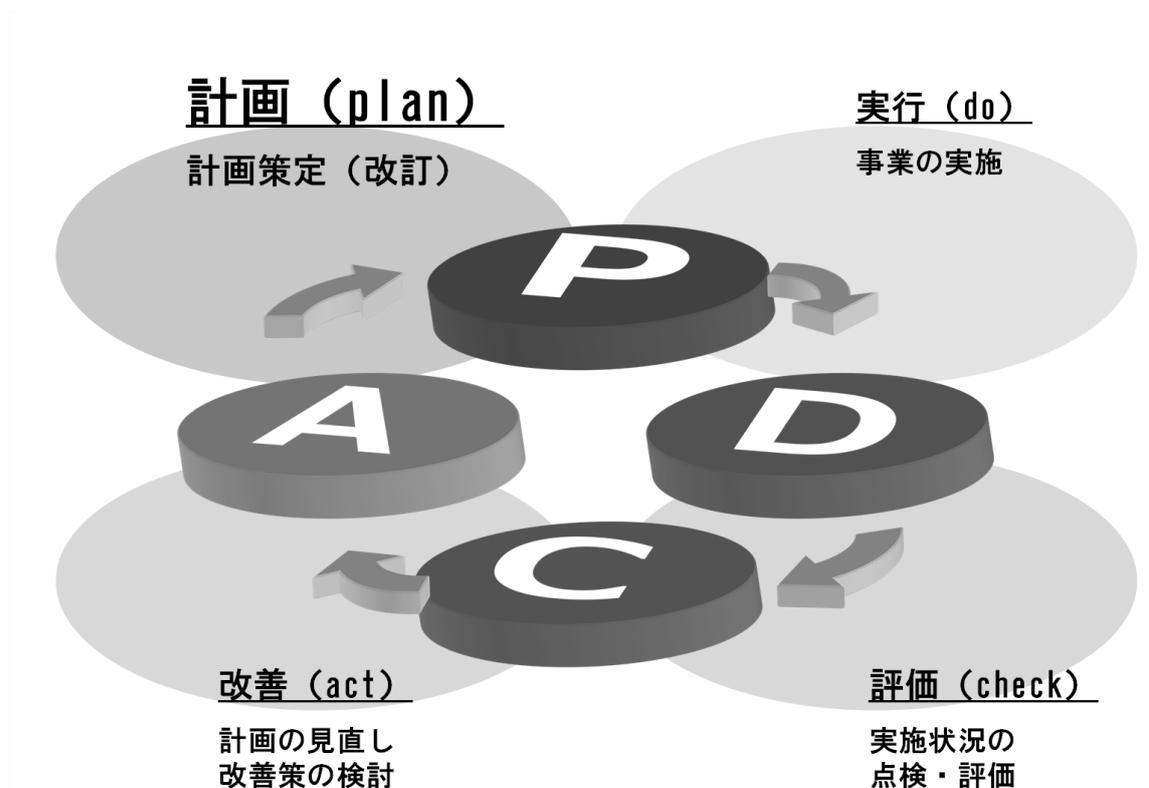
- ・マスクを着けて運動をする場合は、無理をせず、早めに休憩を取りましょう。
- ・こまめに水分補給や室温を調整しましょう。

### 3 計画の進行管理・評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、地域福祉計画推進委員会において、計画の進行管理及び評価を行います。

委員会は、計画の推進状況を確認し、そこから地域が抱える課題などについて検討します。計画の進行及び評価の結果、各種施策・事業の実施について見直すべき事項があった場合には、適宜計画の見直し等の検討を行います。

#### ◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ◆



## 【資料編】

### 1 南魚沼市地域福祉計画推進委員会

#### (1) 南魚沼市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成27年7月23日

告示第178号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市が策定した南魚沼市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進に資するため、南魚沼市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画の評価、見直し及び次期計画策定に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者又は知識を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 市民関係団体代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 医療介護関係者
- (6) 学校教育関係者
- (7) ボランティア団体代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平30告示214・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月25日告示第214号）

この告示は、公布の日から施行する。

## (2) 南魚沼市地域福祉計画推進委員会委員名簿

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

所属	団体等	役職	氏名	備考
学識経験者 又は知識を 有する者	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	地域福祉課長	松井 剛	
	南魚沼市総務部 企画政策課	課長	高橋 悟	
公募による 市民			村田 幸輔	
			奥野 真理香	
市民関係 団体代表	南魚沼市 自立支援協議会	委員	峠 太一	
	NPOすまいるネット 南魚沼	石打クラブ所長	庭野 敦子	
	南魚沼市老人クラブ 連合会	副会長	関 かな子	
	南魚沼地区保護司会	会長	井口 孝二	○副委員長
福祉関係者	南魚沼市民生委員 児童委員協議会	会長	渡邊 隆	
	南魚沼市社会福祉協議会	事務局長	並木 富美子	◎委員長
医療介護 関係者	南魚沼市民病院 臨床工学人工透析科	科長	桐生 智	
	南魚沼市福祉保健部 介護保険課	参事	山口 みどり	
学校教育 関係者	南魚沼市教育振興会	副会長	五十嵐 哲也	
	南魚沼市 PTA連絡協議会	会長	高野 健司	
ボランティア 団体代表	南魚沼市 ボランティアセンター	委員長	原澤 洋之	

※役職・氏名は、令和4年3月1日現在

## (3) 南魚沼市地域福祉計画推進委員会審議経過

回数	開催期日	内容
令和2年度第1回	令和2年10月7日	第4期計画の策定方針について 第3期計画の進行管理・前年度評価について 今後のスケジュールについて
令和2年度第2回	令和2年10月29日	市民アンケート、事業所アンケートについて 第3期計画の中間評価について
令和2年度第3回	令和3年2月19日	第3期計画の中間評価について アンケートの結果について（報告） 今後のスケジュールについて
令和3年度第1回	令和3年7月20日	正副委員長選出 第3期計画の評価等について 第4期計画の策定方針等について 今後のスケジュールについて
令和3年度第2回	令和3年10月5日	第4期計画（案）について 今後のスケジュールについて
令和3年度第3回	令和3年11月26日	第4期計画（案）について パブリックコメントの実施について
令和3年度第4回	令和4年2月3日	パブリックコメントの結果について（報告） 第4期計画（案）の承認について

## (4) 南魚沼市地域福祉計画策定部会委員名簿

所 属	氏 名	備 考	
社会福祉協議会	地域福祉係 係長	本多 博樹	
	生活支援係 係長	青木 知明	
福祉課	高齢福祉係 係長	石川 哲雄	事務局
	厚生福祉係 係長	高野 正秀	
	障がい福祉係 係長	久地浦 みゆき	
介護保険課	包括支援班 主幹	桑原 弘子	
子育て支援課	子育て応援係 係長	上原 智美	
保健課	保健業務班 主任保健師	斎藤 綾子	
学校教育課	学校庶務班 主幹	青木 秀行	
社会教育課	生涯学習班 主幹	牛木 治	
総務課	防災庶務班 主事	伊佐早 友裕	
U&Iときめき課	まちづくり班 主幹	勝又 直人	
企画政策課	企画班 主幹	見留 雅之	

## (5) 南魚沼市地域福祉計画策定部会審議経過

回 数	開催期日	内 容
第1回	令和3年 5月12日	第3期計画の概要等について 第4期計画の策定方針について 今後のスケジュール等について
第2回	令和3年 6月22日	第3期計画の評価について R8目標値の設定と今後の課題について 第4期計画の計画素案について
第3回	令和3年 8月25日	第4期計画の計画素案について 数値目標の検討、各種データについて
第4回	令和3年11月12日	第4期計画(案)について パブリックコメントについて

## 2 市民アンケート調査結果

### (1) 実施概要

#### ①調査の目的

南魚沼市地域福祉計画の見直しにおいて、市民の意見を計画に反映することを目的に実施しました。

#### ②調査対象

20歳以上の市民、男女1,500人

#### ③対象者抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出しました。(等間隔抽出)

#### ④調査方法

郵送法

#### ⑤調査実施日

令和2年12月4日(金)～12月21日(月)

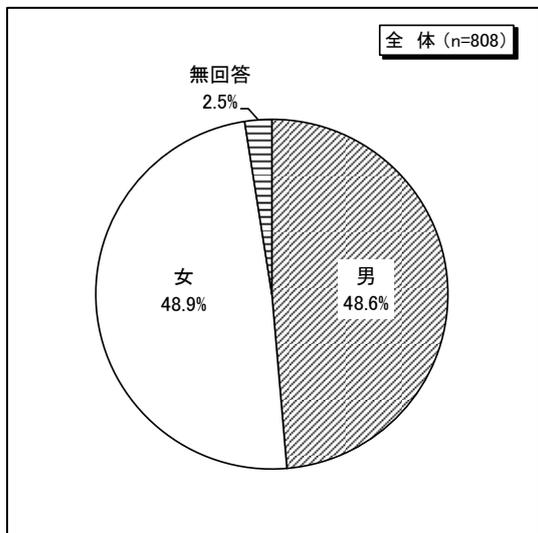
#### ⑥回収結果

有効回収数808(有効回収率53.9%)

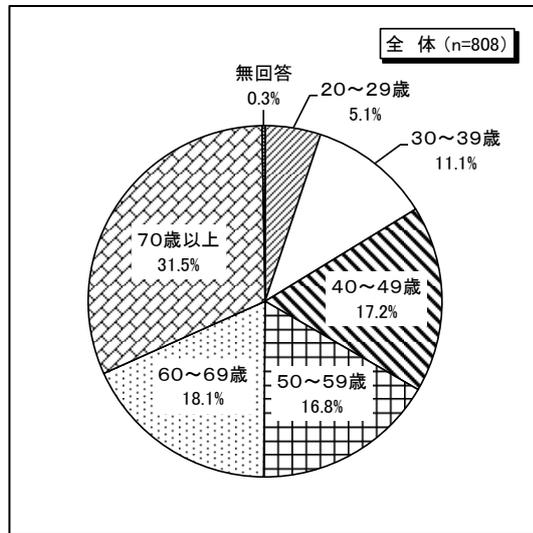
### (2) 調査概要

#### ①回答者の属性

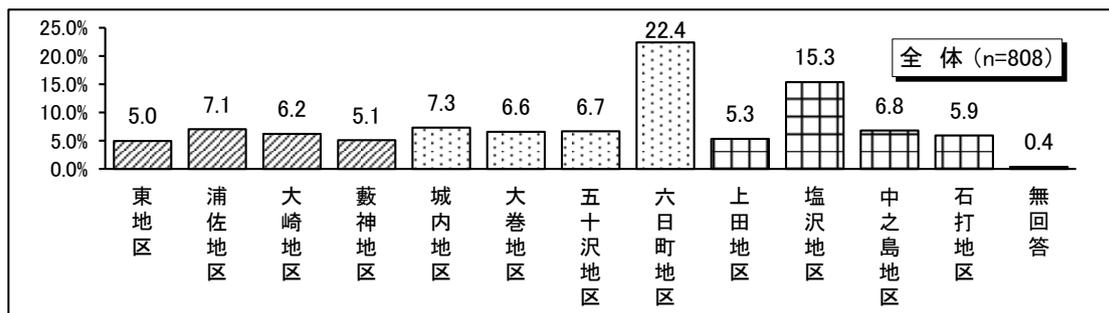
[性別]



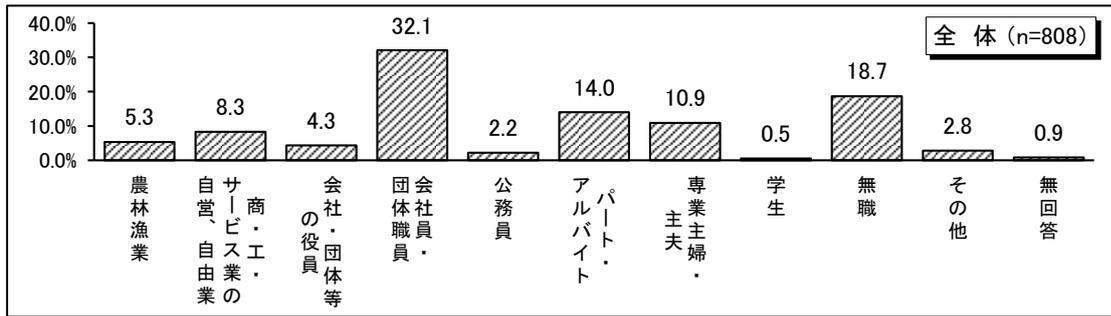
[年齢] (令和2年12月1日現在)



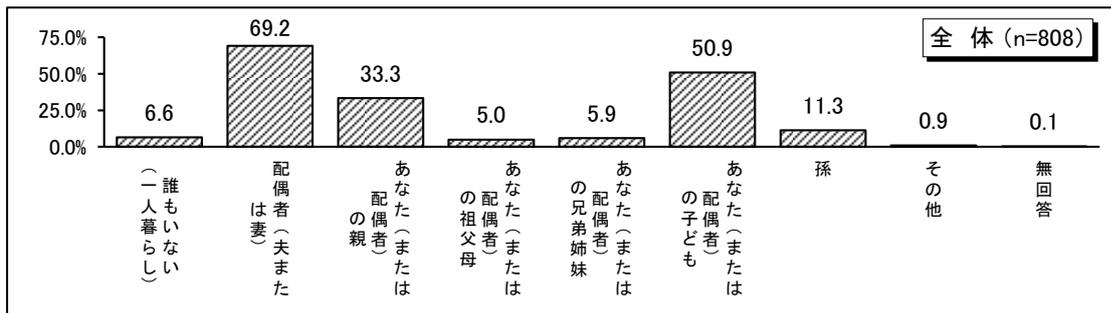
[居住地区]



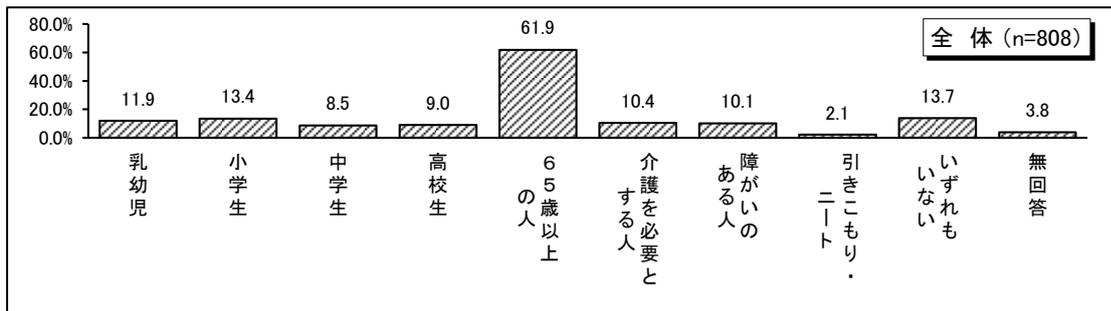
[職業]



[同居家族] (複数回答)

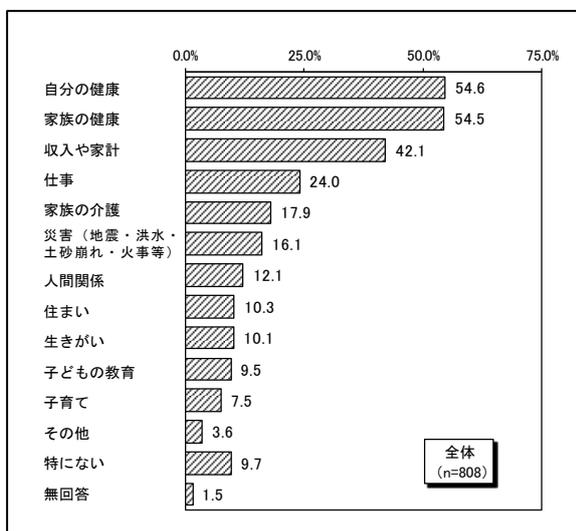


[特定の同居家族の有無] (複数回答)

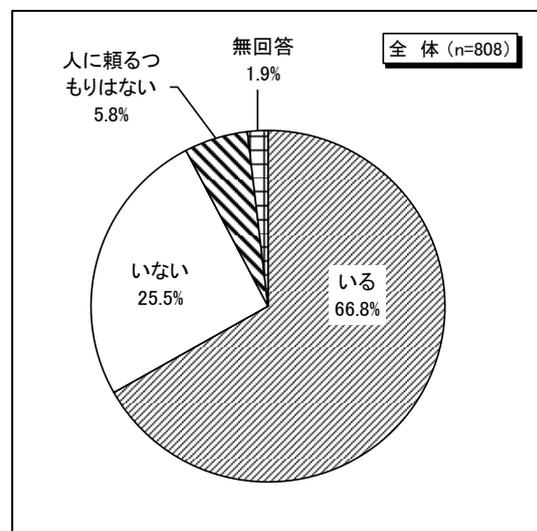


②悩みや不安

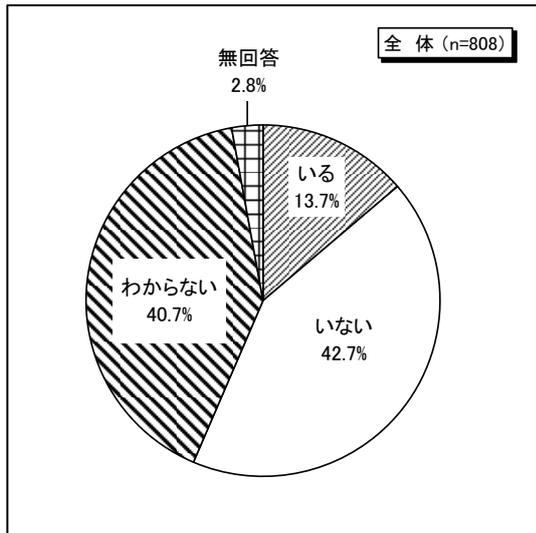
[悩みや不安の内容] (複数回答)



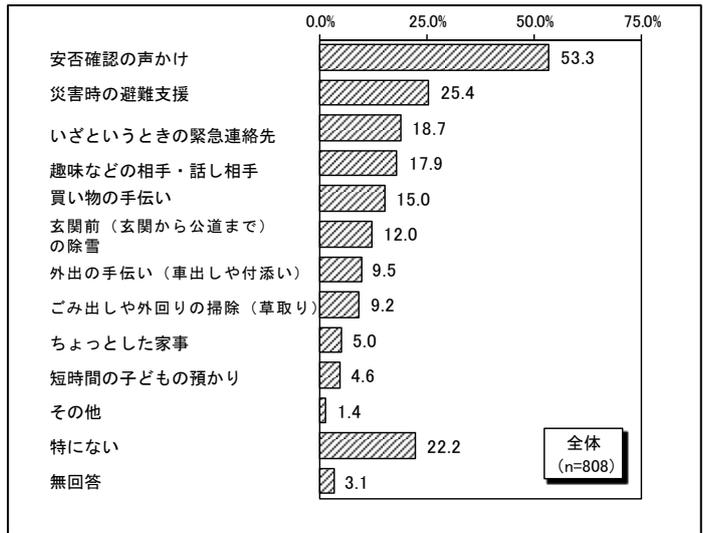
[「同居の家族以外で困ったときに相談できる人」の有無]



「隣近所に手助けを必要としている人」の有無

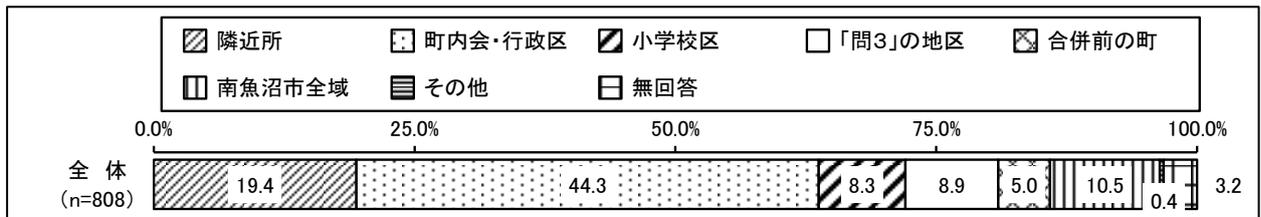


「隣近所への手助けできる内容」(複数回答)

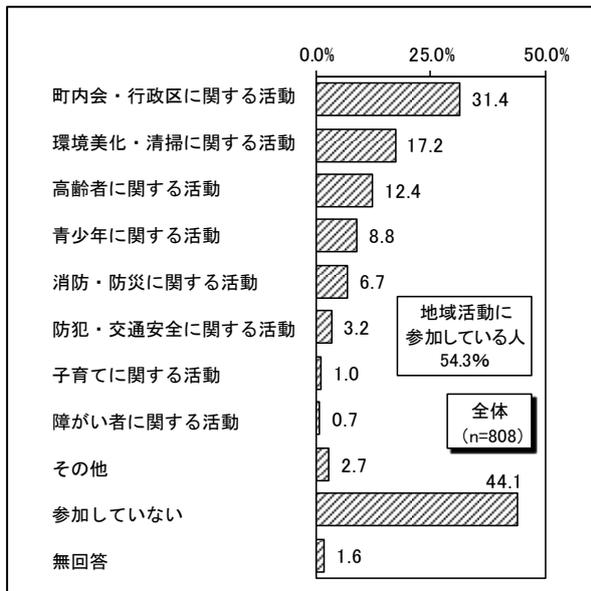


③地域社会とのかかわり・地域活動

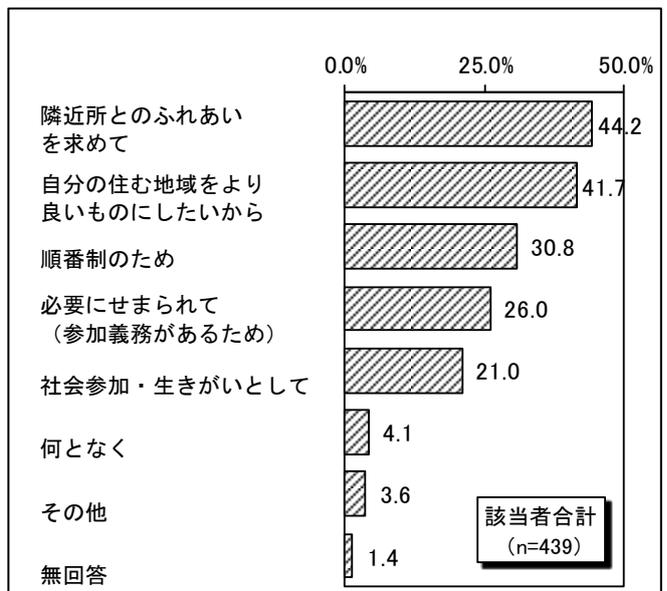
[地域の範囲]



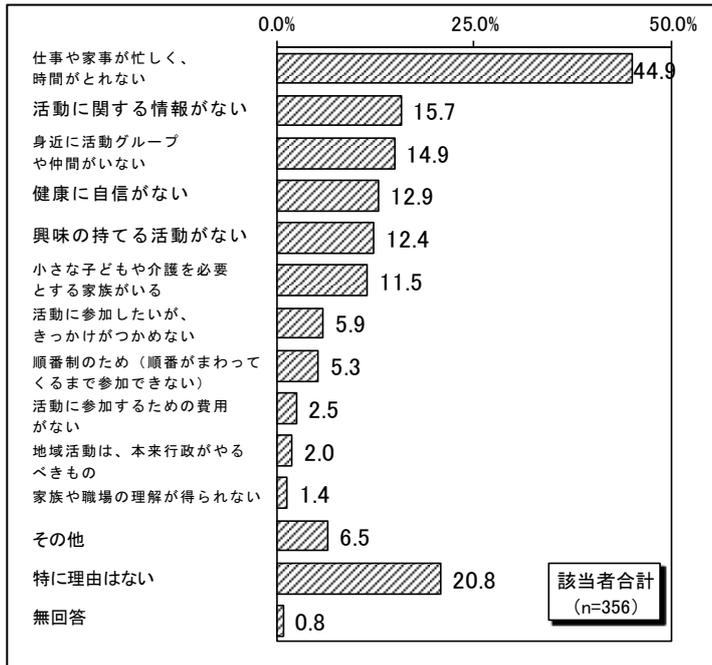
「現在参加している地域活動」(複数回答)



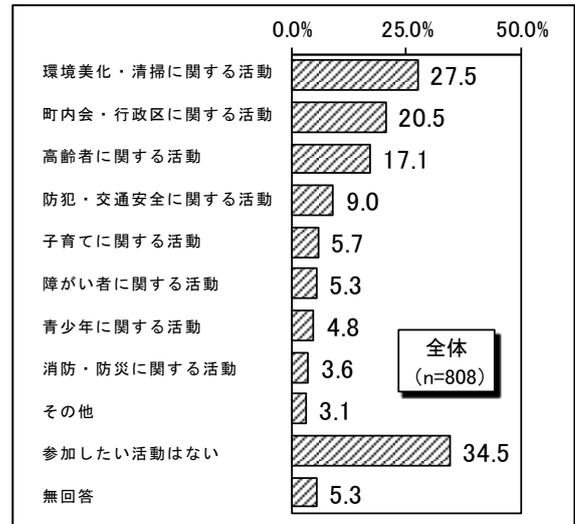
「地域活動に参加する目的」(複数回答)



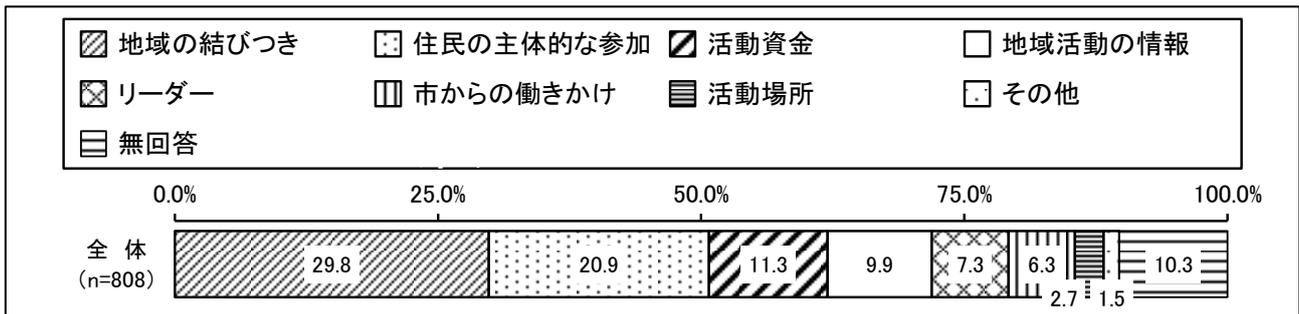
[地域活動に参加しない理由]  
(複数回答)



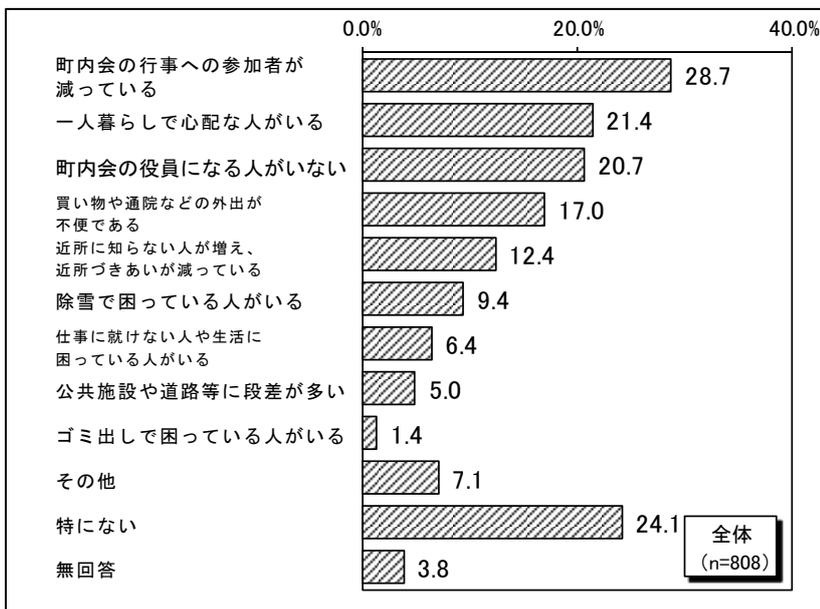
[今後参加したい地域活動]  
(複数回答)



[地域活動が活発になるために大切なこと]

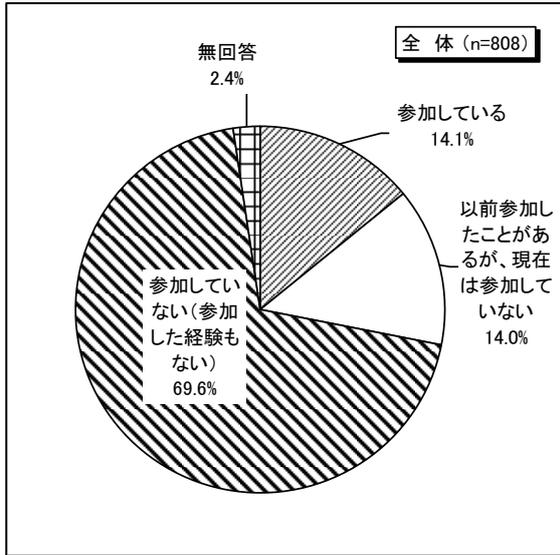


[地域の課題] (複数回答)



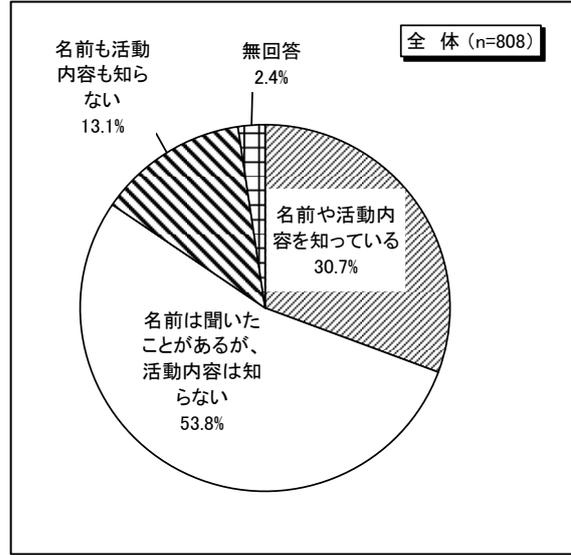
④ ボランティア活動

[ボランティア活動への参加状況]

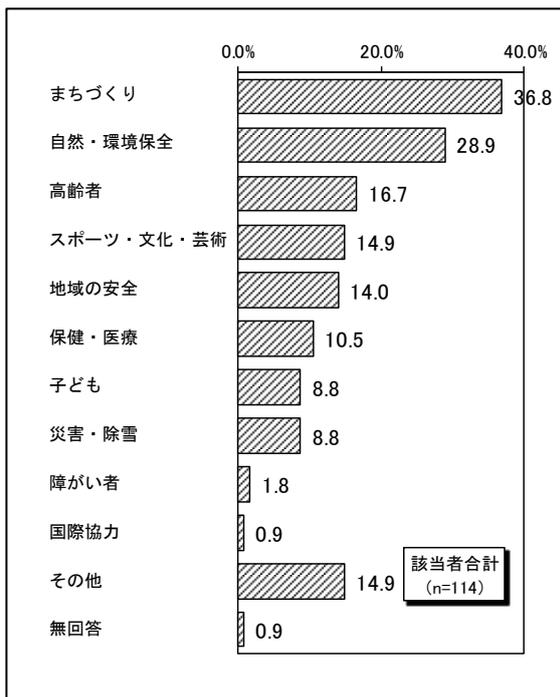


⑤ 社会福祉協議会

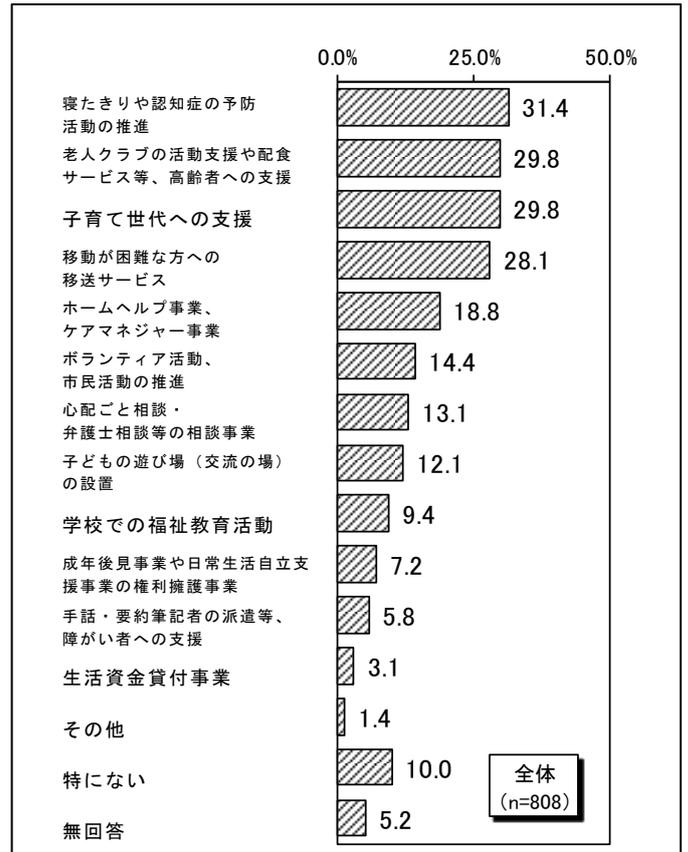
[社会福祉協議会の認知状況]



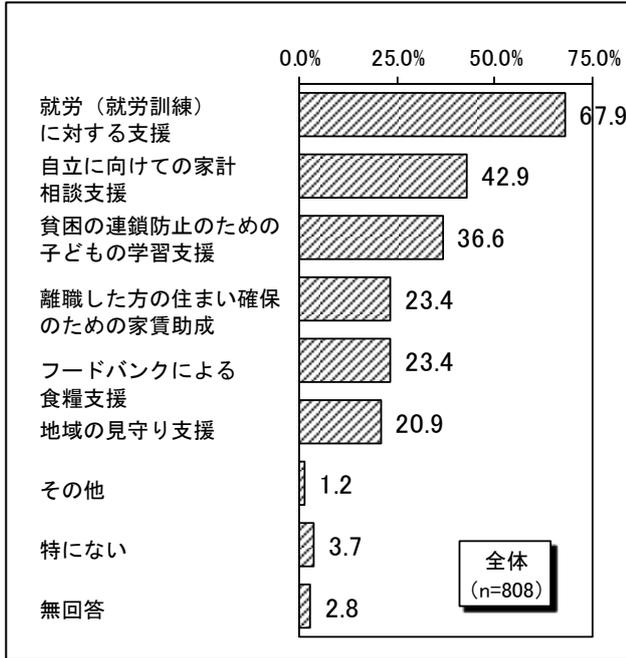
[参加しているボランティア活動の分野]  
(複数回答)



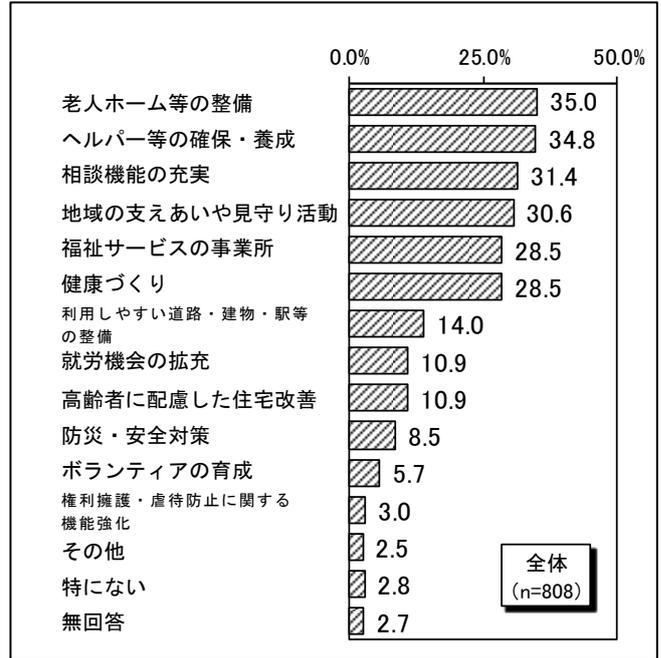
[社会福祉協議会に期待すること]  
(複数回答)



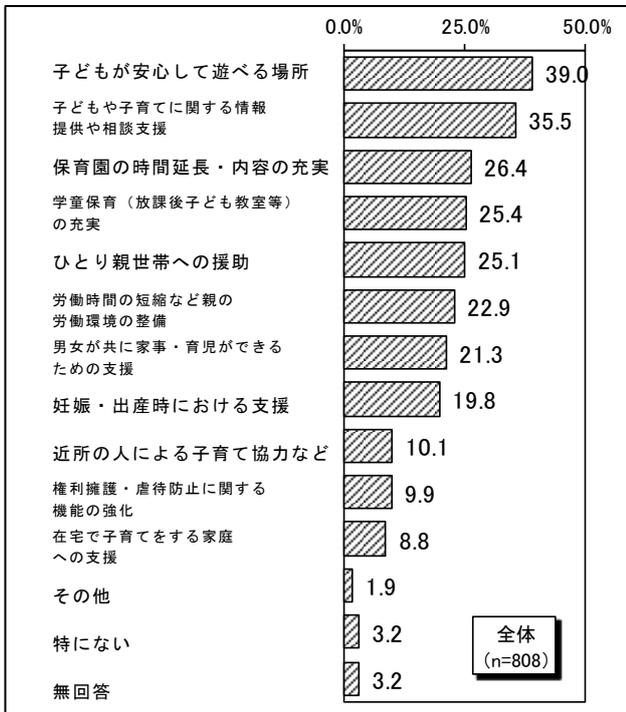
⑥地域福祉についての考え方など  
 [生活困窮者の支援についての  
 取組に重要なこと] (複数回答)



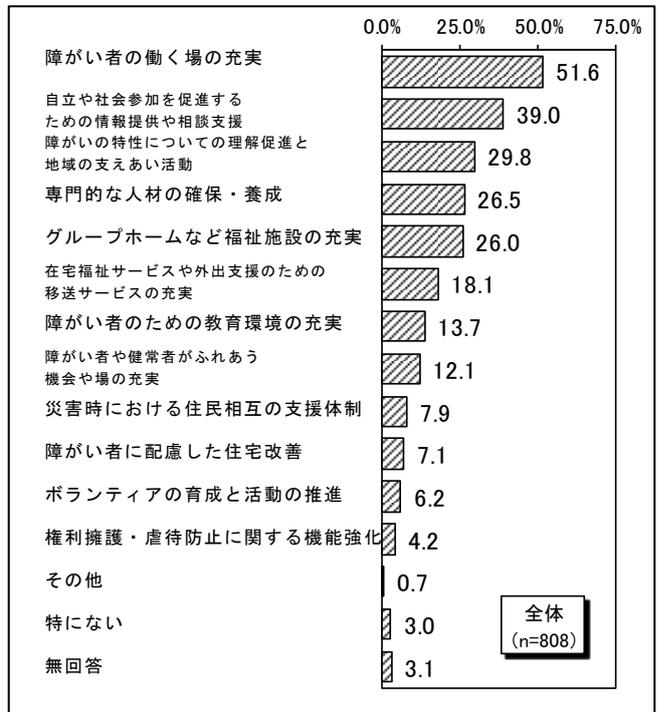
[高齢者の住みよいまちをつくる  
 ために重要なこと] (複数回答)



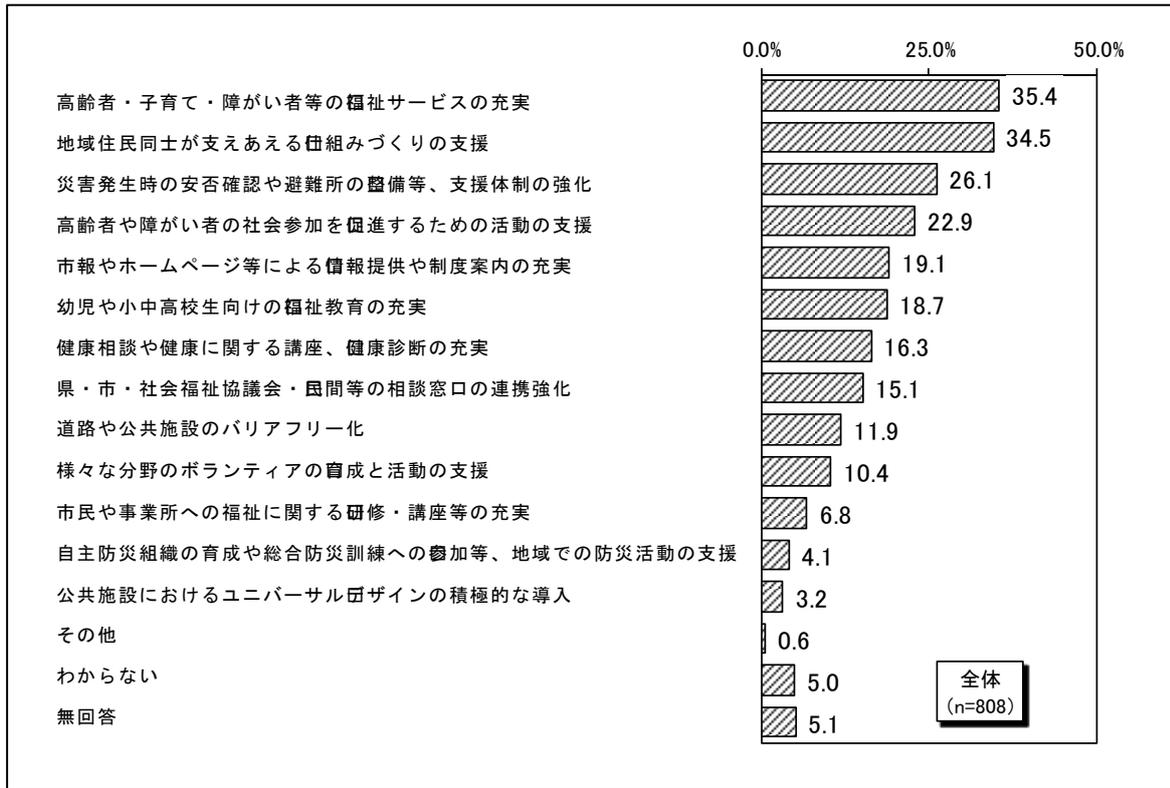
[子どもを健やかに育てる  
 ために重要なこと] (複数回答)



[障がい者の住みよいまちをつくる  
 ために重要なこと] (複数回答)

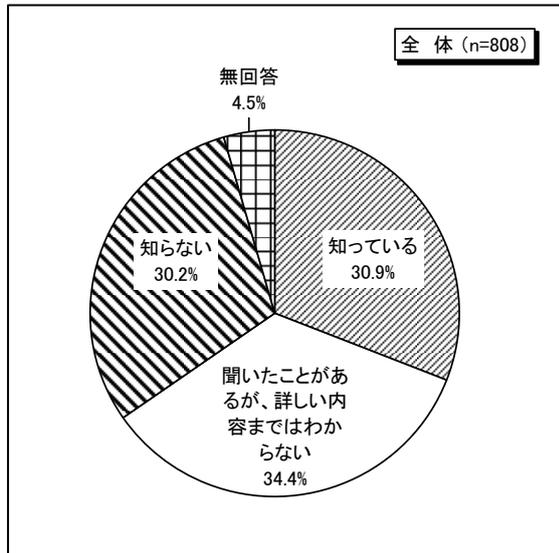


[市が優先して取り組むべき地域福祉施策] (複数回答)

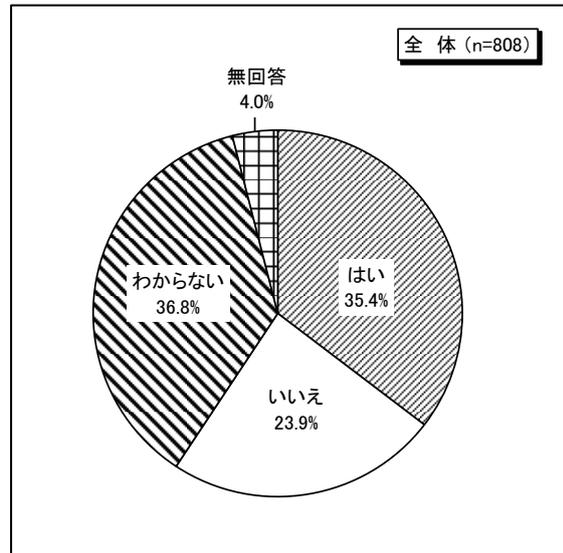


⑦成年後見制度

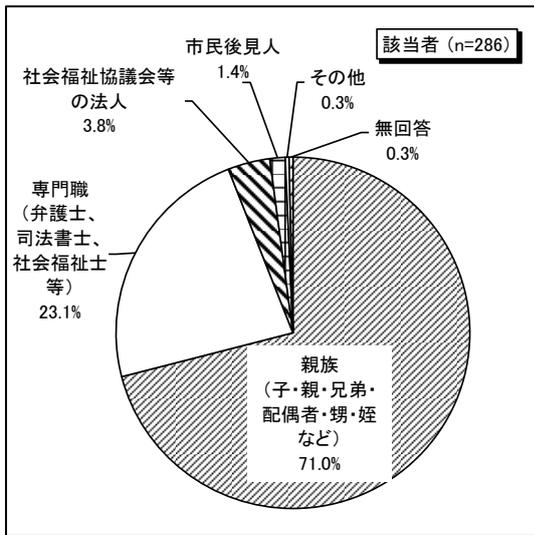
[成年後見制度の認知状況]



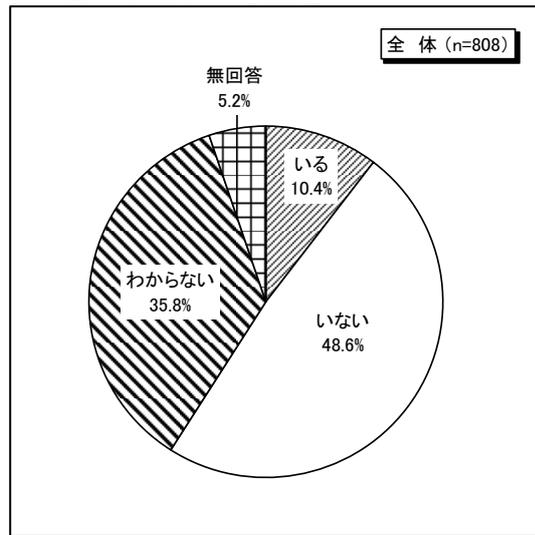
[成年後見制度の利用意向]



[後見人等の希望]

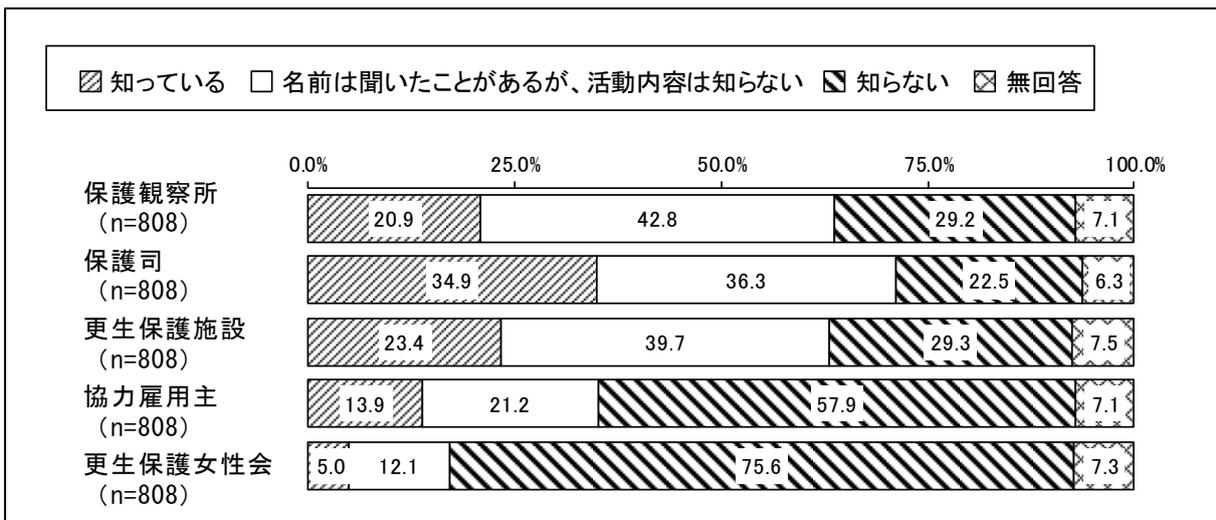


[成年後見制度の利用が必要だと思われる人の有無]

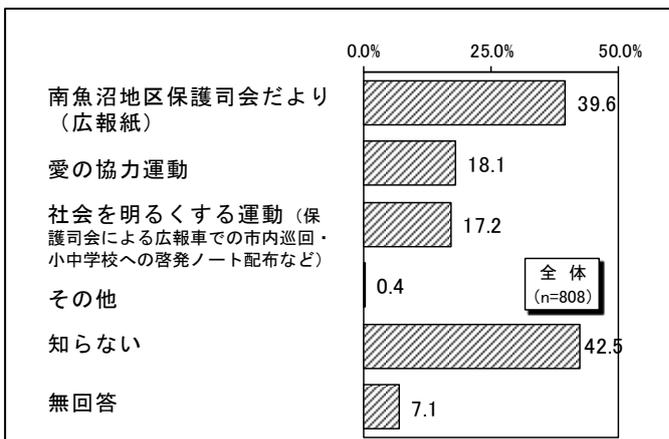


⑧再犯防止推進計画

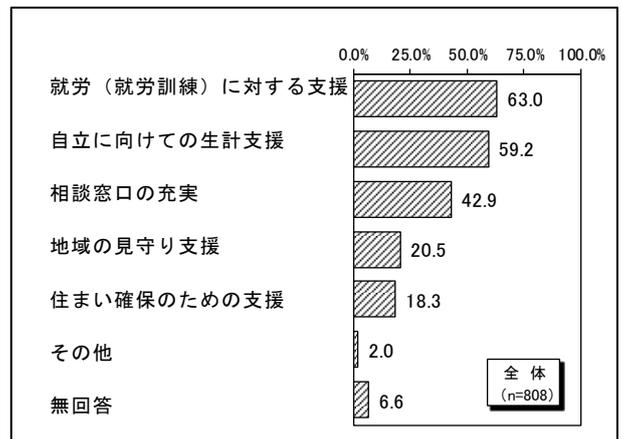
[再犯防止に関する施設や団体についての認知度]



[再犯防止に向けた啓発活動で知っているもの] (複数回答)



[再犯防止のために必要な支援] (複数回答)



### 3 事業所アンケート調査結果

#### (1) 実施概要

##### ①調査の目的

成年後見制度の利用状況やニーズを調査し、今後の成年後見制度の利用促進や支援活動の充実に資することを目的に実施した。

##### ②調査対象

市内の福祉施設やサービス事業所48か所（高齢44か所・障がい4か所）

##### ③調査方法

郵送法

##### ④調査実施日

令和2年12月期

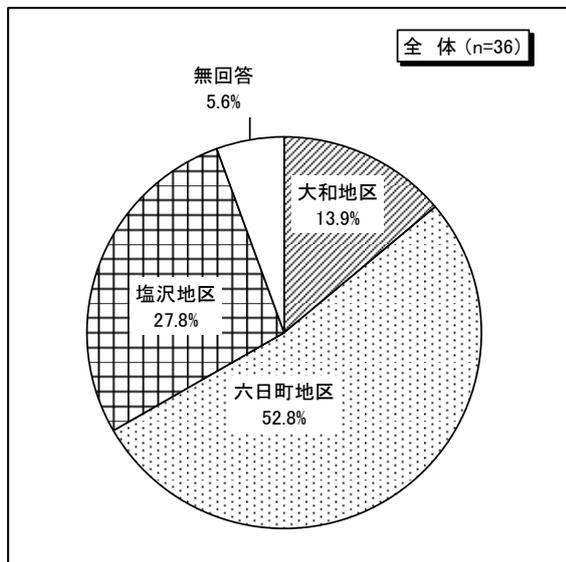
##### ⑤回収結果

有効回収数36（有効回収率75.0%）

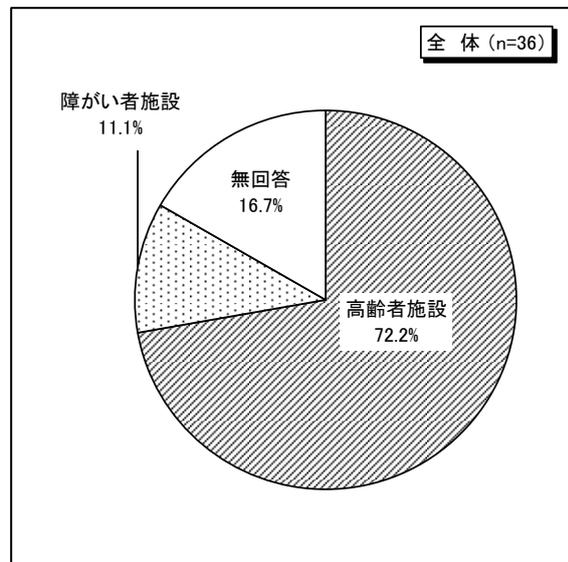
#### (2) 調査概要

##### ①回答票の構成

[所在地]

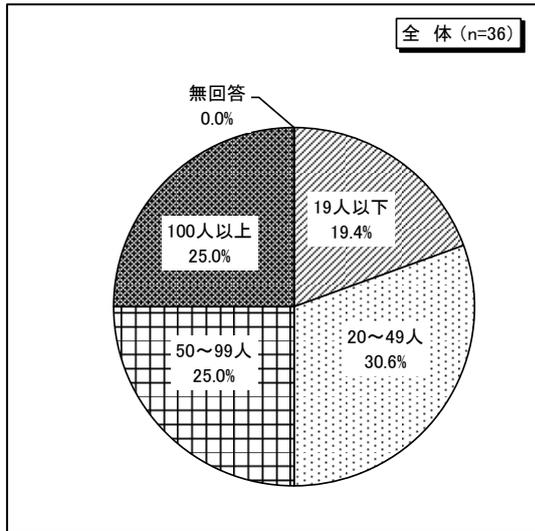


[施設区分]

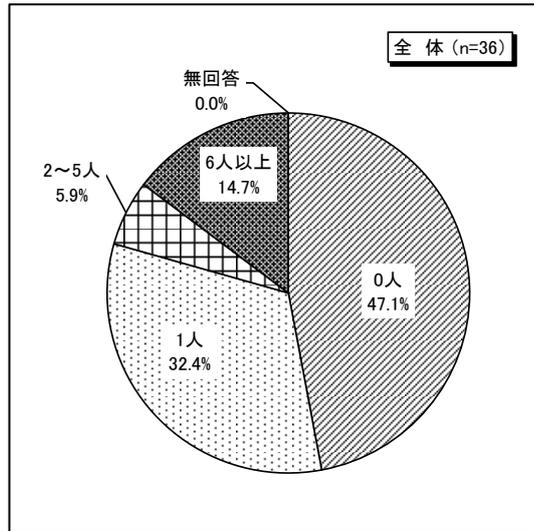


②成年後見制度利用者数

[現在の利用契約者数]

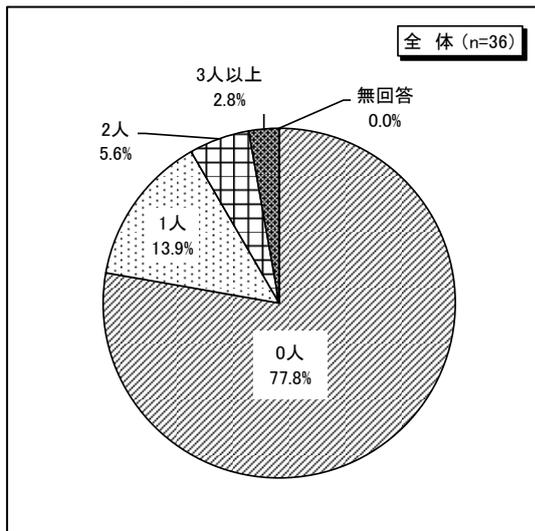


[成年後見制度の利用者数]



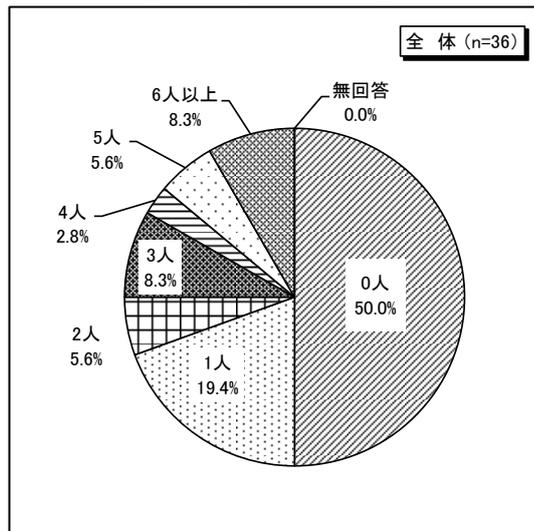
③成年後見制度に関する相談

[成年後見制度の相談を受けている人の人数]

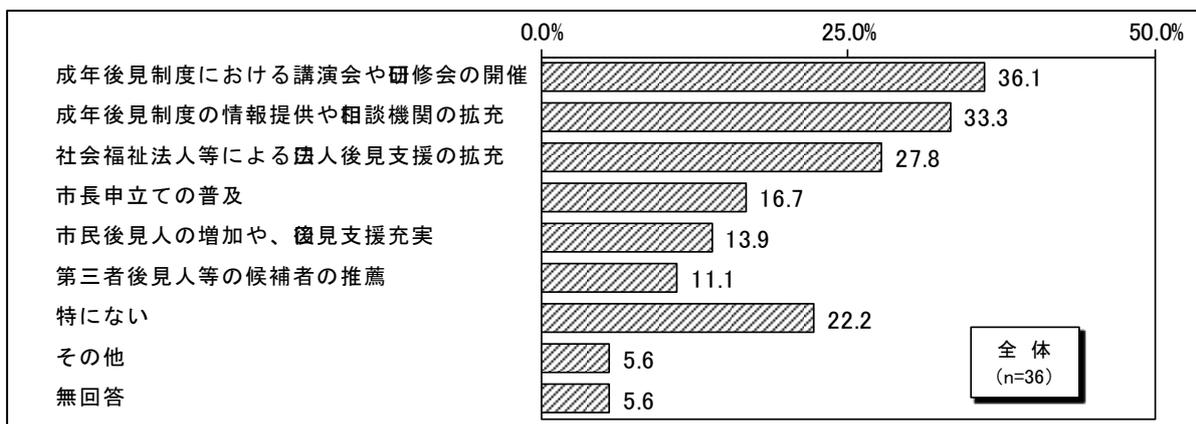


④成年後見制度の必要性

[成年後見制度を利用した方がよいと思われる方の人数]



⑤南魚沼市の成年後見制度の施策に対する要望





---

## 第4期 南魚沼市地域福祉計画

令和4年3月

南魚沼市 福祉保健部 福祉課

---

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

TEL 025-773-6667 / FAX 025-773-6723

<https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>

E-mail [kourei@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:kourei@city.minamiuonuma.lg.jp)